

平成27年12月2日

津山市長 宮地 昭 範 様

津山市総合計画審議会

会長 杉 山 慎 策

津山市第5次総合計画基本計画案について（答申）

平成27年10月26日付、津総企政第283号をもって諮問された津山市第5次総合計画基本計画案について、別紙のとおり答申します。

## 津山市第5次総合計画基本計画案の答申にあたって

本審議会は、平成27年9月に定められた基本構想に基づき、平成28年度から平成37年度までの10年間にわたる津山市の基本的な施策の方向や取組を明らかにした「津山市第5次総合計画基本計画案」について、開花プログラムごとに3つの分科会に分かれて慎重に審議いたしました。

審議にあたっては、基本構想で示された基本理念である「彩りあふれる花開く 津山の創造～市民一人ひとりの想いがかなう 夢と希望の花が咲き誇るまち～」を実現するため、時代の潮流をとらえた課題認識のもと、喫緊の課題である「人口減少問題」に取り組む姿勢、市民が主役の市政を実現するための「共創・協働」の理念、市民ニーズを踏まえた施策の方向が盛り込まれているかという点を中心に論議を深め、各委員から多くのご意見、ご提言を賜りました。

その結果、本基本計画案は、10年後の津山市のあるべき姿・方向について、分野ごとに的確な記述がなされており、適切なものと評価します。

計画推進にあたっては、本答申の主旨はもとより、各分科会の意見、提言を十分に尊重し、計画を計画として終わらせることなく、適切かつ効果的な施策の実施に着実に取り組むことを希望します。

なお、計画を具体化するにあたっては、次の点に配慮されるよう申し添えます。

### 記

- 1 地域の財産である豊かな自然と歴史・文化を守り、次代に継承するとともに、子育て・教育環境の整備、医療・介護・福祉サービスの充実、雇用の創出に取り組むこと、人口減少の抑制に努め、活力ある持続可能なまちづくりを図ること。
- 2 少子高齢化、人口減少社会に対応するため、市民、ボランティア、NPOなどとの共創・協働により、地域の生活を支える機能を維持するとともに、コンパクトで計画的なまちづくりに取り組むこと。
- 3 行財政改革に努め、選択と集中により施策の推進を図るとともに、インターネットなどの各種情報媒体を活用し、積極的な津山の魅力発信に取り組むこと。

## 1-1

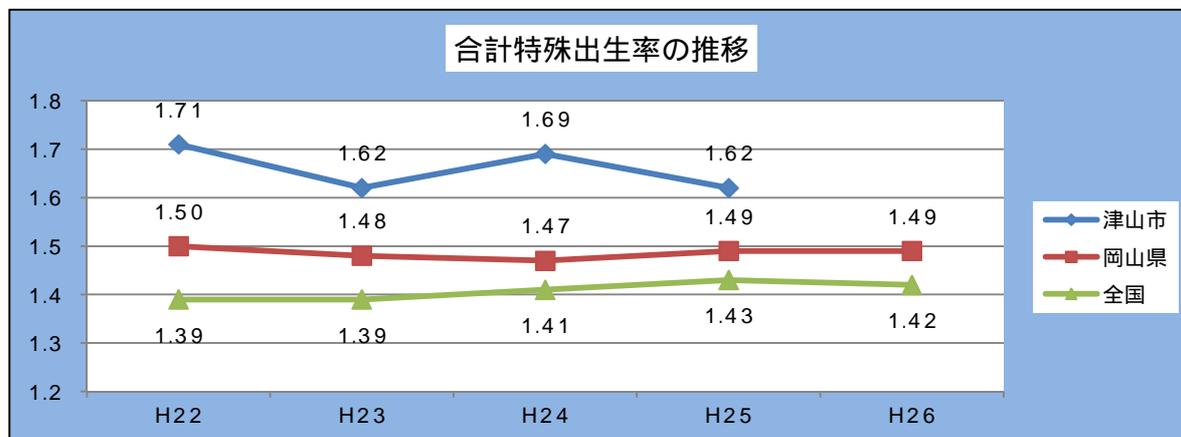
# 妊娠・出産支援の充実

### 現 状 と 課 題

我が国では、昭和40年代後半から出生率が低下し続け、少子化が進行しています。少子化の原因は、未婚化や非婚化、晩婚化とともに、経済的な理由や、育児への不安と負担感の増大がその要因と考えられています。

本市では、希望する人数の子どもを安心して産み育てることができるよう、不妊・不育治療への助成、妊娠初期の段階から保健師が関わっていく妊婦支援システムや保健師・助産師が必要な助言・指導を行う新生児訪問等に取り組んでいますが、妊娠期から支援が必要な妊婦や養育支援が必要な家庭は、年々増加しています。

そのため、妊娠する前から、妊娠、出産、産後のケアまでを一体的にサポートする相談支援体制の充実、また、経済的な負担軽減のための助成など、きめ細かな切れ目のない支援が求められています。



(資料：岡山県衛生統計年報、健康増進課調べ)

### 基 本 方 針

安心して子どもを妊娠・出産することができるよう、妊娠前から出産後までの切れ目のない支援を行います。

## 将来の目標

| 市民満足度指標               | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|-----------------------|---------------|---|
| 安心して妊娠・出産できる支援が充実している | 64.8 点        |  |

| 成果指標    | 説明                 | 現状値（平成 26 年度）     | 目標値（平成 37 年度） |
|---------|--------------------|-------------------|---------------|
| 合計特殊出生率 | 一人の女性が一生に産む子どもの平均数 | 1.62<br>（平成 25 年） | 1.72          |

## 施策の方向と主な取組

### 1 妊娠前の支援

出産を望みながら、子どもに恵まれない夫婦に対し、経済的、精神的な負担を軽減するため、不妊・不育治療への助成を行います。

### 2 妊娠から産後までの支援

母親が健康を保持し、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊産婦の状況を継続的に把握するとともに、産後うつや育児不安に対応するための妊産婦ケアに取り組みます。また、母子健康診査の実施により、健康管理の充実を図り、妊娠、出産、産後を支える切れ目のない支援を行います。

## 1-2

# 乳幼児保健の充実

### 現 状 と 課 題

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基盤が培われる極めて重要な時期です。心身の発達とともに、生活リズムの形成が始まり、保護者など、大人との関わりを通じ、情緒的な安定と人への信頼感を育てていきます。

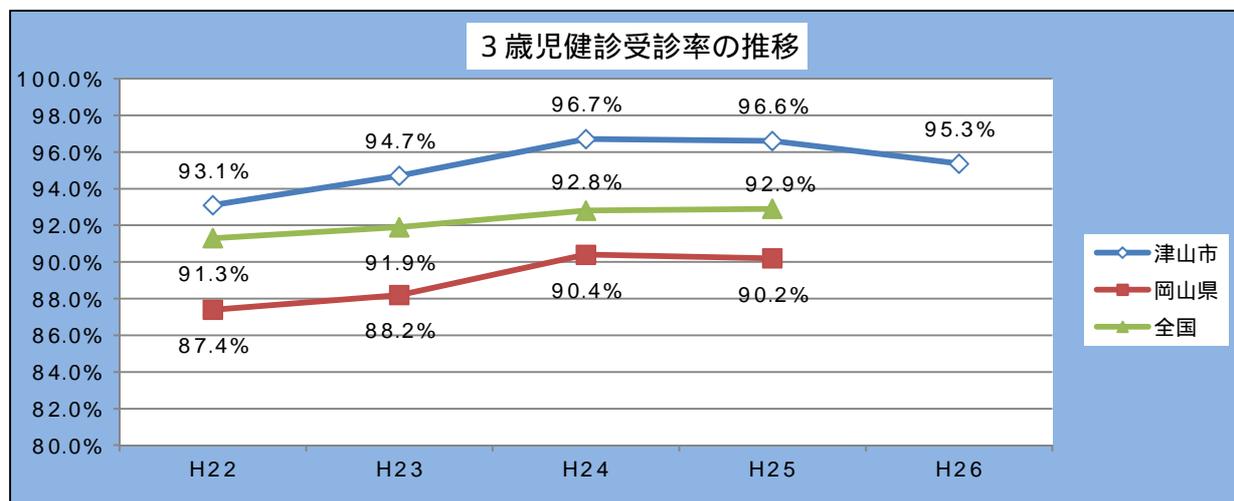
また、社会性や基本的な生活習慣を身に付けていく時期でもあります。

本市では、子どもの健康状態、発育・栄養状態や先天的な疾病の有無、ことばや身体機能などの発達を確認するため、健診を定期的に行っています。

また、感染症を予防し、重症化を防ぐため、各種の予防接種を実施しています。

しかし、共働き家庭の増加、働き方の多様化、身近な支援者の不在など、子育てをめぐる環境が大きく変化するなか、子育てに対する不安や負担感を持つ親は増加しています。

安心して子育てができるよう、新生児期から母子の健康を確保するとともに、子どもが適正な生活習慣や正しい食習慣を身につけ、健やかに育つよう、情報提供、相談・健診体制などの充実が求められています。



(資料：岡山県の母子保健、健康増進課調べ)

### 基 本 方 針

子どもの健やかな成長のため、健診や予防接種に取り組み、受診率、接種率の向上に努めます。乳幼児期の子育てを支援するため、訪問による相談体制の充実を図るとともに、正しい食習慣を身につけるための食育を推進します。

将来の目標

| 市民満足度指標             | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|---------------------|---------------|---|
| 子どもの健康に対する支援が充実している | 64.2 点        |  |

| 成果指標     | 説明         | 現状値（平成 26 年度）     | 目標値（平成 37 年度）      |
|----------|------------|-------------------|--------------------|
| 乳幼児健診受診率 | 乳児健診、1 歳 6 | 乳児健診 97.1%        | 乳児健診 100.0%        |
|          | か月児健診、3 歳  | 1 歳 6 か月児健診 98.4% | 1 歳 6 か月児健診 100.0% |
|          | 児健診の受診率    | 3 歳児健診 95.3%      | 3 歳児健診 100.0%      |

施策の方向と主な取組

1 子どもの健康の保持・増進

子どもが笑顔で元気に育つためには、乳幼児期からの健康づくりが大切であり、乳幼児健康診査の受診率向上や継続的な観察や支援が必要な子どもへの適切なフォローに取り組めます。また、予防接種の充実と接種率向上を図ります。

2 安心して子育てができる支援

すべての子どもが健やかに育つ社会をめざし、保護者が安心して子育てできるよう、乳児家庭訪問や養育支援家庭訪問などにより、必要な助言・指導を行うなど、個々の状況に応じたきめ細かな支援を推進します。

3 子どもの食育の推進

「からだところ」の健全な育成にとって、日々の食事は極めて重要な役割を果たすため、保育園（所）・幼稚園などと連携し、乳幼児期からの正しい食習慣の定着や、食に関する知識の普及に取り組めます。

## 1-3

# 幼児教育・保育の充実

### 現 状 と 課 題

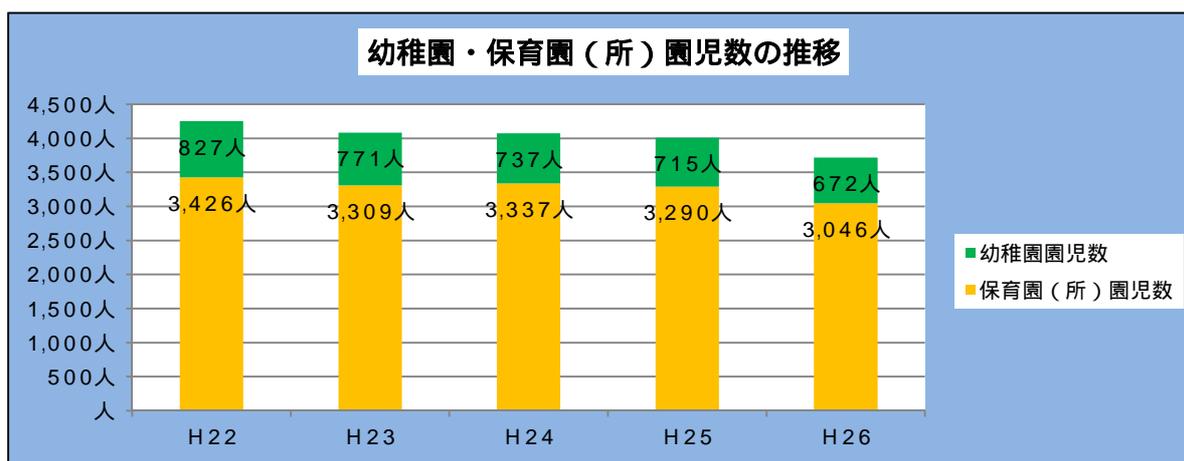
幼児期は、知的にも情緒的にも急速に成長する時期であり、日々の生活や遊びなどの体験を通じて、コミュニケーション能力を身につけ、自己と他者、社会とのつながりの基礎を形成する重要な時期です。

近年、核家族化や少子化の進行によって、子どもや兄弟姉妹の数が減少するなかにおいて、子どもの健やかな育ちに必要となる同年齢での集団生活や異年齢の幼児と主体的に関わる機会の確保が求められています。

本市では、子どもの発達に応じた「津山市における就学前教育・保育カリキュラム」を作成し、公立、私立それぞれの保育園・幼稚園でカリキュラムを活用した特色ある教育・保育の充実を図るとともに、小学校への進学が円滑に行われるよう、保幼小連携に取り組んでいます。また、特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援などに努めています。

今後は、多様化する教育・保育ニーズへの対応、発達段階に応じた指導、特別な支援が必要に子どもに対しては、個々に対応した適切な療育など、さらなる教育・保育の充実と家庭や関係機関、地域との連携強化が求められています。

また、認定こども園への移行や、適正規模の集団での幼児教育を行うため、園児数が減少している公立幼稚園の再構築が必要です。



（資料：こども課調べ）

### 基 本 方 針

子どもたちの豊かな心と体を育むため、遊びや体験を通じた総合的な幼児教育・保育の充実を図ります。一人ひとりの個性や発達段階に応じたきめ細かな対応に努め、特別な支援が必要な子どもに対しては、個々に対応した適切な療育などを実施します。

幼児期から学童期へ子どもの育ちをつなぐため、小学校との連携を強化します。

将来の目標

| 市民満足度指標                   | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|---------------------------|---------------|---|
| 子どもが安心して幼児教育や保育を受けることができる | 66.7 点        |  |

| 成果指標        | 説明              | 現状値(平成 26 年度) | 目標値(平成 37 年度) |
|-------------|-----------------|---------------|---------------|
| 教育・保育施設在園児数 | 教育・保育施設に入所する園児数 | 3,718 人       | 3,650 人       |

施策の方向と主な取組

1 幼児教育・保育の充実

保護者の教育・保育ニーズに適切に対応できるよう、認定こども園への移行や公立幼稚園の再構築を行い、受け入れ体制の確保に努めます。「就学前教育・保育カリキュラム」の一層の推進を図り、質の高い就学前教育・保育をめざします。

また、子どもの連続的な育ちや学びのために、小学校などの関係機関と連携し、円滑な移行を進めます。

2 民間の教育・保育施設との連携

子どもが健やかに育つため、民間の運営する教育・保育施設との連携を推進します。

3 特別支援・療育体制の充実

特別な支援が必要な子どもたちに対して、個々に対応したきめ細かな支援・療育を実施します。

また、保護者等の不安や悩みに対応するため、療育支援に取り組むとともに、子どもの育ちに対する正しい理解を促進するため、情報提供や啓発活動を実施します。

## 1-4

# 子育て支援の充実

### 現状と課題

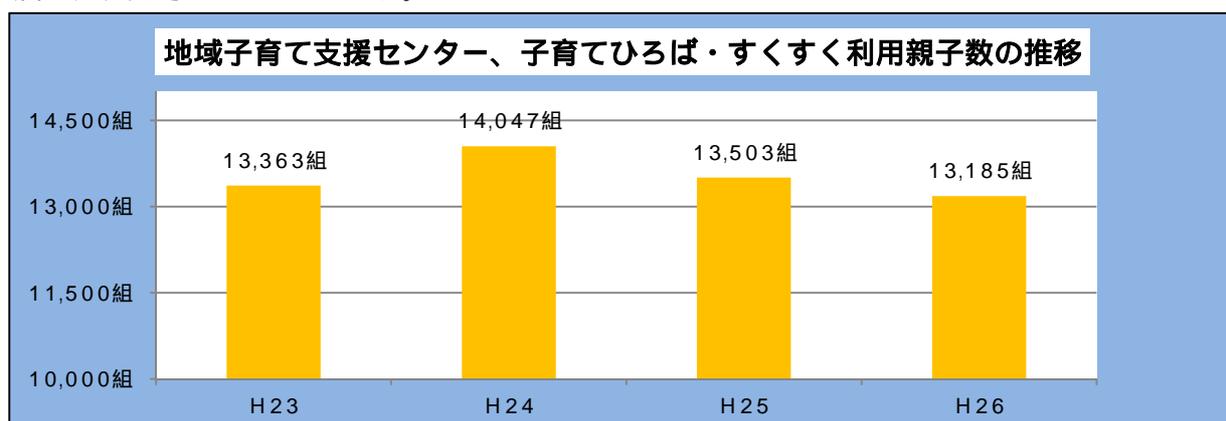
核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てについて相談できる人が身近にいないことから、親の子育てに対する不安感や孤立感が高まっています。また、共働き家庭の増加や女性の就労意欲は向上していますが、子育てと仕事の両立に向けた支援体制が十分に整っていないことから、時間に追われ、ゆとりある子育てが難しくなっている現状がみられます。

こうした状況が、家庭における教育力の低下や、さらには児童虐待などにつながることも不安視されています。

このため、本市では、子育て支援センターや子育て広場、児童館等を設置し、保護者同士の交流や情報交換をしながら、子どもの遊びの場を提供するとともに、延長保育、病児保育、放課後児童クラブ事業等の子育てと仕事の両立支援につながる事業を実施しています。

また、子どもの健康を守り、子育てに係る経済的な負担の軽減を図るため、子ども医療費の助成を行っています。さらに、専門の相談員によるひとり親家庭支援や児童虐待防止に取り組んでいます。

社会問題化している子どもの貧困対策など新たな課題もあり、子育て支援施策の重要性は非常に高く、地域におけるすべての子育て家庭を対象とする総合的できめ細かな支援策の一層の充実が求められています。



(資料：こども課調べ)

### 基本方針

すべての子育て家庭が、精神的にも時間的にもゆとりをもって子どもと過ごし、親自身も保護者として成長するなかで、安心して楽しく子育てができるよう、子育て家庭を支援するとともに、児童虐待防止や子どもの貧困対策に取り組めます。

将 来 の 目 標

| 市民満足度指標          | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|------------------|-------------|---|
| 子育て支援サービスが充実している | 60.2点       |  |

| 成果指標               | 説明                    | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|--------------------|-----------------------|-------------|-------------|
| 地域子育て支援センター等の利用親子数 | 子育て中の親子が交流する場に参加する親子数 | 13,185組     | 16,000組     |

施策の方向と主な取組

1 多様な子育て支援の充実

子育て家庭の不安感や孤立感を解消し、安心して子育てができるよう、親同士の交流や子どもの遊びの場を提供するとともに、相談体制などの充実に努めます。また、子どもの医療費助成、保育料の多子減免などの経済的支援や、延長保育、病児保育、一時預かり事業、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターなど、子育てと仕事の両立につながる支援を充実します。

2 ひとり親家庭等の自立支援

多岐にわたる相談内容に対応するため、母子父子自立支援員の配置や関係機関等の連携を強化し、体制の充実に努めるとともに、経済的支援や就労支援を推進します。

3 児童虐待防止対策と子どもの貧困対策に関する総合的な施策の推進

児童虐待の防止のため、児童相談所など関係機関との情報共有などの連携強化を図り、支援体制の充実や児童虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。また、子どもの貧困に関する実態を把握し、関係機関と連携しながら、教育支援や生活支援など、子どもの貧困対策に取り組めます。

## 2-1

# 義務教育の充実

### 現 状 と 課 題

本市では、これまで、地域に根ざし、地域の絆に支えられた学校づくりを進めてきました。少子高齢化、経済格差の拡大、家族形態の変容など、教育を取り巻くさまざまな環境が大きく変化しており、学校教育に対する保護者や地域のニーズも多様化・複雑化・高度化してきています。

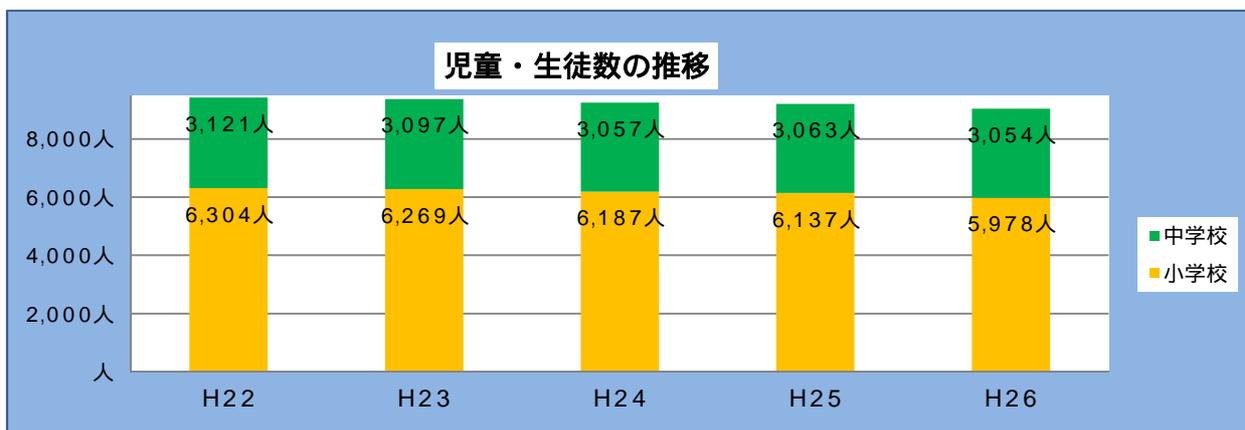
このような社会情勢のなか、本市においても、学力、不登校・暴力行為・いじめなどの問題、特別支援教育の充実など、早急に対応しなければならない教育課題が山積しています。

学力では、平成19年度から行われている全国学力・学習状況調査(注)の結果において、ほぼすべての教科で岡山県の平均正答率を下回る結果となっており、基礎学力の定着など、学校が中心となり、家庭や地域との連携を図りながら、確かな学力向上の取組を進める必要があります。

いじめや不登校などの問題についても、子どもたちが、温かい人間関係のなかで安心していきいきと生活できる場となるよう、学校だけでなく、家庭や地域など市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力するとともに、福祉などの専門家や関係機関などと一体となって取り組まなければなりません。

また、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒が年々増加しており、県下で唯一の「津山市特別支援教育推進センター(注)」を核とした、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導の充実を図る必要があります。

これらの課題を改善することはもちろんのこと、子どもたちが、これからの社会のなかで、たくましく生き抜くためには、健康・体力を保持増進し、自らの課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し行動する力が必要となります。さらに、自己を認め、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を持ち、人とつながることができる力を醸成することが求められています。



(資料：学校基本調査)

## 基本方針

子どもたちが、いきいきと学び、楽しく遊び、友だちをつくり、自分に誇りを持ち、夢と希望を育むことができる「わかる授業・学ぶよろこび・楽しい学校」の実現をめざします。ふるさと津山に誇りと愛着をもつとともに、グローバルな視野に立ち、広く社会に貢献できる人材の育成に努めます。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                                | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|--|-------------|---|
| 小中学校の教育内容や指導が充実し、子どもたちがいきいきと学校生活を送っている | 61.8点       |  |

| 成果指標                         | 説明   | 現状値(平成26年度)  | 目標値(平成37年度)   |
|------------------------------|--|--|---------------|
| 全国学力・学習状況調査における各科目の平均正答率     | 全国学力・学習状況調査における各科目の平均正答率<br>( )内の数値は岡山県平均正答率                             | <b>【小学校】</b><br>国語 A70.2%(71.4%)<br>B49.7%(54.5%)<br>算数 A76.0%(77.8%)<br>B51.2%(56.6%)<br><b>【中学校】</b><br>国語 A75.6%(78.2%)<br>B44.0%(48.1%)<br>数学 A59.3%(65.4%)<br>B49.4%(55.9%) | 岡山県平均を上回る     |
| 問題行動など生徒指導上の諸問題に関する調査における発生率 | 問題行動など生徒指導上の諸問題に関する調査における発生率<br>暴力行為・いじめは1,000人あたりの発生件数<br>( )内の数値は岡山県数値 | <b>【暴力行為】</b><br>小0.8件(2.1件)<br>中15.1件(13.3件)<br><b>【いじめ】</b><br>小4.4件(4.0件)<br>中7.2件(7.3件)<br><b>【不登校】</b><br>小0.2%(0.5%)<br>中1.8%(2.4%)  | 全国・岡山県平均を下回る  |
| 教育支援計画の作成率                   | 通常学級における支援が必要な児童・生徒の支援計画作成率  | 小学校 10.9%<br>中学校 5.5%  | 小中学校ともに100.0% |

## 施策の方向と主な取組

### 1 学力の向上

子どもたちが、意欲的に学習に取り組み、「学ぶよろこび」が実感できるよう、落ち着いた学習環境を整備するとともに、教職員の指導力の向上と子どもたちの目線に立った授業改善を行い、「わかる授業」を実現することで、確かな学力の定着を図り、将来を担う人材の育成に努めます。

## 2 生徒指導と不登校対策

学校は、心理や福祉の専門家と一体となった校内指導体制を築き、家庭や地域との相互協力のうえで、指導の充実を図ります。また、関係機関との連携や「チーム学校（注）」の考え方のもと、問題行動、不登校、いじめなどの生徒指導上の課題解決を図るとともに、子どもたちがいきいきと学び、夢と希望を育む「楽しい学校」を推進します。

## 3 特別支援教育の充実

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導の充実を図るため、「津山市特別支援教育推進センター」を中心として、早期からの教育相談及び支援体制の構築を進めるとともに、少人数指導体制を整備します。

## 4 地域の教育力の活用

学校や地域の特色を活かした取組を推進するため、地域の施設や人材を活用するなど、地域に根ざした体験活動を積極的に支援します。これらの学習活動によって、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、ふるさとを理解し愛する心を培います。

## 5 就学支援の充実

急速な社会の変化による経済格差が拡大するなか、児童生徒が学ぶ意欲を持ち続け、安心して学校生活を送ることができるよう、就学支援の充実を図ります。

## 6 学校保健及び学校給食の充実

子どもたちが生涯を通じて自主的な健康づくりが実践できるよう、家庭や地域などと連携し、心身の健康教育の充実を図ります。

また、地域の産物や食文化を理解し尊重する心の醸成、生産などに携わる人々の努力や食に対する感謝の念を育み、地域産業の活性化や環境負荷の低減へも配慮しながら、安全・安心でおいしい給食を安定して提供するとともに、食育を推進します。

### 【用語説明】

- 全国学力・学習状況調査・・・文部科学省が2007年（平成19年）より日本全国の小中学校最高学年（小学校第6学年、中学校第3学年）を対象に、学力・学習状況の把握を目的として行われる調査。年1回・4月に「教科に関する調査」及び「生活習慣や学校環境に関する質問紙調査」を実施している。
- 津山市特別支援教育推進センター・・・本市における特別支援教育の拠点施設。学校・園を対象とした巡回相談や保護者を対象とした教育相談、教員を対象とした教育相談、教員や保護者を対象とした研修会などを実施している。
- チーム学校・・・教員が指導力を発揮できる教育環境の整備として、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置し、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し、学校組織全体が、一つのチームとして力を発揮することで、学校組織全体の総合力を高めていこうとするもの。

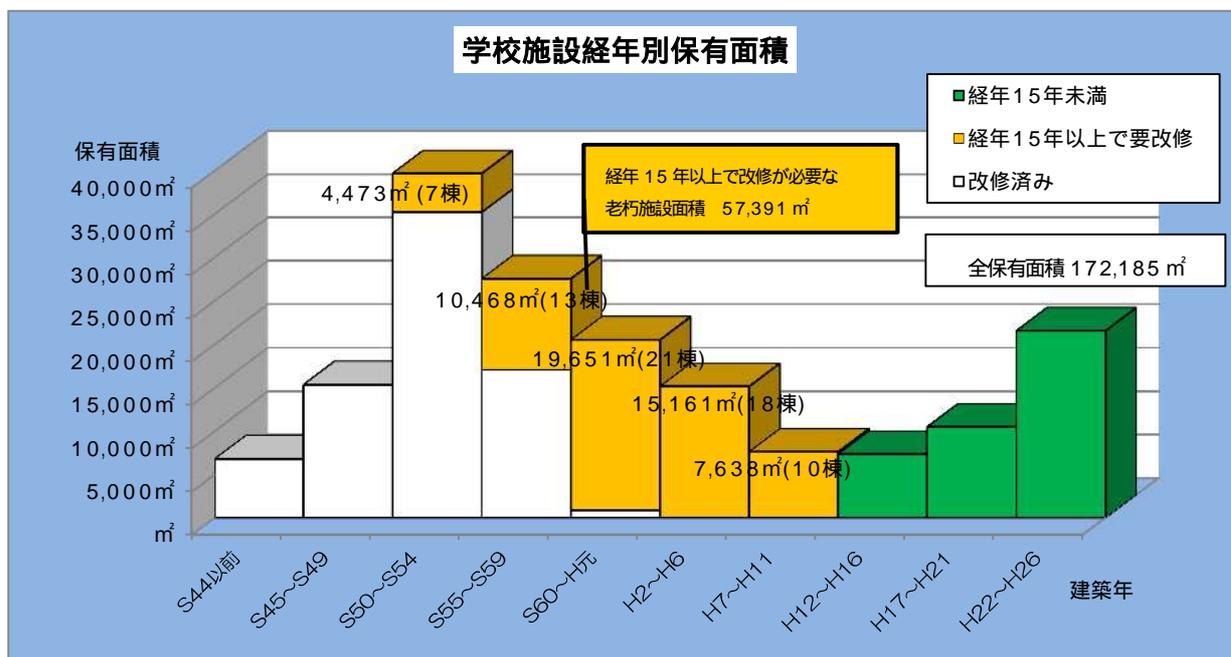
## 2-2

# 教育環境の充実

### 現 状 と 課 題

学校施設は、子どもたちが安全・安心な空間で学び生活できる場所であるとともに、地震などの災害時の緊急避難場所としての役割を担っています。本市には市立の小学校が27校、中学校が8校あり、平成26年度には耐震化が100%完了していますが、建築後30年以上経過する建物が多数存在します。老朽化した建物や施設などの更新が課題となっており、全市的な公共施設のあり方も見据えながら、改修に取り組むことが必要となっています。さらに、子どもたちの健康面の不安や学習意欲低下などの解消のため、空調施設の整備を計画的に実施することが求められています。

また、高度情報化社会のなかで、児童生徒及び教員が活用する情報機器の整備や、学校の情報資産のセキュリティ対策や管理体制の確立が求められています。



施設面積は、2階建以上または200m<sup>2</sup>を超える施設（棟）の面積  
(資料：学校施設課調べ)

### 基 本 方 針

子どもたちが安全・安心に学習できる良好な教育環境を確保できるよう、全市的な公共施設のあり方も見据えながら、小中学校施設を計画的に整備します。

児童生徒及び教員が活用する情報機器を計画的に導入するとともに、学校の情報資産のセキュリティ対策及び管理体制の整備を行います。

将来の目標

| 市民満足度指標                     | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|-----------------------------|---------------|---|
| 小中学校の施設は、子どもたちにやさしい施設になっている | 63.5 点        |  |

| 成果指標      | 説明                               | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|-----------|----------------------------------|---------------|---------------|
| 大規模改修した棟数 | 大規模改修により教育環境の改善が図れた校舎・屋内運動場などの棟数 | 0 棟           | 69 棟          |

施策の方向と主な取組

1 学校施設の整備

子どもたちが安全・安心に学習できる良好な教育環境を確保するため、老朽化した建物・施設について、全市的な公共施設のあり方も見据えながら、学習内容の多様化、生活様式の変化に対応した整備を行います。

また、事件、事故や不審者に対応した施設整備を進め、子どもたちの安全・安心で良好な教育環境に努めます。

「小中学校施設整備事業・安心安全対策事業」・・・老朽化した校舎棟、屋内運動場、プールの大規模改修と空調施設の整備を行います。フェンス、門扉、防犯カメラの設置を計画的に行います。

2 学校情報資産のセキュリティ対策と管理体制の整備

児童の学習の関心・意欲・理解を高めるため、情報機器を計画的に導入するとともに、学校の情報資産のセキュリティ対策及び管理体制の整備を行います。

「学校 ICT 環境整備事業」・・・学校情報資産を教育委員会で一元管理できる体制を整備し、情報セキュリティの向上や教員の情報管理の負担を軽減します。また、今後学校に必要な情報資産の長期整備計画を策定します。

## 2-3

# 高等教育機関との連携

### 現 状 と 課 題

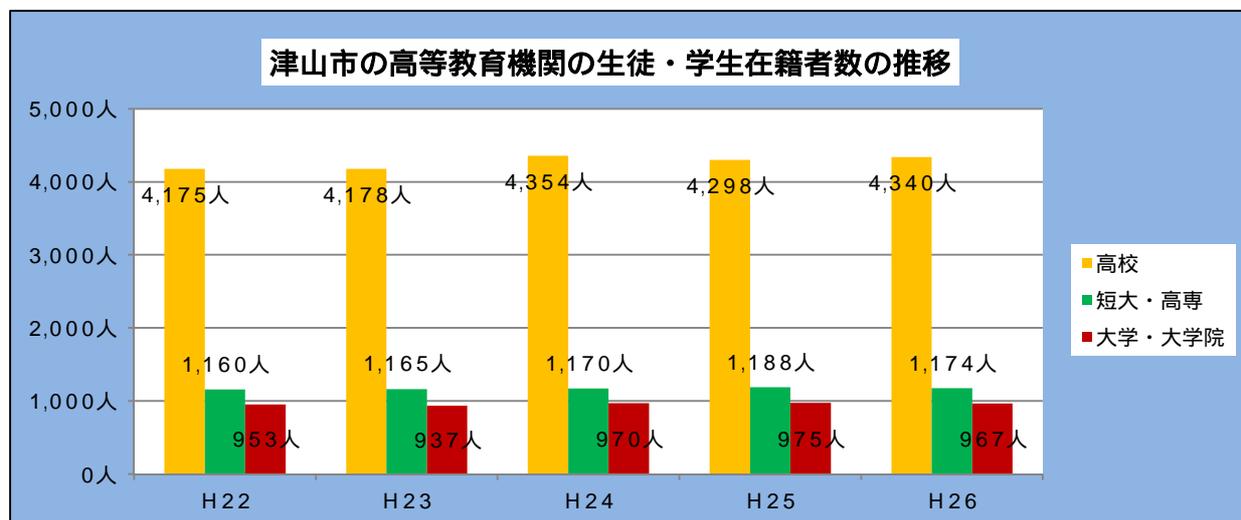
本市には、県立高校4校、私立高校2校、津山高専、美作大学（短大、大学院を含む）が所在し、本市及び周辺市町村や県外からの多数の学生、生徒が学び、県北の教育機関の拠点となっています。

これらの学校は、本市における高等教育の重要な役割を担い、また、都市機能として貴重な財産となっています。

平成20年、地域の知的財産である美作大学、津山高専と包括連携協定を結び、相互の魅力や能力を高めるとともに、お互いが持つ資産を活用してきましたが、現在は5つの高等教育機関と協定を結んでおり、包括連携事業の充実が求められています。また、今後、本市のまちづくりにとって有益な高等教育機関との連携も視野に入れた取組が必要です。

私学については、それぞれの建学の精神にもとづき、伝統的な文化を継承しつつ、特色のある教育推進を図ってきましたが、学生の減少期に入った厳しい経営環境のもと、自助努力による経営基盤の維持・強化とともに、持続的に発展するための新たな取組の推進が求められています。

これからは、地域社会の発展に貢献する基盤として新しい知識を創造するとともに、高い専門性や本市の発展に寄与する人材を育成することが一層望まれています。



（資料：津山市統計書より）

### 基 本 方 針

学生・生徒が安心して勉学に励めるよう、教育環境の向上に努めるとともに、地域社会の発展に資する人材の育成に努めます。

## 将来の目標

| 市民満足度指標               | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|-----------------------|---------------|---|
| 津山市と大学・高専等との連携が図られている | 56.9 点        |  |

| 指標名           | 事業指標（説明）              | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|---------------|-----------------------|---------------|---------------|
| 包括連携事業での取組事業数 | 美作学園・津山高専等と取り組んでいる事業数 | 17 事業         | 30 事業         |

## 施策の方向と主な取組

### 1 地域連携の推進

産・学・官・民の連携、公開講座や地域研究の取組など、地域社会の発展に貢献する教育機関としての機能を発揮できる環境の整備に努めます。地域の歴史や伝統を反映した個性ある教育や高い専門性をもった人材育成を推進するため、関係機関への要請や私学との連携に努めます。

### 2 私学への支援

津山地域において、地域交流や知的資産の活用及び本市の知名度を向上させる取組により、本市のまちづくりに貢献する私学の活動に対して助成します。

#### 【用語説明】

包括連携協定・・・市と大学などが、さまざまな分野において相互に協力し、地域社会の発展、人材の育成及び高等教育機関の振興に寄与するため包括的な連携について協定を結ぶこと。平成 27 年 10 月 1 日現在では美作学園、津山工業高等専門学校、岡山商科大学、就実学園、加計学園と協定を締結している。

## 2-4

# 家庭・地域の教育力の充実

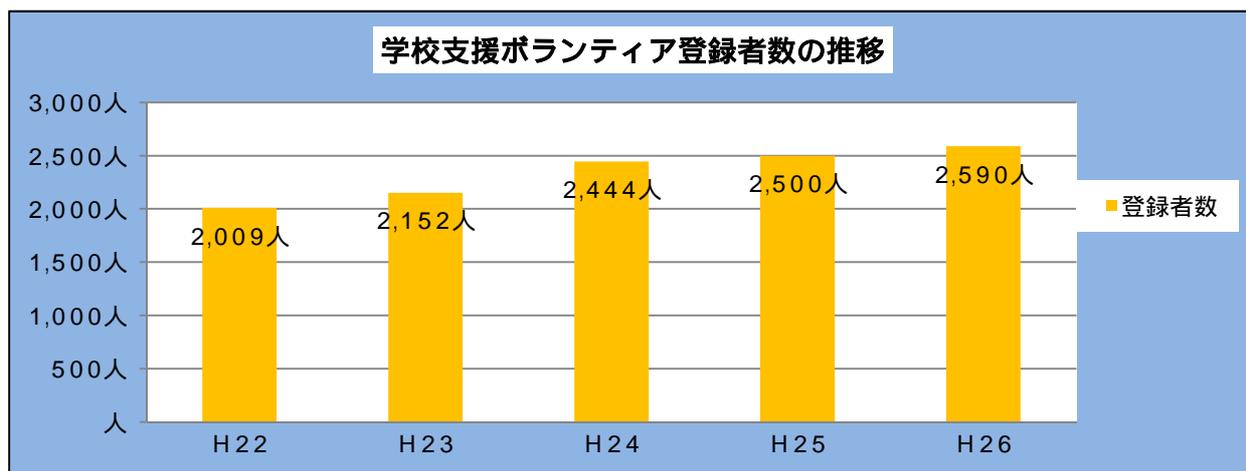
### 現 状 と 課 題

家庭は、子どもが人生において最初に出会う社会です。教育の原点は家庭にあると言われるように、親の責任はとても重要です。親は、子どもを健全に育てるため、家庭教育力を高め、子どもに社会のルールやマナーなどを教えることが必要です。

しかし一方で、核家族化の進行や地域の間人関係の希薄化などから、子育ての知識や知恵が受け継がれにくくなるとともに、孤立傾向により子育ての悩みや不安を抱える親も増えるなど、家庭教育が困難な時代と言われています。

家庭教育の自主性を尊重しつつも、地域や学校をはじめとする豊かなつながりのなかで家庭教育が行われるために、親に対する学習機会の提供や相談体制を充実させながら、親同士のネットワークの強化を図り、孤立感や負担感を軽減するなど、親を支援する取組を進める必要があります。

さらに、学校、家庭、地域を結ぶPTA活動の活性化や、地域社会の共有財産である学校、公民館などを核とした「学校支援地域本部事業」、「放課後子どもプラン推進事業」など、地域ボランティアの体制づくりや子どもの居場所づくりを進め、子どもたちが地域の人々と交流し、さまざまな体験活動に触れることができるよう、地域全体でサポートしていく取組が必要です。



(資料：生涯学習課調べ)

### 基 本 方 針

親としての役割を学び、責任感と自覚を高める学習機会を提供し、親同士のつながりを育むとともに、学校、家庭、地域の連携をさらに進め、規範意識の向上など地域ぐるみで家庭・地域の教育力の向上に取り組みます。

将来の目標

| 市民満足度指標                      | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|------------------------------|-------------|---|
| 家庭と地域が連携して、子どもたちを育てる体制が整っている | 56.6点       |  |

| 成果指標                        | 説明                | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|-----------------------------|-------------------|-------------|-------------|
| 学校支援ボランティア登録者数              | 学校支援ボランティア登録者数    | 2,590人      | 3,100人      |
| 授業以外で1日に30分以上読書をする児童(小6)の割合 | 児童(小6)の読書習慣の定着の割合 | 38.6%       | 50.0%       |

施策の方向と主な取組

1 家庭教育力の向上

子育てにおいて親や家庭教育の重要性について意識啓発を図るため、親が集まるさまざまな機会を捉え、生活リズムの確立、規範意識や道徳心の向上、家庭学習の必要性と習慣づけなど、家庭の役割の大切さを発信します。

また、子育ての悩みや不安の解消、親の人間関係づくりを進める講座や参加体験学習などを開催し、家庭教育力の向上を図ります。

2 地域教育力の向上

地域の人たちのボランティア活動により学校を支援する「学校支援地域本部事業」を市内全小中学校で実施するとともに、放課後や週末などに、地域住民の参画を得ながら「放課後こども教室」による子どもの居場所づくりを推進し、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくりや、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを推進します。

## 2-5

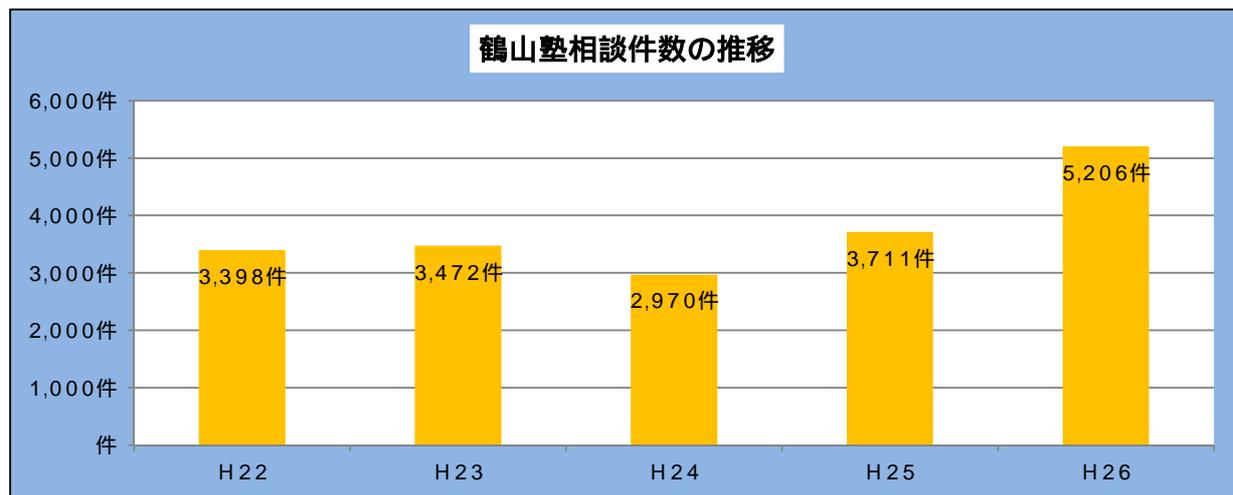
# 青少年の健全育成

### 現 状 と 課 題

子どもたちを取り巻く環境は、生活体験の不足、人間関係の希薄化や規範意識の低下、人や命の尊厳に対する感性の欠如、さらに、犯罪の低年齢化、SNS（注）などメディアを使ったいじめ、ネットトラブル、不登校、ひきこもり、ニート（注）など、複雑化・多様化しており、深刻な社会問題となっています。

そのため、本市では「地域の子どもは地域で育てる」ことを目的として、「街づくり人づくりクリーン作戦」、「津山っ子こころのふれあいトーク」などの事業を展開しています。また、「教育相談センター鶴山塾（注）」を中心とした相談体制を整備し、学校、青少年育成団体、関係機関はもとより、地域の人たちと連携・協働しながら青少年健全育成に取り組んでいます。

青少年期は、人間形成の基礎を培い、次代を担う責任を自覚し、豊かな社会性を身に付けていく重要な時期です。青少年の健全育成のための市内関係団体とのネットワークを強化し、青少年の社会参加に向けた各種教育相談活動などの充実、個々に合った支援体制の整備・充実を図らなければなりません。



（資料：生涯学習課調べ）

### 基 本 方 針

青少年がいきいきと安全に安心して生活できる地域社会を構築するため、学校、家庭、地域、青少年育成団体、関係機関が連携を図り、地域全体で青少年の健全育成に取り組めます。

心豊かにたくましく未来を切り拓いていく青少年を育成するため、自主性や創造性を育てる活動や学習を充実させ、世代間の交流を通して地域の良さを学ぶ機会を提供します。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                          | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|----------------------------------|-------------|---|
| 地域と家庭と学校が連携して、青少年の健全育成活動が実施されている | 54.9点       |  |

| 成果指標         | 説明                              | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|--------------|---------------------------------|-------------|-------------|
| 街頭指導した青少年の人数 | 青少年育成センター指導員が、街頭指導した青少年の年間の延べ人数 | 295人        | 200人        |

## 施策の方向と主な取組

### 1 健全育成のための連携強化

学校、家庭、地域、青少年健全育成団体、関係機関と連携し、街頭指導活動やサマーナイトパトロール(夏休み中の深夜徘徊対策)などに取り組みます。

また、小中学校、高等学校生徒指導担当者との連携を密にし、学校における生徒指導などの側面的支援や、青少年の自主性や創造性を育てるための活動や学習を充実させます。

### 2 相談体制の充実

青少年が社会生活を円滑に営めるよう、支援するため、学校やスクールカウンセラー、ポポロつやま、進路先、関係諸機関とのネットワークを構築し、連携を強化します。

また、多様化、深刻化する相談内容に対応するために、教育相談センター鶴山塾、青少年育成センターなどの教育相談、助言、支援活動の充実や、個々に合った継続的な支援体制の整備・充実を図ります。

### 3 支援体制の整備と社会参加の促進

心豊かにたくましく未来を切り拓いていく青少年の育成や、若者の本市への移住・定住促進と社会活動の活性化を図るため、関係団体などとの連携を強化し、具体的な個別支援方を講じます。

#### 【用語説明】

- SNS・・・エス・エヌ・エス(Social Networking Service)。人と人とのつながりを電子化して促進・サポートするサービス。
- ニート・・・ニート(Not in Education Employment or Training NEET)は、就学、就労、職業訓練のいずれも行っていないことを意味する用語で、日本では、15～34歳までの非労働力人口のうち、通学しておらず、家事を行っていない「若年無業者」。
- 教育相談センター鶴山塾・・・昭和59年10月に津山市が青少年健全育成事業の一環として、学校、家庭、社会生活に悩みを持つ子どもや保護者を対象に、温かみのある相談、助言、支援を行うことを目的として設立した施設。

## 3-1

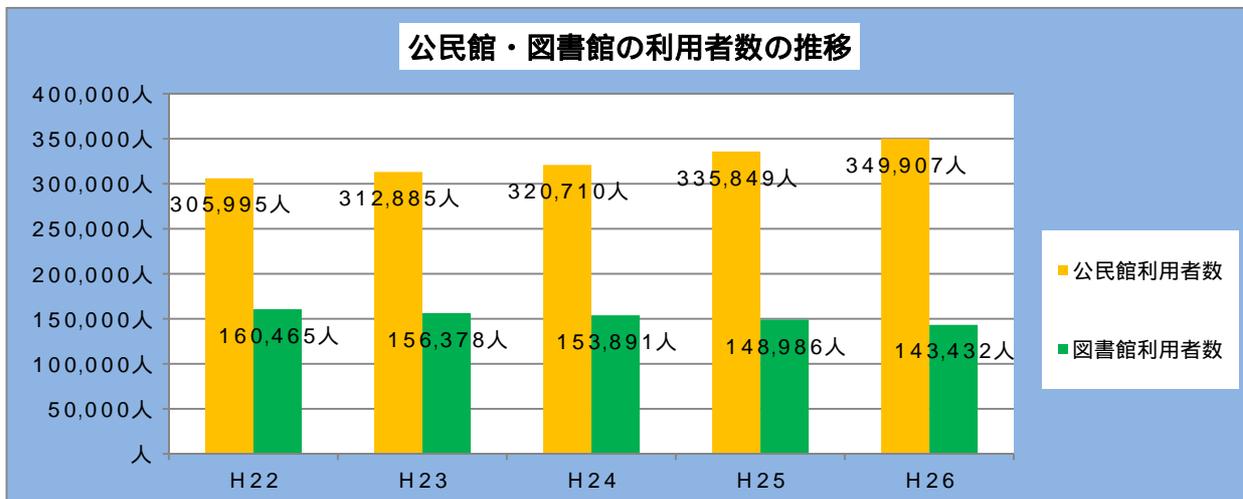
# 生涯学習の推進

### 現状と課題

生涯学習は、市民一人ひとりの生涯のあらゆる時期において、内面的な豊かさを増し、社会との関わりを通してまちづくりに結び付け、地域やまち全体の活力を生み出すものです。

本市では、「津山市生涯学習推進計画」により、生涯学習推進体制の充実、学習情報や機会の提供、拠点施設の整備、生涯学習成果の活用など、豊かな人間性を育む生涯学習社会をめざし、生涯学習の推進を図っています。特に、生涯学習の拠点施設である公民館は、市内全地域に整備し、市民の公民館運営への参画を積極的に進め、時代のニーズに合った魅力的な施設となるよう、取組を行っています。

今後、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごしなが、市民一人ひとりの自己実現を図るため、公民館の老朽化やバリアフリー化への対応、図書館など社会教育施設の機能の充実、持続可能な社会を支える人材の育成、学びの成果を地域へ循環・還元させる取組など、社会の変化に対応する生涯学習の推進が求められています。



(資料：生涯学習課・図書館調べ)

### 基本方針

市民一人ひとりの生涯学習活動を支援するとともに、生涯学習環境の整備や機能の充実を図り、地域社会全体が元気で豊かになるよう、活動の成果を人づくり、まちづくりにつなげます。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                         | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|---------------------------------|---------------|---|
| だれもが等しく学べるよう、図書館や公民館活動などが充実している | 65.2 点        |  |

| 成果指標        | 説明           | 現状値(平成 26 年度) | 目標値(平成 37 年度) |
|-------------|--------------|---------------|---------------|
| 公民館主催講座参加者数 | 公民館主催講座の参加者数 | 36,626 人      | 42,000 人      |
| 図書館資料貸出冊数   | 図書館の延べ貸出冊数   | 625,691 冊     | 665,000 冊     |

## 施策の方向と主な取組

### 1 生涯学習計画の推進

市民一人ひとりが自己の能力を高め、豊かで充実した人生を送るために、いつでも、どこでも、自由に学ぶことができ、その成果が地域社会で活かされるよう、生涯学習を計画的に推進します。

### 2 生涯学習施設の整備と利活用促進

利用者や地域住民の意見などを反映させ、安全で利用しやすい生涯学習施設の整備を計画的に進め、それぞれの施設がもつ機能や役割が十分に発揮できるよう、有効な利活用を図ります。

また、市民の学習ニーズを把握し、各種講座やイベント開催など学習機会の提供に努めます。

### 3 図書館の充実

読書活動や学習を推進する情報サービスの拠点として図書館機能を強化し、地域の人々や関係団体との協働を進めながら読書環境の整備を図ります。

また、市立図書館の機能を活かした読書活動の推進を行い、本との出会いを促進するとともに、くらしと仕事に役立ち、地域の文化を育む魅力ある図書館をめざします。

## 3-2

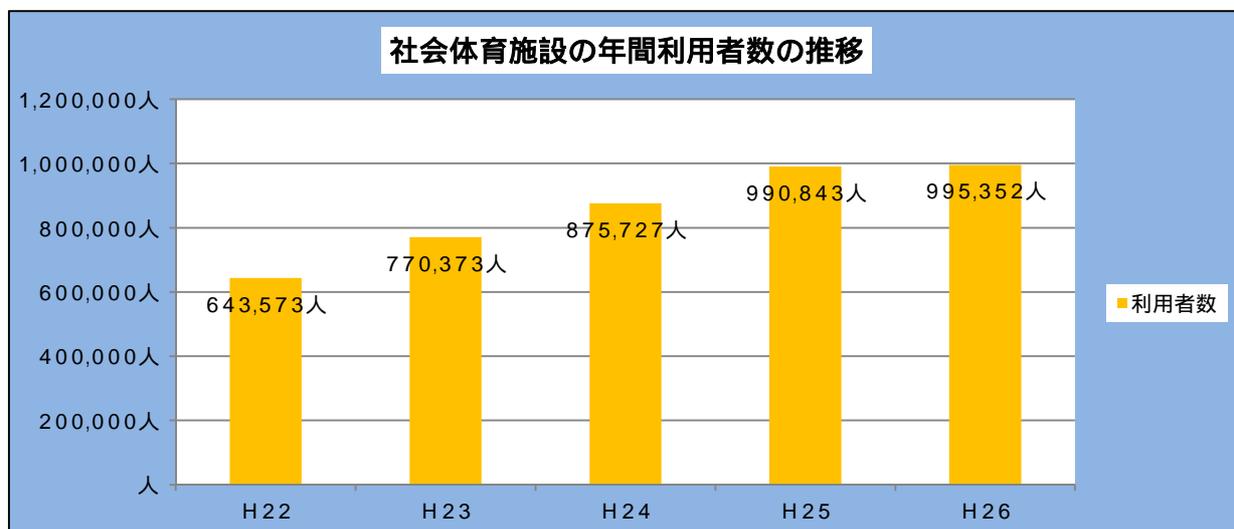
# スポーツ活動の充実

### 現 状 と 課 題

本市においては、昭和47年に「スポーツ振興都市宣言」を決議し、市民のだれもが生涯にわたり、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、スポーツ・レクリエーションを楽しめる機会の提供と環境を整備してきました。

スポーツは、体を動かすことによる爽快感や達成感とともに、仲間づくりのほか、健康増進にもつながります。一方では、競技力の向上も求められており、若年層からスポーツ活動に取り組むことのできる環境を整備していくことが大切です。

今後は、スポーツ施設の老朽化への対応や、市民が健康で明るく活力ある生活を送ることができるよう、スポーツ機会の提供への取組、スポーツ指導者の資質の向上や育成、競技力向上などの課題を関係団体と共有し、連携を強化することで、「参加するスポーツ」「見るスポーツ」「ささえるスポーツ」を総合的に推進していく必要があります。



(資料：スポーツ課調べ)

### 基 本 方 針

市民の健康づくりや体力づくりを推進し、市民一人ひとりが気軽にスポーツに親しめる環境づくりと競技力向上を図るとともに、「参加するスポーツ」「見るスポーツ」「ささえるスポーツ」を総合的に推進します。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|------------------------|-------------|---|
| 市民がスポーツ活動を気軽に楽しむことができる | 60.4点       |  |

| 成果指標          | 説明                 | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|---------------|--------------------|-------------|-------------|
| 社会体育施設の年間利用者数 | 社会体育施設を年間に利用する延べ人数 | 995,352人    | 1,100,000人  |

## 施策の方向と主な取組

### 1 生涯スポーツの振興

「津山市スポーツ振興基本計画」に基づき、市民が健康で明るく活力ある生活を送ることができるよう、関係団体や地域、利用する市民や競技者が一体となって「参加するスポーツ」の機会を提供します。

また、「見るスポーツ」の啓発に努めるとともに、スポーツと観光・産業との連携を図り、交流人口の増加に取り組みます。

### 2 スポーツ環境の整備

既存施設の安全性・利便性の確保と、利用促進を図るとともに、関係機関・団体の意見も踏まえ、施設の計画的な整備充実に努めます。

### 3 競技力の向上

競技力向上の環境を整えるために、関係機関・団体と連携に努めながら、専門性を高める指導者研修会を開催し、教育的な観点を持ったスポーツ指導者の資質の向上と活用を図ります。

また、優秀な選手の育成を促進するため、全国大会に出場する選手を激励・顕彰することで、さらなる競技力の向上を支えます。

## 3-3

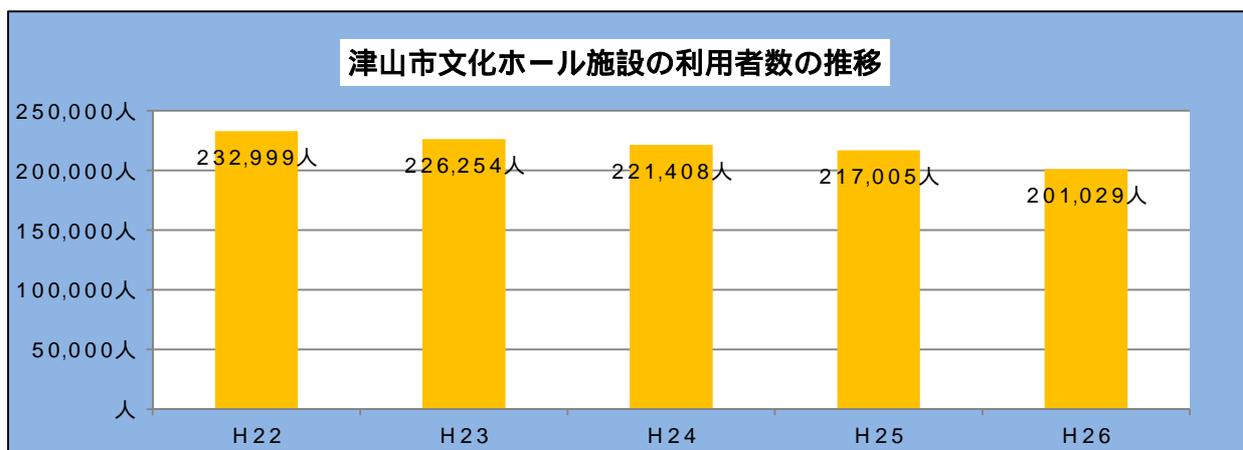
# 芸術・文化活動の充実

### 現 状 と 課 題

芸術・文化活動は、楽しさや感動、安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、社会や経済に活力を与える力をもっています。

本市では、従来から市民の自主的な芸術・文化活動が活発であり、「津山国際総合音楽祭」や「俳人西東三鬼顕彰事業」など、芸術・文化の鑑賞や発表機会の充実、市民の多様で幅広い活動の支援に努めています。また近年は、優秀な美術や芸術作品を身近に触れる機会の充実や芸術・文化の拠点整備が求められています。

市民の多彩な芸術・文化活動を促進し、幅広い世代の市民参加と交流を図るとともに、地域が育んできた豊かな伝統文化を次世代に継承することや、独創性のある新たな芸術・文化の創造が求められています。



津山市文化ホール施設：津山文化センター・加茂町文化センター・勝北文化センター・ペルフォーレ津山・文化展示ホール  
(資料：文化課調べ)

### 基 本 方 針

自由で活発な芸術・文化活動を支援するため、市民の鑑賞・発表機会の充実や、芸術・文化事業の実施及び施設整備に努めます。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                       | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|-------------------------------|-------------|---|
| 講演会やコンサート、展覧会などの芸術文化活動が行われている | 59.7点       |  |

| 成果指標           | 説明                  | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|----------------|---------------------|-------------|-------------|
| 津山市文化ホール施設利用者数 | 文化ホール施設を年間に利用する延べ人数 | 201,029人    | 230,000人    |

## 施策の方向と主な取組

### 1 市民文化の創造と継承

芸術・文化の鑑賞、発表機会の充実、市民文化の創造的な芸術・文化活動の支援、**人材・団体の育成強化**を図ります。

また、将来の津山市を担う子どもたちの豊かな感性の醸成や育成、若者の文化活動の活性化を図るため、身近に芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。

### 2 芸術・文化環境の整備

各文化施設の規模や機能に応じた活用を図り、優秀な芸術・文化活動の鑑賞機会の提供や、美術館機能を備えた拠点施設などの整備・充実を図ります。

また、既存施設を活用した郷土学習を展開し、学校や地域のニーズに応じた学習機会の提供に努めます。

## 3-4

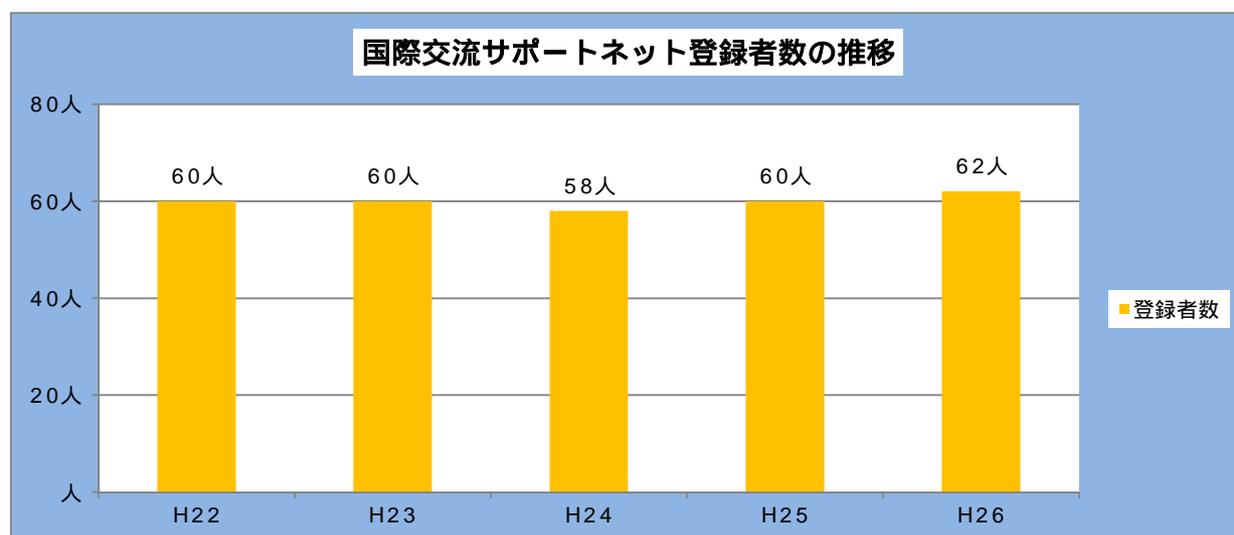
# 国際交流・地域間交流の推進

### 現 状 と 課 題

本市では、市民生活の場において国際化が進み、海外留学生など外国人にも暮らしやすい地域づくりが必要となっています。

また、都市間の交流においては、人的・文化的交流を通じて、友好と連携を深め、相互の活力の創出を図ることが求められています。

本市は、友好交流都市であるサンタフェ市（アメリカ）・島根県出雲市・長崎県諫早市や姉妹都市である沖縄県宮古島市などと、青少年の健全育成・スポーツ、教育、文化、経済など幅広い分野で市民同士の交流や行政交流を進めてきましたが、より一層の連携の促進が必要となっています。今後とも友好親善をさらに深め、文化や生活習慣の違いを互いに理解し、外国人旅行者や他地域から訪れた人たちを受け入れるための市民意識を高めていくとともに、広い視野を持ったグローバルな人材の育成が求められています。



（資料：協働推進室調べ）

### 基 本 方 針

国際交流活動を通じ、多文化共生の意識啓発や国際親善の推進、グローバル人材の育成を図ります。

友好交流都市などとの交流活動を推進し、本市の魅力再発見による地域活動の活性化とさらなる情報発信に努めます。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                   | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|---------------------------|-------------|---|
| 外国や市外他地域の人たちとの友好交流が図られている | 50.5点       |  |

| 成果指標            | 説明                              | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|-----------------|---------------------------------|-------------|-------------|
| 国際交流サポートネット登録者数 | 通訳、生活支援など各分野で外国人をサポートするための登録者の数 | 62人         | 80人         |

## 施策の方向と主な取組

### 1 国際交流の推進

海外友好交流都市であるサンタフェ市との交流などを通じて市民の国際意識の向上を図り、ホストファミリーや通訳、日本語教室の開催など外国人が生活するための支援体制を充実し、外国人が暮らしやすい地域づくりやグローバル人材の育成をめざします。

### 2 地域間交流の推進

姉妹都市や友好都市などとの人的・文化的交流を通じて友好交流を深め、異なる歴史文化と価値観を認め合い、相互のまちにおける活力創出や民間交流の支援を推進します。

#### 【用語説明】

グローバル人材・・・国境を越えて地球規模で活躍できる人。

ホストファミリー・・・海外留学生など外国人を受け入れて世話をする家族。

## 4-1

# 歴史文化の継承と文化財の保存・活用

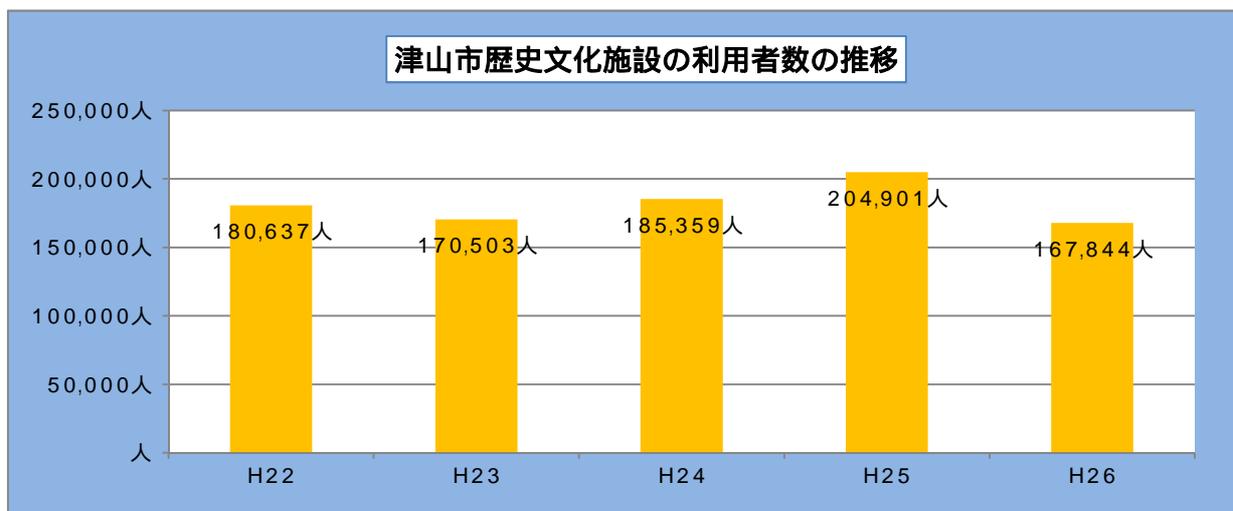
### 現 状 と 課 題

本市は、古代から近世に至るまで、各時代の主要施設が置かれ、一貫して美作の政治・経済・文化の中心を担ってきました。歴史的な風情、情緒、たたずまいは、美作国誕生から連綿と受け継がれ、創造されてきた歴史的な建造物、そこを舞台とした人々の暮らし、そこで育まれてきた伝統的な工芸などにより形成されています。

しかし、急速な都市化の進行や高齢化により、これらの歴史文化をいかに後世まで保存・継承していくかが、市民に課せられた責務であり大きな課題となっています。そして、ふるさと津山をかけがえのないものと感じ、その魅力を全国に発信しながら、潤いのある豊かな文化都市を創りあげていくことが求められています。

このため、地域に受け継がれてきた伝統文化、工芸技術などの保存継承を図るとともに、郷土博物館・洋学資料館・弥生の里文化財センターなどでの資料の収集や調査、研究を進め、その成果を広く一般に公開していく必要があります。

また、本市のまちづくりの礎となった津山城跡をはじめ、市民の憩いの場ともなっている衆楽園、古代美作の重要遺跡である美作国分寺跡、重要伝統的建造物群保存地区（注）に選定された城東の町並み、中世山城跡、数多くの社寺建築など貴重な文化財の保存・整備に取り組むとともに、津山の歴史をまとめた新しい津山市史の刊行も重要な課題となっています。



津山市歴史文化施設：郷土博物館・洋学資料館・文化財センター・歴史民俗資料館・津山城跡  
（資料：文化課調べ）

## 基本方針

ふるさと津山に誇りと愛着をもてるよう、地域で守り伝えられてきた有形・無形の伝統文化の調査研究を進め、一体的かつ総合的な保存・活用の推進と整備を図り、次代に継承していきます。

文化財の保存管理に努め、各種調査成果を積極的に公開し、広く活用できる環境を整え、文化財を活かしたまちづくりを推進します。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                    | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|----------------------------|---------------|---|
| 文化財や伝統文化を保護・継承し、保存・活用できている | 61.7 点        |  |

| 成果指標        | 説明                     | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|-------------|------------------------|---------------|---------------|
| 歴史文化施設の利用者数 | 市内の歴史文化施設を利用する年間延べ利用者数 | 167,844 人     | 250,000 人     |
| 収蔵資料の数      | 市内の各施設での歴史収蔵資料の総数      | 82,602 点      | 150,000 点     |

## 施策の方向と主な取組

### 1 文化財の保存

国・県・市指定文化財を後世に継承するため保存、整備を図るとともに、新たな文化財の調査研究、指定や登録を推進し保護に努めます。

### 2 文化財の活用

郷土の歴史や文化を理解するうえで、市民共有の財産である文化財に、幅広く市民に関心を持ってもらい、親しむことができるよう、調査成果などの公表に努め、学習の場、市民の憩いの場、観光資源として広く活用できる整備に努めます。

### 3 郷土史学習の推進

各種講演会などの開催や学芸員の講師派遣を積極的に進めます。また、学校との連携により、郷土の先人に学ぶ郷土史学習を推進します。

また、新市の歴史をまとめた市史を作成し、郷土の歴史と文化の継承を図ります。

#### 【用語説明】

- 重要伝統的建造物群保存地区・・・市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法第 144 条の規定に基づき、特に価値が高いものとして国（文部科学大臣）が選定した地区のこと。

# 1-1

## 医療体制の充実

### 現状と課題

高齢化の進行や食習慣の変化、精神的ストレスの増加などにより、地域医療に対するニーズは、増大しており、安心して良質な医療サービスを受けることができる地域医療体制の整備、充実が求められています。

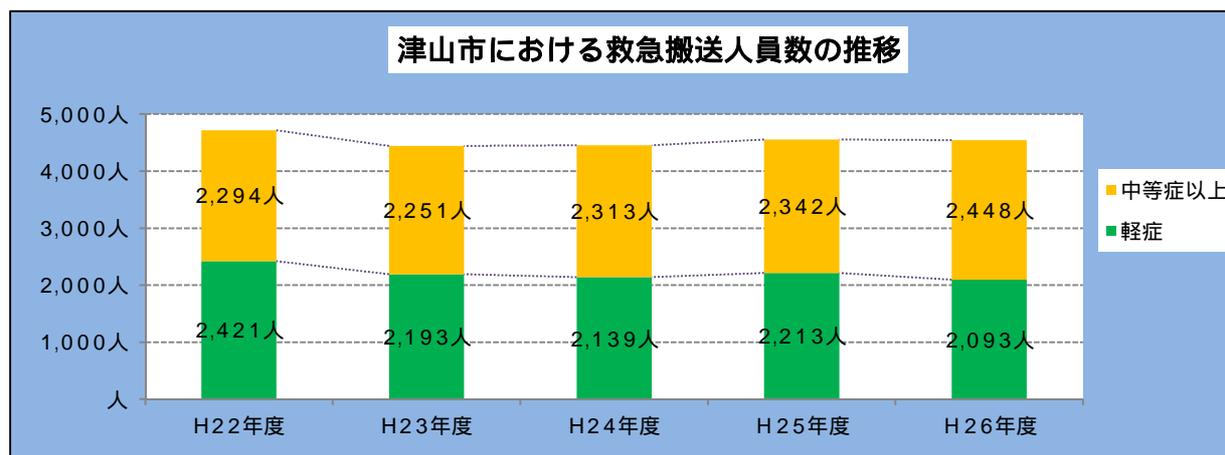
また、医療や介護を必要とする高齢者などは、今後、ますます増加していくため。現行の医療・介護サービスの提供体制のままでは、充分対応できないと見込まれており、在宅医療・介護連携の推進・強化が必要とされています。

本市では、市民が安心して診療を受けられるよう、地域の初期治療を担う「かかりつけ医」の普及を図りながら、突然の発症に対しては、初期、二次、三次といった系統的な救急医療体制を整備しています。

しかし、現在の医療体制を充実・維持していくうえで、医師の高齢化や看護師の不足などの課題も抱えています。

今後、先進医療の活用や在宅医療などの医療機能の一層の充実を図るとともに、救急医療の適正な利用の啓発や医師などの人材の確保によって、より充実した医療体制を強化していくことが必要です。

歯科診療については、休日救急診療のほか、障害者診療や在宅訪問歯科診療などを、より充実していくことが必要です。



(資料：津山圏域消防組合調べ)

### 基本方針

地域医療に対する多様なニーズを的確にとらえ、市民一人ひとりがきめ細かな医療サービスを受けられるよう、医療体制の充実及び医療機関相互の機能分担と連携強化に努めます。

## 将来の目標

| 市民満足度指標       | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|---------------|---------------|---|
| 安心の医療体制が整っている | 58.7 点        |  |

| 成果指標           | 説明                   | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|----------------|----------------------|---------------|---------------|
| 救急搬送のうち、軽症者の割合 | 救急搬送人員数のうち、軽症者の占める割合 | 46.1%         | 40.0%         |

## 施策の方向と主な取組

### 1 地域医療体制の充実

地域で初期治療を担う「かかりつけ医」の市民への普及を図ります。

また、医師や看護師などの人材確保や在宅医療の推進、先進医療に取り組む事業者への支援など、医療機能の一層の充実や医療連携の強化に努め、より良質・高度な医療サービスを提供できるよう、県、関係市町村、医療機関などと連携して、医療体制の充実を図ります。

### 2 救急医療体制の充実

緊急度・重症度に応じて、救急患者が迅速かつ適切に診療を受けることができるよう、初期、二次、三次といった系統的な救急医療体制と休日における歯科救急医療体制の一層の充実に努めます。

## 1-2

# 健康づくりの推進

### 現 状 と 課 題

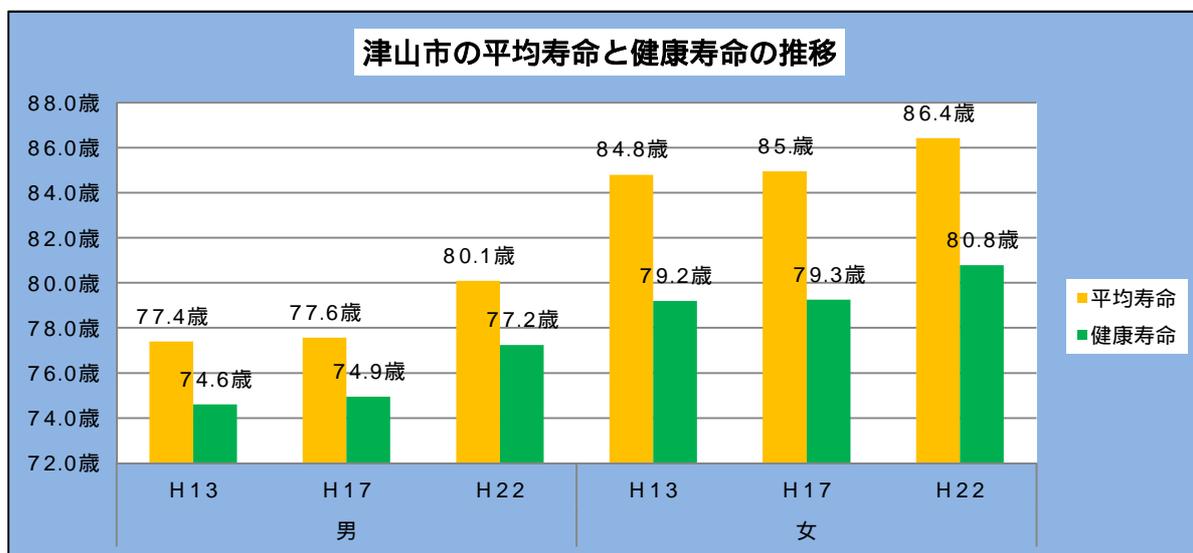
近年、医学の発展と医療技術の進歩、医療サービス水準の向上、病院や診療所などの医療施設の増加、食事と栄養の改善、生活水準の向上などにより、急速な寿命延伸が進み、我が国は、世界有数の長寿国になりました。

一方で、生活習慣の変化や社会環境の複雑化、高齢化の進行に伴い、生活習慣病やうつ病などの精神疾患、認知症などの増加が社会課題となっています。

本市では、「第2次健康つやま21」を策定し、望ましい生活習慣を身につけて、いきいきと生活することができるよう、「からだの健康づくり」や命を大切に、こころ豊かに生活できるよう、「こころの健康づくり」に取り組んでいます。

今後も、健康寿命の延伸をめざし、個人の自主的で主体的な取組と地域社会全体の支援により、生涯を通じた「からだとこころの健康づくり」を推進することが求められています。

また、食育の推進により、生活習慣病の予防や改善、バランスのとれた健全な食生活を実現し、健康の保持・増進を図ることが必要です。



(資料：岡山県衛生統計年報、健康増進課調べ)

### 基 本 方 針

市民の自主的かつ主体的な疾病予防などへの取組と地域社会全体の支援により、健康寿命の延伸を図り、生涯を通じた「からだとこころの健康づくり」を推進します。  
健全な食生活の実現に向けた食育の推進を図ります。

将来の目標

| 市民満足度指標                | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|------------------------|-------------|---|
| 「からだところの健康づくり」が推進できている | 59.1点       |  |

| 成果指標 | 説明                                | 現状値(平成26年度)                      | 目標値(平成37年度)        |
|------|-----------------------------------|----------------------------------|--------------------|
| 健康寿命 | 認知症や寝たきりなどにならない状態で、自立して健康に生活できる期間 | 男 77.24歳<br>女 80.79歳<br>(平成22年度) | 男 79.0歳<br>女 82.5歳 |

施策の方向と主な取組

1 健康づくりと疾病予防の推進

生涯を通じて健やかに暮らせるよう、生活習慣の改善、疾病予防、早期発見・治療をめざし、健康診査、予防接種などの「からだの健康づくり」の充実に取り組みます。

また、市民が命を大切と感じ、いきいきと自分らしく生活できるよう、「ところの健康づくり」に取り組みます。

2 健康づくり推進体制の充実

市民一人ひとりが、主体的に取り組めるよう、地域ぐるみの健康づくりを推進します。また、愛育委員・栄養委員などの健康ボランティアの育成と連携強化を図ります。

3 食育の推進

生活習慣病予防や健全な食生活の実現に向け、家庭、地域、教育現場、生産者などと連携を図りながら、個人や家庭における食育の推進を図ります。

## 2-1

# 地域福祉の充実

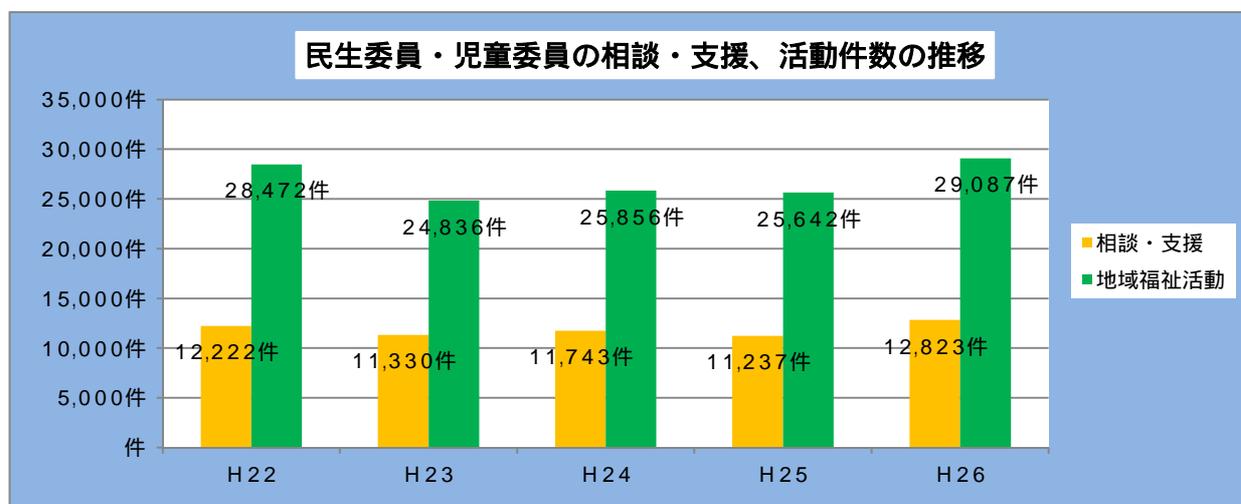
### 現 状 と 課 題

少子高齢化の急激な進行、核家族化などにより、家庭や地域のつながりが希薄化し、身近な住民同士の交流やコミュニケーション不足が指摘されています。

困った時に相談する相手がない人や、助けが必要な状態にあることが把握されていない人を支えるためのしくみづくりが求められています。

支援を必要としている人が地域のなかで安心して生活できるよう、本市は地域福祉計画を策定し、行政と市民が協力して見守り・助け合いなどを計画的に推進してきました。

災害時の要支援者への対応、健康づくりの取組、子育ての支援など、公的サービスだけでは対応が困難な課題が増加するなか、町内会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ、NPO（注）などボランティア、関係団体などとの協働により、すべての人が支え合いながら、自立し安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。



(資料：生活福祉課調べ)

### 基 本 方 針

身近な住民同士の思いやり・助け合いや福祉に対する関心を高め、地域福祉活動への積極的な参画を促し、高齢者・障害者など市民のだれもが、住み慣れた地域で支え合い、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを実現します。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                       | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|-------------------------------|---------------|---|
| 地域の住民が互いに助け合い、安心して暮らすことができている | 59.7 点        |  |

| 成果指標           | 説明                                      | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|----------------|---|---------------|---------------|
| 避難行動要支援者名簿登録者数 | 避難に支援を要する人のうち、平常時から関係支援者への情報提供に同意した登録者数 | 551 人         | 1,300 人       |
| 福祉避難所の協定数      | 災害時に、健康面での配慮が必要な避難者を受け入れる施設数            | 16 施設         | 25 施設         |

## 施策の方向と主な取組

### 1 地域福祉活動の推進

地域福祉に対する市民意識を高めるとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療関係者、各種福祉団体などと協働して地域福祉活動を充実することにより、市民一人ひとりが尊重し合い支え合えるまちづくりを実現します。

高齢者、障害者、子育て世帯など支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズの発見から早期支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

### 2 安全・安心なまちづくりの推進

災害発生時に自ら避難することが著しく困難な高齢者や障害者などを支援するため、避難行動要支援者名簿を整備し、地域で民生委員や自主防災組織等が中心となって、平常時から支え合う体制づくりを進めます。

#### 【用語説明】

NPO・・・公益的なサービスを提供し、営利を目的としない民間団体。

## 2-2

# 高齢者福祉の充実

### 現 状 と 課 題

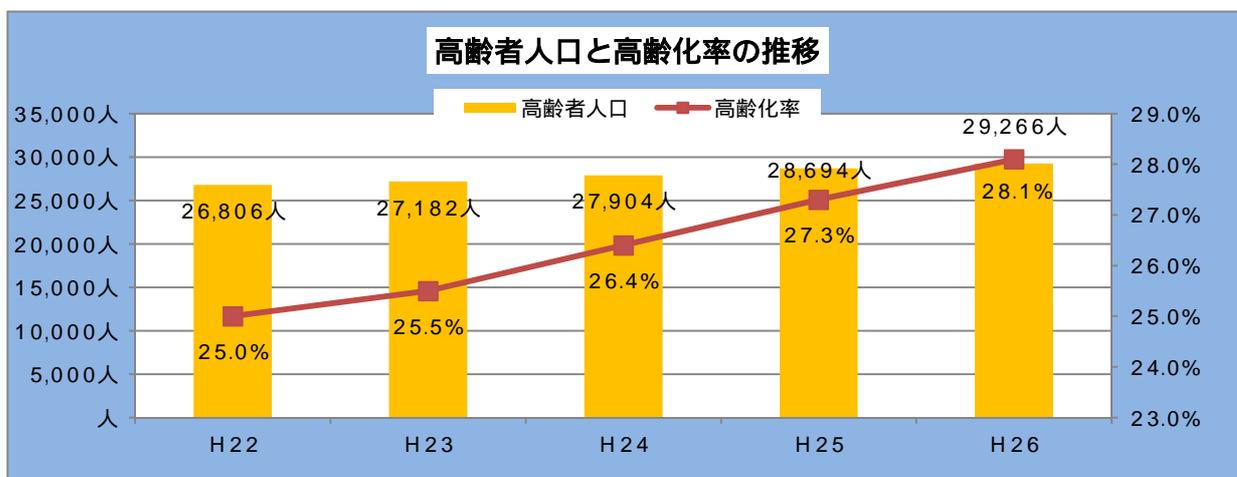
我が国の人口の高齢化は急速に進んでおり、高齢化率は26%を超え、10年後の平成37年には30.3%に達すると見込まれています。

本市においては、平成27年10月現在28.4%であり、全国及び県平均を上回っています。

近い将来、高齢者人口は減少に転じることになりますが、それ以上に速いペースで子どもや働き盛り世代の人口が減少するため、当面、高齢化率は上昇し、単身や高齢者のみの世帯の割合も増加を続けると見込まれています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域で支え合うしくみを整えるとともに、高齢者が健康に暮らし、生きがいを持って活躍できる環境をつくる必要があります。

また、高齢者が医療や介護を必要とする状態になっても、それぞれの身体状況や生活環境に応じたサービスを選択して利用できるようにするとともに、急性期医療から在宅介護までの一連のサービスを総合的に確保する必要があります。



(資料：住民基本台帳)

### 基 本 方 針

高齢者ができる限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防及び生活支援が包括的に提供されるしくみや、地域全体で支え合うしくみの構築、在宅医療と介護などの連携など、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

将 来 の 目 標

| 市民満足度指標                                   | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|---|---------------|---|
| 高齢になっても介護サービスなどを利用して、住み慣れた地域で暮らし続けることができる | 58.5 点        |  |

| 成果指標        | 説 明   | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|-------------|---|---------------|---------------|
| 小地域ケア会議の設置数 | 連合町内会の支部単位で、地域住民が専門職や行政などとともに、地域課題を検討し解決するための協議の場の設置数 | 14 支部         | 44 支部         |
| 元気な高齢者の割合   | 高齢者のうち要介護認定を受けていない人の比率                                | 78.7%         | 80.0%         |

施策の方向と主な取組

1 地域支援事業の推進

高齢者を地域全体で支え合えることができるよう、小地域ケア会議の設置、認知症施策の推進、生活支援サービスなどに取り組むほか、より必要性が高まる総合相談や権利擁護などに対応するため地域包括支援センター（注）の充実強化を図ります。

在宅医療・介護連携の推進が地域支援事業に追加されたことから、本市は医師会など関係機関と緊密に連携して在宅医療・介護連携の支援窓口を設置し、体制を整備します。

平成 29 年 4 月から導入する新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、既存のサービス利用者や事業者など関係者から理解を得て、円滑に事業移行を図るほか、めざせ元気！！こけないからだ講座（注）などの普及拡大により、地域ぐるみの介護予防活動を進めます。

2 介護保険事業の推進

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、自立した生活が継続できるよう、介護サービス提供基盤の計画的整備、事業者への情報提供・実地指導などを通じ、介護サービスの充実と質の向上を図ります。

また、介護保険事業者連絡協議会の運営に協力し、介護人材の育成を目的とした研修会などを開催します。

3 高齢者が活躍できる環境づくりの推進

高齢者の就労促進や仲間づくり・健康づくりなど、生活を豊かにする活動を支援し、高齢者が生きがいを持って充実した生活を送ることができる環境づくりを推進します。

4 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が 75 歳以上となり支援を要する高齢者が急速に増加する平成 37 年（2025 年）までに、介護、介護予防、医療、生活支援、住まいを一体的に提供するシステムの構築をめざし、地域包括支援センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、地域住民が協働して、支援が必要な高齢者を身近な地域で支えるしくみをつくります。

地域住民が、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、介護・医療の専門職や事業者などとともに、地域課題の把握・解決を図る場である小地域ケア会議を市内全域で開催します。

**【用語説明】**

地域包括支援センター・・・介護保険法にもとづき、高齢者の地域ケアの中核拠点として設置される機関。社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門職を配置し、高齢者や家族からの総合的な相談や、虐待防止などの権利擁護、関係機関との連携調整などを行う。

めざせ元気！！こけないからだ講座・・・高齢者が定期的に集まり、歌いながら基本的な動作を繰り返しゆっくり行う体操。足腰や肩の筋肉を鍛えることにより、転倒しないで行動できることをめざした運動プログラム。

## 2-3

# 障害者福祉の充実

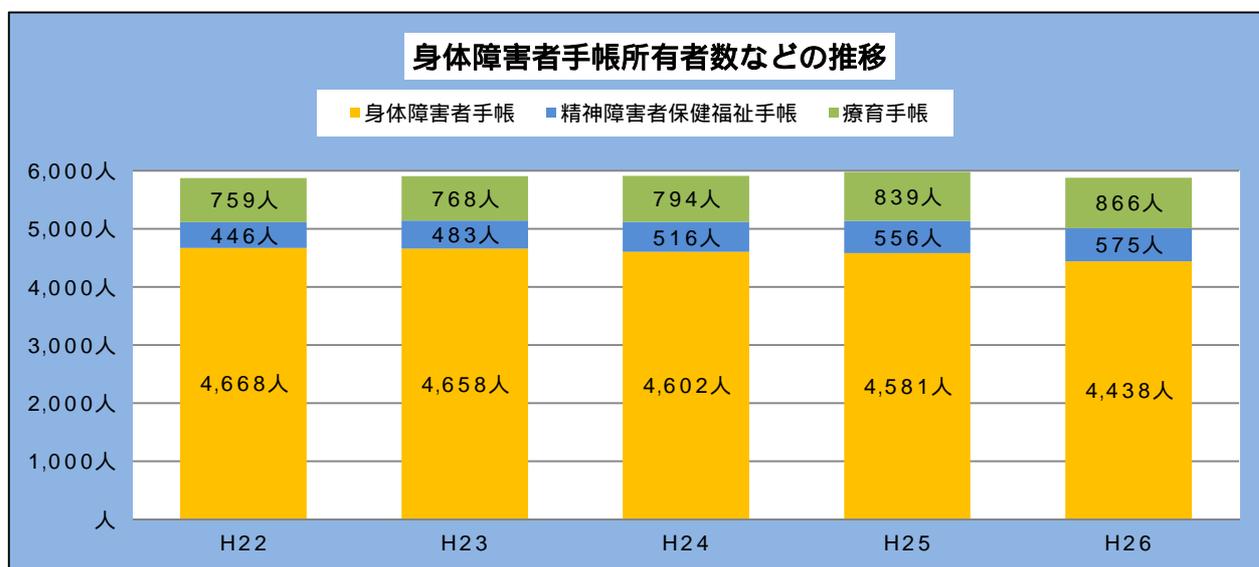
### 現 状 と 課 題

本市においては、身体障害者手帳を所持する人は減少していますが、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持する人は増加しています。

障害福祉サービスの利用については、各手帳所持者と発達障害の人に加え、難病の人にも拡大され、利用者数は年々増加傾向にあります。

障害福祉サービスの実施にあたっては、障害のある人の生活やニーズの多様化・複雑化とともに、障害の有無にかかわらず、地域の人たちの理解と協力を支えに、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、居宅介護や生活介護などの生活支援に加え、日中活動の場の確保や、居場所、就労先の確保など、さらなる支援体制の充実が求められています。

また、育児相談や児童相談などを通じ、子どもの心身の発達状況に応じて医療機関や療育機関に引き継ぐなど、障害の早期発見、早期療育を実施していますが、これらに加え、子どもの接し方に悩む保護者の障害への理解の促進や、子どもの成長に応じた支援の充実も求められています。



(資料：障害福祉課調べ)

### 基 本 方 針

障害者が、住み慣れた地域社会と関わりながら、自らの能力を発揮し生きがいを持って生活できるよう、心身の状態に応じた福祉サービスや地域生活支援事業の充実、就労の場の確保に努めます。

障害者の人格と個性を尊重し、障害者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                  | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|--------------------------|---------------|---|
| 障害者支援サービスなど、障害者福祉が充実している | 59.1 点        |  |

| 成果指標               | 説明                                       | 現状値（平成 26 年度）     | 目標値（平成 37 年度）     |
|--------------------|--|-------------------|-------------------|
| 訪問・日中活動系サービスの実利用者数 | 障害者の地域社会における自立した生活を支援するサービスの実利用者数        | 812 人<br>(9 月分実績) | 950 人<br>(9 月分実績) |
| 地域生活支援拠点・体制の整備数    | 障害者が地域生活へ移行するための相談や、緊急時の受け入れを行う拠点・体制の整備数 | 未整備               | 2 ヶ所以上の整備         |

## 施策の方向と主な取組

### 1 障害者総合支援法への対応とサービスの拡充

国において定期的に見直される障害福祉サービスなどについて、障害のある人の現状やニーズを踏まえた計画を策定し、本市における施策の方向性や見込み量を示します。この計画に従い、地域の実情や、必要とされる支援の程度に応じた利用者本位のサービスが提供できるよう、障害福祉サービスの充実を図ります。

### 2 相談支援体制の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、障害者や家族からの相談、自立に向けた一人暮らし体験などの機会の提供、緊急時の受け入れや専門的人材の確保・養成など、さまざまな支援が必要です。これらの支援の中心的な役割を担う地域生活支援拠点・体制を整備するとともに、障害福祉サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の質の向上と、相談支援体制の充実に努めます。

### 3 就労の場の確保などによる自立支援

障害者の経済面における自立を促進するため、就労の機会の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練などの支援を行う就労系サービス事業所を確保するとともに、障害者就労施設などからの物品調達を促進します。

## 2-4

# 低所得者福祉の充実

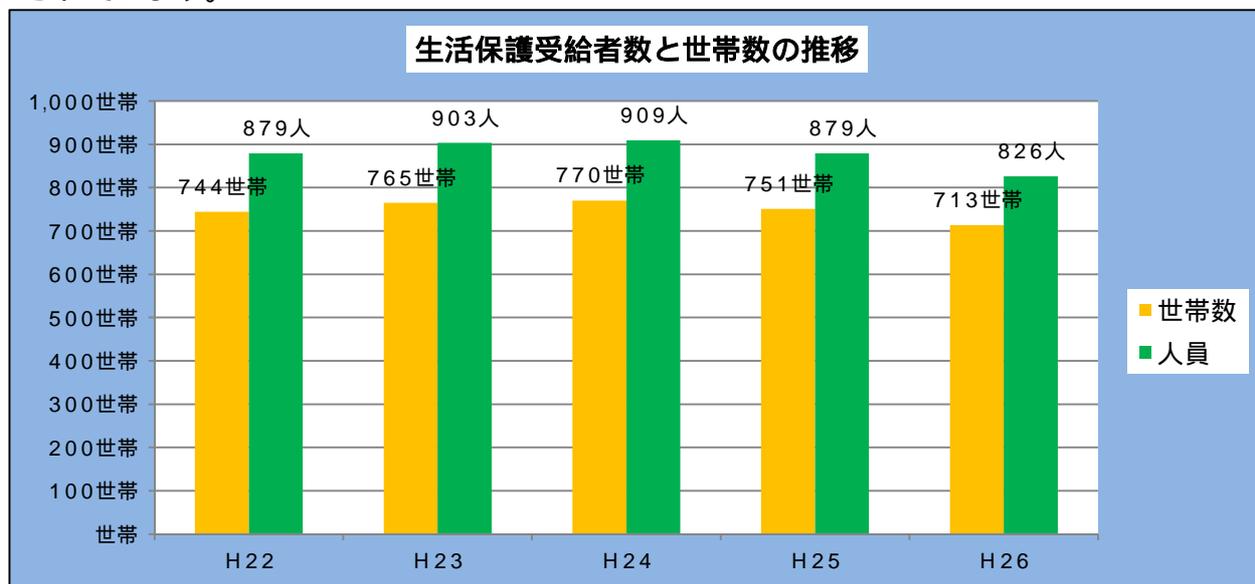
### 現 状 と 課 題

厳しい社会情勢により、非正規雇用労働者や長期失業者が増加し、また、家族や地域社会とのつながりが希薄化しているため、社会的に孤立する人が増加しています。こうした背景から、いったん生活保護を受けると脱却が困難で、貧困や格差の拡大が固定化する傾向にあります。

特に、生活面において社会的・経済的影響を受けやすい低所得者層の生活の安定を図るためには、重層的なセーフティネット（注）と、雇用・就労対策の充実が必要です。

本市の生活保護の状況は、平成24年度以降微減傾向にあるものの、被保護者の受給期間は長期化する傾向にあることから、被保護者の能力・状況に応じた集中的かつ切れ目のない自立支援体制の強化が必要です。

また、本市では生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立を支援するため、平成27年4月に、自立相談支援センターを開設し、生活困窮者の支援にあたっており、引き続き、関係機関と連携して地域の支援体制を構築し、自立の促進に向けた包括的な取組が求められています。



（資料：生活福祉課調べ）

### 基 本 方 針

低所得者や生活に困窮した人が、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、適切な支援を行うとともに、関係機関と連携しながら、自立を阻害する要因の把握に努め、個々の状況に応じた支援を行います。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                       | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|-------------------------------|---------------|---|
| 生活に困った時、相談したり、自立を支援する体制が整っている | 53.7 点        |  |

| 成果指標         | 説明                                | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|--------------|-----------------------------------|---------------|---------------|
| 支援を受け就労した世帯数 | 就労により収入増や自立することができた生活保護・生活困窮者の世帯数 | 27 世帯/年       | 50 世帯/年       |

## 施策の方向と主な取組

### 1 生活保護制度の適正運用

被保護世帯に対して、生活状況や身体状況を把握し、適切な支援を通じ制度の適正な運用を進めるとともに、必要に応じて就労支援プログラムを策定し、指導・助言を行いながら、自立の促進に努めます。

### 2 生活の安定と自立支援の促進

多様化する生活困窮者の状況に応じ、経済的自立のみならず社会的自立を図るため、具体的なプランを作成し、生活の安定や自立に向けた支援などを継続的に行う自立相談支援センターを中心に、関係機関と連携して支援に努めます。

#### 【用語説明】

セーフティネット・・・経済的困窮者に対して、最低限の生活を続けられるようにする生活保護などの社会保障制度。

## 2-5

# 国民健康保険事業の充実強化

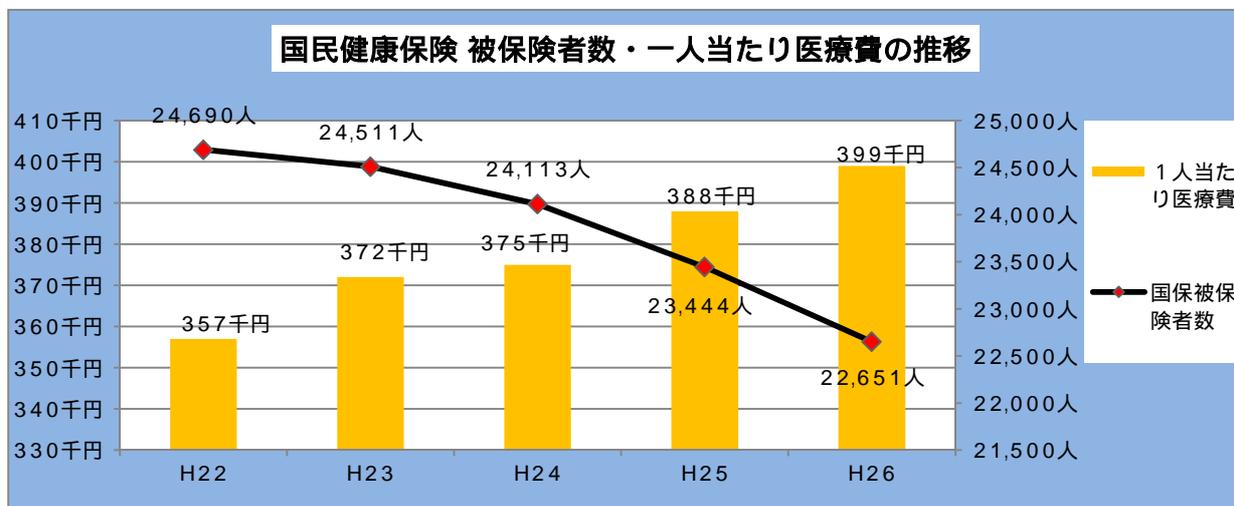
### 現 状 と 課 題

国民健康保険制度は、国民皆保険を担う公的医療保険制度として、地域住民の医療確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしてきました。

しかし近年、国民健康保険の財政運営は、保険料負担能力が低い低所得者層の増加や、被保険者の高齢化、医療技術の高度化、生活習慣病患者の増加による医療費の膨張など、非常に厳しくなっています。

平成30年度以降は、国民健康保険制度改革により、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うことになり、都道府県と市町村の役割分担が見直されるなど、取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

このような状況のもと、特定健康診査・特定保健指導などに引き続き積極的に取り組み、医療費の適正化を図りつつ、保険料の収納率向上に努め、今後予定されている制度改革の動向なども踏まえながら、国民健康保険事業の運営を安定的に行っていく必要があります。



(資料：保険年金課調べ)

### 基 本 方 針

特定健康診査・特定保健指導による生活習慣病対策など被保険者の健康づくりに積極的に取り組み、医療費の適正化を図るとともに、保険料の収納率向上に努め、安定した国民健康保険事業の運営に努めます。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                 | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|-------------------------|---------------|---|
| 国民健康保険事業の健診と健康指導が充実している | 65.2 点        |  |

| 成果指標             | 説明                       | 現状値（平成 26 年度）                | 目標値（平成 37 年度）                |
|------------------|--------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 特定健康診査・保健指導の受診率  | 特定健康診査・保健指導対象者に対する受診者の割合 | 特定健康診査 23.8%<br>特定保健指導 20.5% | 特定健康診査 30.0%<br>特定保健指導 25.0% |
| ジェネリック医薬品（注）の利用率 | 薬剤総量に対するジェネリック医薬品の割合     | 26.7%                        | 40.0%                        |

## 施策の方向と主な取組

### 1 国民健康保険事業の安定運営

国民健康保険事業の健全な運営を図り、安心して受診できるよう、市民への保険制度の周知に取り組むとともに、保険料の適正賦課と収納率向上や、ジェネリック医薬品の利用率向上などによる医療費の適正化に取り組めます。

### 2 疾病予防に向けた特定健診・特定保健指導と重症化予防事業の推進

被保険者の健康づくりを図るとともに、医療費の適正化に資することを目的に、疾病予防事業などに取り組めます。

特に、生活習慣病を予防するために実施する特定健診の受診率向上に努め、受診者の早期治療、早期指導につなげます。

特定健診受診者のうち生活習慣病発症のリスクがあり、医師などの指導により維持・改善できる者を対象として実施する特定保健指導の利用率を向上させることにより、重症化の予防を図ります。

生活習慣病のなかでも、被保険者の生活や医療費への負担が大きい糖尿病性腎症など生活習慣病の重症化を予防することにより、被保険者の生活の質の向上と医療費の抑制を図ります。

#### 【用語説明】

ジェネリック医薬品・・・新薬の特許が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同じ有効成分を同量含んでおり、同等の効能や効果が得られると認められた価格の安い医薬品。

## 2-6

### 人権尊重・平和施策の推進と男女共同参画社会の実現

#### 現 状 と 課 題

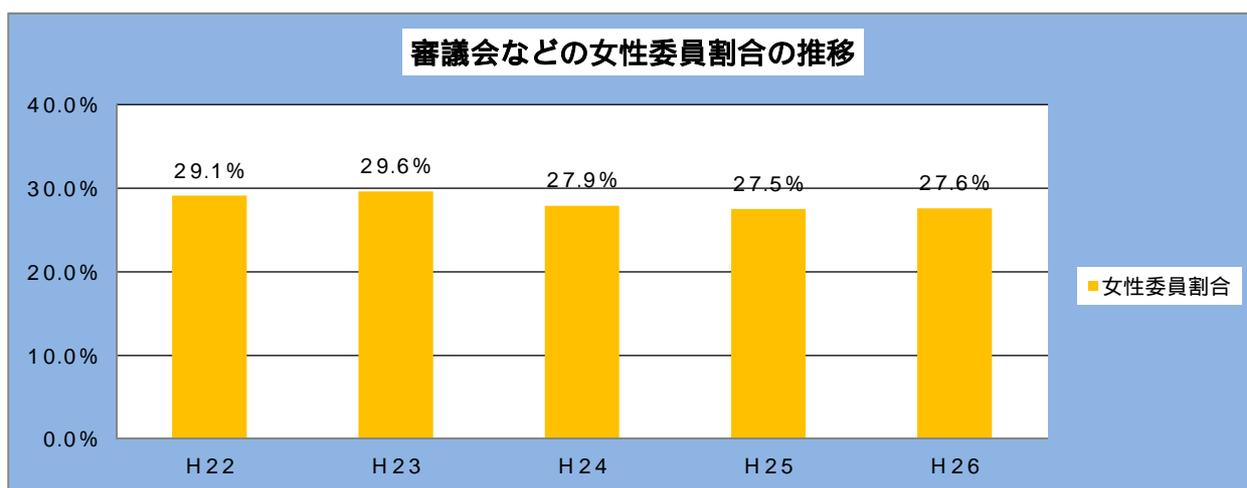
本市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現をめざしてきました。

しかし近年、児童や高齢者への虐待、DV（注）などの問題が深刻化するとともに、SNS（注）などICT（注）の普及による、いじめやプライバシーの侵害など新たな人権問題が生じています。

また、市民団体と協働・連携し、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に取り組んでいます。

戦後70年を経て戦争の記憶は風化しつつありますが、戦争の悲惨さと平和の大切さは、今後とも後世に伝えていく必要があります。

本市は、男女平等に向けたさまざまな取組を進めるため、平成11年に男女共同参画センター「さん・さん」を設置し、男女共同参画施策を進めてきました。これからも、男女がともに対等な立場で各分野に参画でき、また、仕事と家庭生活との調和を図り（ワーク・ライフ・バランス）、安心して子育てや介護ができる社会を築いていくことが必要です。



（資料：人権啓発課調べ）

#### 基 本 方 針

すべての市民の人権が尊重されるよう、人権教育・人権啓発を推進し、平等で明るく幸せに生活できる社会を築きます。

男女共同参画意識の醸成と環境づくりを推進し、男女の性差を認め合い個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                      | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|------------------------------|---------------|---|
| 一人ひとりの人権が尊重されている             | 60.8 点        |  |
| 社会的に男女の格差がなくなり、男女共同参画が進展している | 56.9 点        |  |

| 成果指標          | 説明                 | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|---------------|--------------------|---------------|---------------|
| 審議会などの女性委員の割合 | 政策・方針決定過程への女性参画の割合 | 27.6%         | 40.0%         |

## 施策の方向と主な取組

### 1 人権啓発・人権教育の推進

市民一人ひとりが、人権についての正しい理解と認識を深め、お互いを尊重することができる社会を形成するため、人権教育・人権啓発施策を推進し、人権意識の高揚を図ります。

### 2 平和意識の啓発

戦争の悲惨さを後世に伝え、平和の尊さを訴えるため、市民団体と協働で各種啓発活動を行い、市民の平和意識の高揚を図ります。

### 3 あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女ともにあらゆる分野において参画することが可能となるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進などにより、事業者や市民団体と連携し、男女共同参画の促進を図ります。

#### 【用語説明】

DV・・・ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。

SNS・・・エス・エヌ・エス（Social Networking Service）。人と人とのつながりを電子化して促進・サポートするサービス。

ICT・・・アイ・シー・ティー（Information and Communications Technology）。情報通信技術。コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術。

## 3-1

# 地域活動の推進と地域力の強化

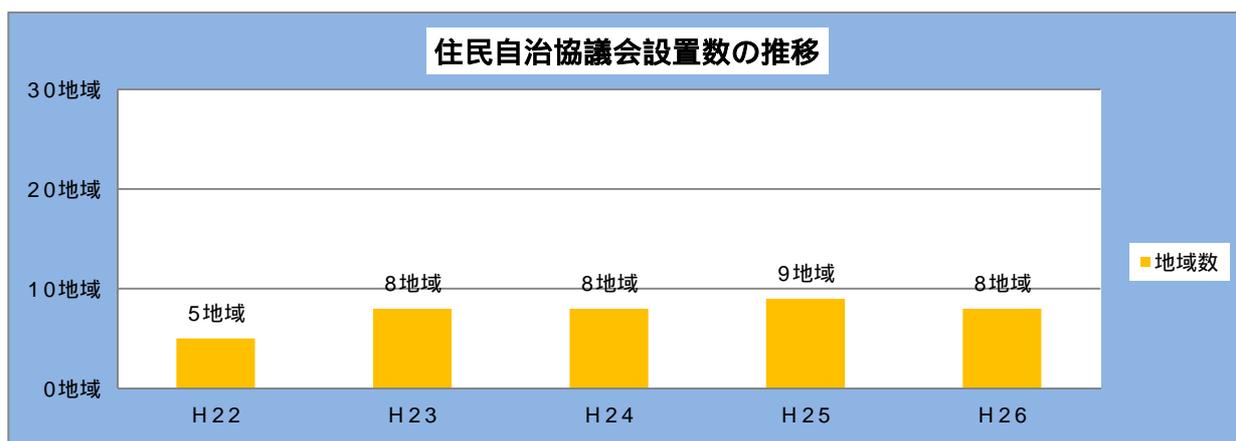
### 現 状 と 課 題

本市では、それぞれの地域において、市民の連帯意識や助け合い・支え合いの精神により、町内会を始めとする地域コミュニティ（注）が形成され、福祉・防災・スポーツなどさまざまな活動が行われてきました。

しかし、少子高齢化や人口減少の進行、核家族化や生活様式の多様化などにより、地域活動への市民参加が減少し、地縁的なつながりが希薄になりつつあります。一方で、高齢者世帯が増加するなか、家族に代わる見守りや災害時に備えた対策など市民と行政が協働して取り組む必要があり、地域で暮らす市民が安心して快適に暮らせるよう、町内会などのコミュニティ活動を推進し、市民相互の連携を深めて活力ある地域をつくることが求められています。

また、合併した周辺地域や中心市街地などにおいては、急速に人口減少・高齢化が進んでおり、コミュニティ活動の推進とともに、他地域からの人材支援や埋もれた地域資源を活用したまちづくりが求められています。

今後は、生活環境やコミュニティ、地域活動の場を維持するための拠点づくりを進め、地域での支え合いのシステムを構築していくことが必要です。



（資料：協働推進室調べ）

### 基 本 方 針

町内会活動などのコミュニティ活動を推進するとともに、地域コミュニティの活動拠点となる町内集会施設の整備に努めます。

地域における活動や課題解決に、地域住民が主体的に参画できる取組を進めます。そのため、市民活動や住民自治協議会の活動への支援を行い、市民と協働しながら地域力の強化を図ります。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                            | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|------------------------------------|---------------|---|
| 町内会活動など地域活動の充実が図られている              | 64.3 点        |  |
| 地域の担い手育成が進み、地域の支え合いなど、地域力の強化が進んでいる | 52.2 点        |  |

| 成果指標       | 説明                                 | 現状値(平成 26 年度) | 目標値(平成 37 年度) |
|------------|------------------------------------|---------------|---------------|
| 住民自治協議会設置数 | 概ね小学校区や連合町内会支部を単位とした地域の住民自治協議会の設置数 | 8 地域          | 28 地域         |

## 施策の方向と主な取組

### 1 コミュニティ活動の推進

地域の諸活動や課題解決に対処するため、町内会などのコミュニティ活動を推進するとともに、地域コミュニティの活動拠点となる町内集会施設の整備に努めます。

### 2 市民活動の支援

市民自らが課題解決に向けての取組を促進するために提案型事業を実施するとともに、市民活動を支援するための相談や調整などの取組を推進します。

### 3 住民自治協議会の支援

地域の課題解決に向けて、地域住民が自ら設置する住民自治協議会の設立や地域と学校が連携した取組、地域の協力活動を行う「地域おこし協力隊」隊員の派遣など、地域活動を支援します。

### 4 小さな拠点の形成支援

現在、過疎・高齢化が進む概ね小学校区、あるいは連合町内会の支部を範囲とした地域を対象として活動が活発に行われている住民自治協議会を発展させ、さまざまな地域の活動を活発化し、小さな仕事づくりや魅力創出による持続的な地域拠点の形成・運営を支援します。

#### 【用語説明】

地域コミュニティ・・・地域住民が生活している場所で住民相互の交流を行っている集団。

# 1-1

## 商業の振興と中心市街地の活性化

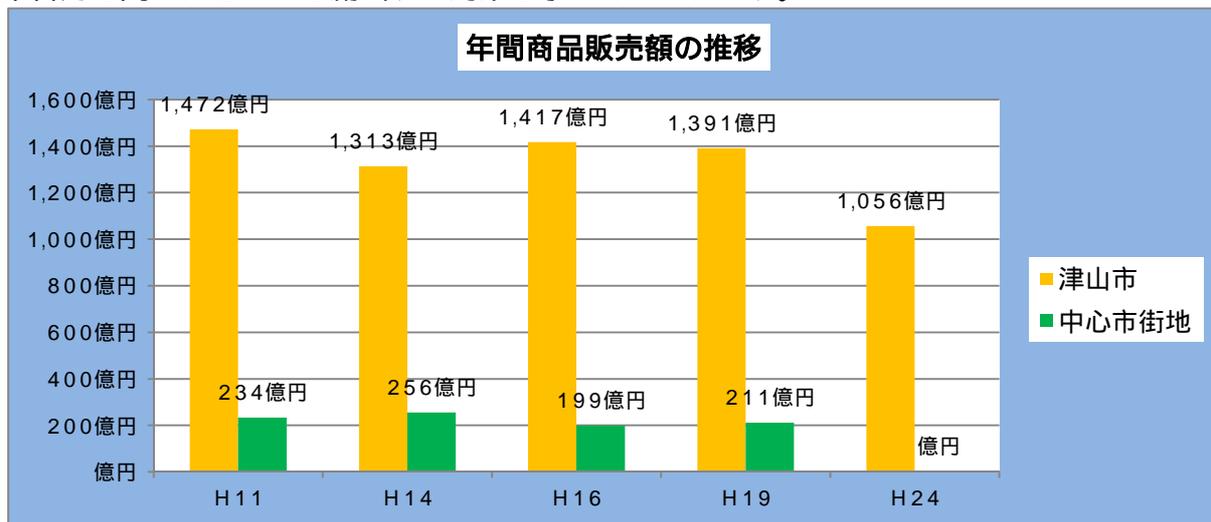
### 現 状 と 課 題

商業は、本市の基幹産業の一つであり、産業別就業人口における卸売・小売業の構成比や、人口一人あたりの年間商品販売額、売場面積は、県内都市のなかでも常に上位にランクしています。

しかし、車社会の到来、郊外への大型店舗の立地により、中心市街地においては活性化に向けた取組が進む一方で、居住人口の減少とともに、商店街には空き店舗が目立つ状況となり、衰退が顕著となっています。また、周辺部の地域生活拠点などにおいても、購買力の低下や後継者不足等により、商業機能の維持が困難になるなど日常生活への影響が懸念されています。

電子商取引（注）の拡大、大型量販店やコンビニエンスストアの増加をはじめとした買い物環境の変化や消費ニーズの多様化などにより、卸売・小売業を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となることが予想され、地域の実情などを踏まえた、流通機能の革新や新たなビジネスモデルの構築が必要です。

中心市街地では、活力のあるまちづくりを進めるためにも、都市機能の集積、再編を図り、集客力を高め、にぎわいを創出する対策が求められています。



平成 24 年のデータは経済センサスの数値を記載しており、集計対象等が異なるため直接比較できない。  
 (資料：商業統計調査、経済センサス(活動調査))

### 基 本 方 針

商業の振興に資するため、商業団体と連携しながら、卸・小売機能の集約や業務革新を図るとともに、商店街や地域生活拠点などでの店舗の新設や空き店舗への出店を促す支援を行います。

官公庁、金融機関、オフィス等の都市機能が集積し、城下町の風情が色濃く残る本市の中心市街地の特徴を活かし、民間活力を活かしたにぎわいのあるまちづくりを進めます。

将来の目標

| 市民満足度指標               | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|-----------------------|---------------|---|
| 商業施設が充実し、買い物が便利である    | 57.5 点        |  |
| 中心市街地が活性化し、まちににぎわいがある | 33.6 点        |  |

| 成果指標             | 説明                            | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|------------------|-------------------------------|---------------|---------------|
| 中心市街地の歩行者・自転車通行量 | 経年的にデータを計測している地点での休日・平日平均の通行量 | 8,773 人/日     | 9,200 人/日     |

施策の方向と主な取組

1 商業の振興と新たなビジネスモデルの構築

関係商業団体との連携により、商店街や地域生活拠点などの商業機能の維持をめざし、高齢者をはじめ市民の日常生活に必要な商業サービスの確保に努めます。

また、商業の担い手の育成を図りながら、中心商店街の活性化に向けた事業者等の取組を支援し、中心市街地等の空き家や空き店舗などへの新規出店を促す対策を実施します。

新たなビジネスモデルの構築を図るため、**つやま産業支援センターと関係機関の連携による総合的かつ戦略的な取組により**、シェアオフィス（注）の設置などによる新規創業者への支援を行います。

2 中心市街地の活性化

既存都市機能に交流機能などを新たに加えることにより、中心市街地の活性化を図ります。

また、中心市街地活性化基本計画に基づく中長期的視点に立った取組も進めることで、都市機能の集積、再編を進め、にぎわいの創出を図ります。

【用語説明】

電子商取引・・・インターネットなどのネットワーク上で契約や決済といった商取引をすること。

シェアオフィス・・・複数の利用者が同じスペースを共有するオフィス。デスクや会議室、OA 機器、インターネット回線などのオフィス機能が整備され、一般的な貸しオフィスより低料金であるため、事業を起こしたばかりの起業家や個人事業主の利用が多い。

## 1-2

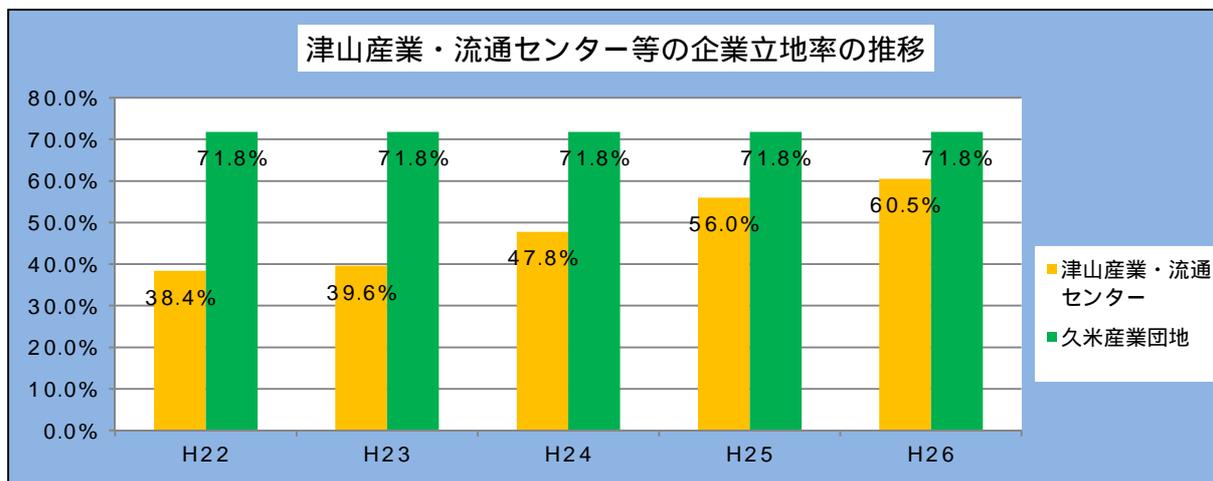
# 雇用の創出と定住推進

### 現 状 と 課 題

本市は、雇用の場の創出と定住を推進するため、昭和50年頃から市内各所に工業団地を造成し、企業誘致を積極的に行ってきました。造成した9団地のうち7団地は完売し、現在、津山産業・流通センターと久米産業団地の未分譲地に企業立地を進めるため、自然災害のリスクが少ない利点や、高速道路へのアクセスの利便性、本市の充実した生活インフラなど立地優位性を広くアピールし、誘致活動に取り組んでいます。

経済のグローバル化の進展に伴い、企業活動を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、既立地企業や地場企業に対しても、工場建設や設備投資を促すとともに、円滑な企業活動が行えるように操業環境の整備と、**地域の経済団体や**つやま産業支援センターなど関係機関との連携による支援策の拡充にも継続して取り組み、雇用の確保につなげていくことが必要です。

また、進学や就職に伴う若年層の人口流出が進むなかで、働く場の創出、**若者の雇用拡大、給与体系や労働条件の改善などの**雇用環境の充実を図り、新規学卒者の地元就職やI J Uターン（注）など移住・定住による労働力の確保への取組が求められています。さらに、社会問題化している若者の非正規雇用や早期離職について、正規雇用の促進や職業意識の啓発を図り、就労意欲の向上、地域への就職促進に向けて、キャリア教育（注）の推進が必要です。



（資料：企業立地課調べ）

### 基 本 方 針

新たな雇用機会の確保と地域産業の振興を図るため、関係機関と連携し、企業誘致活動に取り組むとともに、既立地企業の留置と工業団地の操業環境の整備を行い、企業活動の活発化と労働力人口の増加を図ります。

各種助成などにより本市への移住・定住を総合的に支援するとともに、地域内企業の雇用環境の充実を図り、新規学卒者などの地域内就職を促進します。

将来の目標

| 市民満足度指標                                | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|--|-------------|---|
| 自分の能力を活かせる企業が誘致され、働く場が多様で、雇用の場が確保できている | 39.4点       |  |
| IJUターンの支援や就職情報の提供がなされ、地元企業への就職が促進されている | 41.7点       |  |

| 成果指標           | 説明                            | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|----------------|-------------------------------|-------------|-------------|
| 津山産業・流通センター立地率 | 分譲及びリース済み面積を全体有効面積で除した数値      | 60.5%       | 100%        |
| 本市への県外からの移住者数  | 市の移住相談等による県外からのIJUターン決定者数     | 7人/年        | 90人/年       |
| 新規学卒者の地域内就職者数  | 大学等と津山圏域内7高校の新規学卒者の地域内企業等就職者数 | 594人/年      | 700人/年      |

施策の方向と主な取組

1 市内公的団地への企業立地率の向上と立地企業の支援

進出企業などの初期投資を軽減するためのさまざまな支援策を講じ、市内公的団地に企業を誘致することで、雇用機会や税収の確保、地域産業振興に波及効果をもたらすことをめざします。

市内公的団地において、既立地企業が行う設備投資や雇用増に対して、固定資産税相当額や雇用人数に応じた助成などを行うことにより、事業拡大を支援します。

2 IJUターンの推進

移住者が円滑に移住・定住できるように「津山ぐらし」に必要な情報を発信し、「しごと」や「すまい」の支援などをトータルでサポートする仕組みを整え、IJUターンを促進し、定住人口の減少を抑制し、労働力の確保を図ります。

3 雇用の促進

企業誘致や創業により雇用を創出するとともに、地域内企業の雇用環境の充実を図ることと、若者、女性、高齢者等の雇用の拡大を支援します。

また、高校・大学等の生徒・学生へのキャリア教育により地域内企業の魅力を伝え、「自分の能力を活かしたやりがいのある仕事」に就くことを支援し、若者の地域内就職の促進をめざします。

4 結婚サポートによる定住推進

男女の出会いの場の創出や結婚支援施策などの取組を進めることにより、結婚しやすい環境を整備し定住につなげます。

【用語説明】

IJUターン・・・大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは、出身地の近くの地方大都市圏や中規模な都市に戻り定住する形態、Uターンは出身地に戻る形態を指す。

キャリア教育・・・一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育。

# 1-3

## 工業の振興

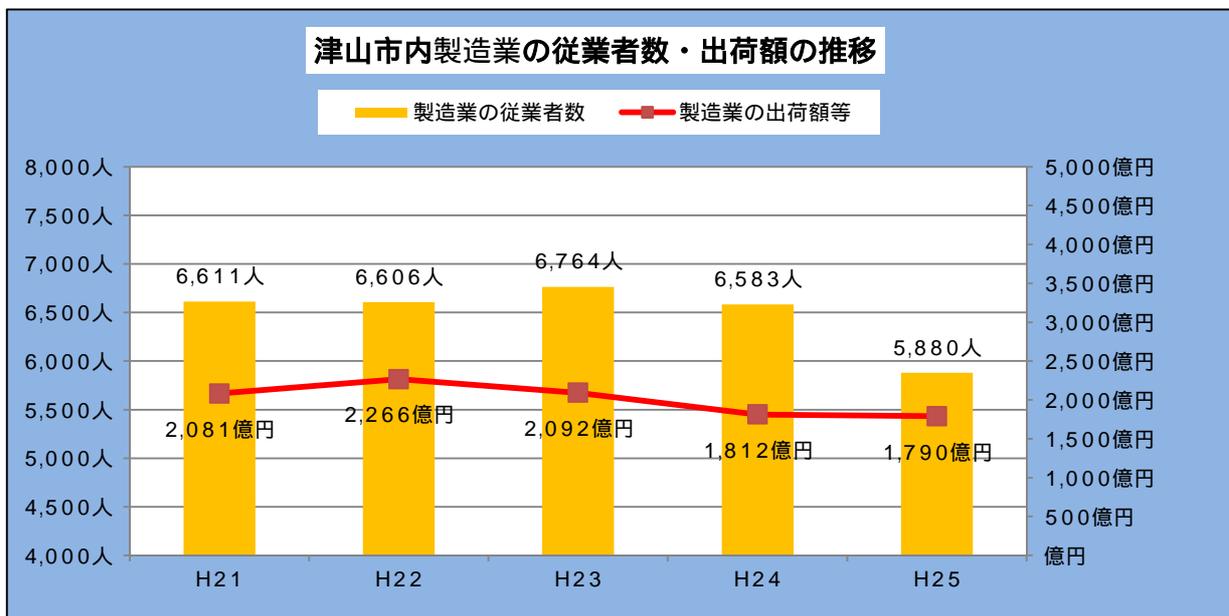
### 現状と課題

本市は、木材、繊維、紙製品などの伝統的な地場産業に加え、昭和50年の中国縦貫自動車道の開通を契機に推進した工業団地の造成等によって、製造業の企業集積が進み、工業出荷額が飛躍的に増大するなど、内陸型工業都市として発展してきました。

しかし近年、製造業においては、経済のグローバル化による空洞化が進み、生産規模の縮小や従業員の削減により、地域経済に深刻な影響を及ぼしています。

ものづくりは、域外から外貨を獲得できる主要な産業です。本市では誘致企業の下請けとして集積するステンレス加工業に着目し、つやま新産業創出機構(注)が中心となってクラスター(注)を形成し、高い技術力を武器に業績を伸ばしてきました。

今後は、この取組をさらに発展させ、木材・木製品、食品加工など地域資源活用型産業から、産業用ロボットの研究開発など高付加価値・先端テクノロジーまでバランスのとれた産業の形成を図るため、つやま産業支援センターによる総合的な企業支援施策の実施により、持続可能で強固な産業基盤の構築をめざす必要があります。



(資料：工業統計調査)

### 基本方針

企業支援のワンストップ窓口であるつやま産業支援センターや関係機関による支援を軸とした産・学・金・官連携を強化し、津山地域の企業が有する高い技術力や地域資源を活かした施策を進めます。

新製品・新技術開発支援、人材育成、創業支援など総合的な企業支援施策を推進し、持続可能で強固な産業基盤の構築をめざします。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                         | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|---------------------------------|---------------|---|
| ものづくりの支援が充実し、企業誘致や新産業の創出が行われている | 45.0 点        |  |

| 成果指標           | 説明              | 現状値（平成 25 年度）                 | 目標値（平成 37 年度）                 |
|----------------|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 市内製造業の従業者、出荷額等 | 市内製造業の従業者数と出荷額等 | 従業者数 5,880 人<br>出荷額等 1,790 億円 | 従業者数 6,500 人<br>出荷額等 2,000 億円 |

## 施策の方向と主な取組

### 1 つやま産業支援センターによる包括的な企業支援

津山地域における産業の振興と雇用創出を図るため、つやま産業支援センターと関係機関との連携により、新製品・新技術開発支援、人材育成、創業支援など総合的かつ戦略的な企業支援施策を展開します。

#### 【用語説明】

つやま新産業創出機構・・・つやま産業支援センターの前身で、津山地域の産業活性化を目的に創設した「産・学・官・民」の連携組織

クラスター・・・ブドウなどの果実や花の房のことで、ある技術や業種を中心としてブドウの粒のような個が連携した企業の集合体をいう。

## 2-1

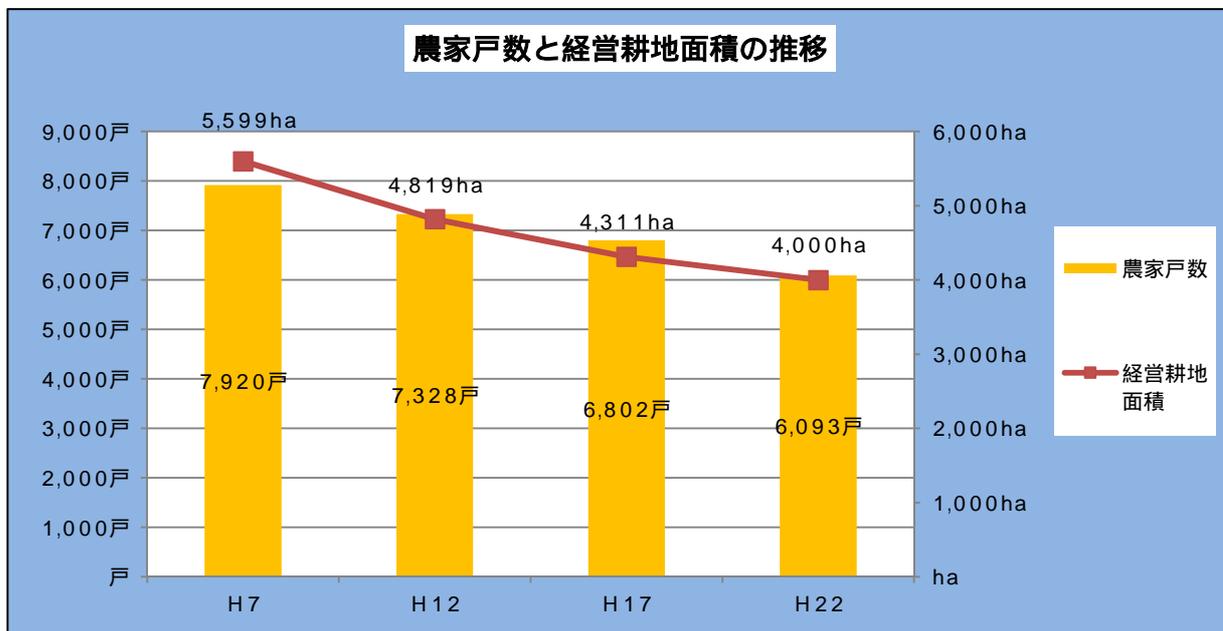
# 農業の振興

### 現 状 と 課 題

農業は、食料の供給という重要な役割を担っており、本市でも、水稻を中心に野菜・果樹・乳肉用牛など、さまざまな農畜産物が生産され、なかでも小麦や黒大豆など地域振興作物の生産力向上に努めてきました。

しかし、本市では農業者の高齢化や減少、後継者不足、耕作放棄地の拡大、農業生産基盤の維持管理コストの増大など、農村地域を取り巻く環境が厳しさを増しており、その上、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）締結により貿易の自由化が進めば、低価格の農畜産物が市場に流通し、持続可能な農業に多大な支障を及ぼすことが懸念されています。

今後、農業の持続的発展を促すためには、認定農業者や集落営農組織など担い手の育成と法人化による組織強化、新規就農者の掘り起こしと育成、農地の集積化、農業生産基盤の維持・強化などに取り組むとともに、付加価値の高い地域に適した農畜産物の生産拡大により産地化を図り、地産地消を推進することで、農家の経営所得の安定化を図っていく必要があります。



(資料：農林業センサス)

### 基 本 方 針

関係団体と連携し、農業後継者の育成、認定農業者など意欲があり専門性を有する担い手の確保、集落営農組織など法人化の推進に取り組み、農業経営の安定化を図ります。

農地の利用集積による生産基盤の維持向上、地域に適した安全で安心な地元農畜産物の生産拡大などにより、産地づくりや地産地消を推進し、農業を次世代に繋がる魅力ある産業とします。

将 来 の 目 標

| 市民満足度指標                      | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|------------------------------|---------------|---|
| 農業の担い手が育成、確保され、農地が有効に利用されている | 39.2 点        |  |

| 成果指標                | 説 明   | 現状値(平成 26 年度) | 目標値(平成 37 年度) |
|---------------------|---|---------------|---------------|
| 農地集積面積              | 所有、借入、農作業受託により利用している農地面積                      | 913.9ha       | 1,385ha       |
| 農業の担い手者数            | 効率的かつ安定的な農業経営及びそれを目指して経営改善に取り組む農業経営者数         | 233 人         | 326 人         |
| 集落営農組織数             | 集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織数 | 34 組織         | 44 組織         |
| 農振農用地(注)カバー率        | 農振農用地面積のうち多面的機能支払交付金事業(注)に取り組む面積率             | 46.8%         | 55.5%         |
| 地場産品の学校給食使用数量(契約出荷) | 学校給食で使用する米、小麦粉、野菜等地場産品使用量                     | 114 t / 年     | 200 t / 年     |

施策の方向と主な取組

1 経営体質の強化と農業後継者等の育成

農業生産活動を強化・促進し、効率的かつ安定的な農業経営に資するため、農地中間管理事業(注) 集落営農法人化支援事業など基盤強化事業に取り組み、農地の集積を図るとともに、認定農業者など専門性を有する担い手の確保により、意欲的に農業経営に取り組むことができる環境を整備し、安全・安心で、付加価値の高い農産物の生産につなげます。

また、関係団体と連携し、新規就農者に対して、技術及び経営管理能力の習得を図るための実務研修や安定経営に向けた支援を行い、青年の就農定着や農業後継者の育成に取り組めます。

2 農地の多面的機能の保持

多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生産条件の不利な中山間地域なども含め、耕作放棄地の発生防止を図り、農地の維持管理の取組を支援します。

また、耕畜連携による家畜排せつ物等の有効利用など、資源の自然循環機能の維持・増進を図り、環境保全型農業を推進します。

3 農業生産基盤の整備

ため池、水路、農道などの改修や、ほ場整備に取り組み、農業生産基盤を整備し、農地の有効利用を図ります。

また、老朽化した土地改良施設の長寿命化を実施し、機能維持と維持管理の負担軽減を図ります。

#### 4 地産地消の推進

市内の直売所間のネットワークを構築し、直売所の機能強化と販売促進を図るとともに、地場産食材を使用する飲食店や宿泊施設など**民間セクター**との連携や、食のイベントの開催による継続的なPR活動やマーケティングなどを行い、地産地消を推進します。

また、学校給食用食材の地場産使用割合を高めるため、津山産小麦を使用した麺を給食食材として提供し、学校給食を通じた食育を推進します。

#### 5 農業・農山村への理解の醸成

援農塾などの農業講座や**市民農園などでの農業の実地体験を通じた**農作物の栽培方法の習得により、農業への関心を高めてもらうとともに、小学校での田植え体験や農山村イベントを通じ、生きるための基本である食を支える農業に触れる機会を提供し、食卓と生産現場との距離を縮め、自然の恩恵や農業・農山村についての理解の醸成に努めます。

##### 【用語説明】

農振農用地・・・農業振興地域内において、長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する用地。

多面的機能支払交付金事業・・・農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図り、地域資源の適切な保全管理を推進するため、農業者組織や農業者組織と地域住民等を含めた活動組織などが行う活動に要する経費に対し交付金を支給する事業。

農地中間管理事業・・・農地中間管理機構が農業経営のリタイヤ、規模縮小など農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手（担い手農家等）に貸し付ける事業。

## 2-2

# 林業の振興

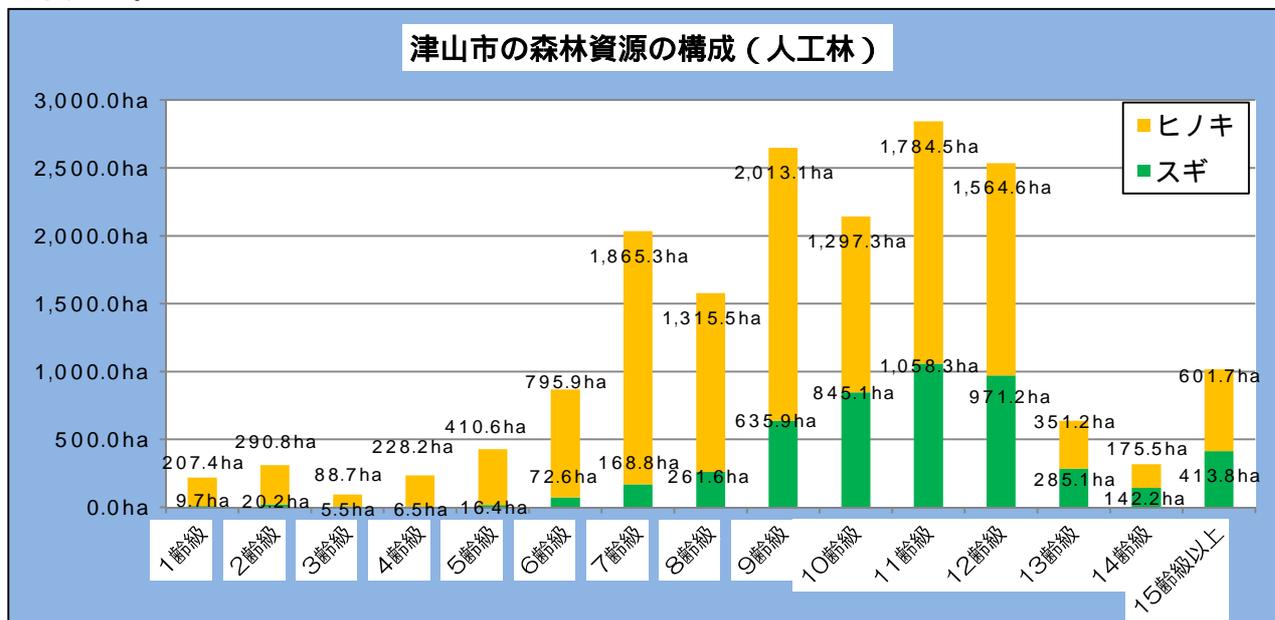
### 現 状 と 課 題

本市の森林面積は市域の約7割を占めており、その内61%がスギ・ヒノキなどの人工林で、なかでもヒノキの植栽率は高く、「美作桧」としてブランド化されています。

現在の林業を取り巻く環境は、戦後の拡大造林政策によって植栽された多くの人工林が伐期を迎えているにもかかわらず、木材価格の長期低迷、採算性の悪化に伴い、森林所有者の経営意欲の減退を招き、放置されている森林が目立つ状況が続いています。また、林業従事者の高齢化、後継者不足が深刻化しており、森林の偏った年齢級（注）構成と間伐等の手入れの遅れや有害鳥獣の巣窟化などの多くの課題が生じています。

森林は、水源涵養機能、土砂災害防止、低炭素社会への貢献などの多面的な機能を有しており、市民生活の安全・安心を確保するためには森林の整備と保全が求められています。

また、国産材を積極的に利用し、需要を高め、資金を山の整備に還元する仕組みづくりが必要です。



（資料：森林課調べ）

### 基 本 方 針

豊かな森林環境・森林資源を整備、保全し、次世代に継承していくため、美作材の需要拡大に努め、木材を可能な限り利用したまちづくりを推進します。

林業の担い手の育成、林道整備、間伐、再造林に取り組み、偏った人工林の年齢級構成の解消を図り、森林のもつ多面的な機能の維持・回復をめざします。

将来の目標

| 市民満足度指標                       | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|-------------------------------|---------------|---|
| 地域資源の利用を促進し、森林資源が有効に循環利用されている | 42.5 点        |  |

| 成果指標   | 説明           | 現状値（平成 26 年度）   | 目標値（平成 37 年度） |
|--------|--------------|-----------------|---------------|
| 新規植林面積 | 新規に植林をする森林面積 | 13 h a          | 66 h a        |
| 林業従事者数 | 林業に従事する労働者数  | 222 人(平成 22 年度) | 260 人         |

施策の方向と主な取組

1 美作材の需要拡大

林業、木材産業の振興を図るため、地域材の利用促進と海外への輸出も視野に入れた販路の拡大をめざし、木材を可能な限り利用したまちづくりを推進します。

2 森林の適正な整備と保全

森林のもつ多面的機能が発揮されるよう、現在の偏った人工林の齢級配置を平準化し、持続的な森林資源の循環利用を図るため、間伐、択伐及び小面積皆伐など多様な手法を導入して、再生林の推進をめざします。

3 林業の担い手育成

林業の中核的な担い手となる森林組合・事業者の組織の強化や新規就業者の技術・体験研修の充実など、森づくりに携わる人材の確保や育成を図ります。

4 有害鳥獣対策

地域の実情や要望に応じた、広域で効果的な防護柵の設置による被害防止対策を実施していくとともに、津山市鳥獣被害対策実施隊による駆除を実施し、地域が一体となって有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの推進を図ります。

5 里山の保全

地域住民などによる里山の日常点検、維持管理活動を支援し、集落周辺の森林の保全を図り、災害の未然防止や美しい森林空間の創出につなげます。

【用語説明】

齢級・・・森林の年齢を 5 年の幅でくくったもので、人工林は、苗木を植栽した年を 1 年生とし、1～5 年生を 1 齢級、6～10 年生を 2 齢級と数える。

## 2-3

# 農林業の高付加価値化

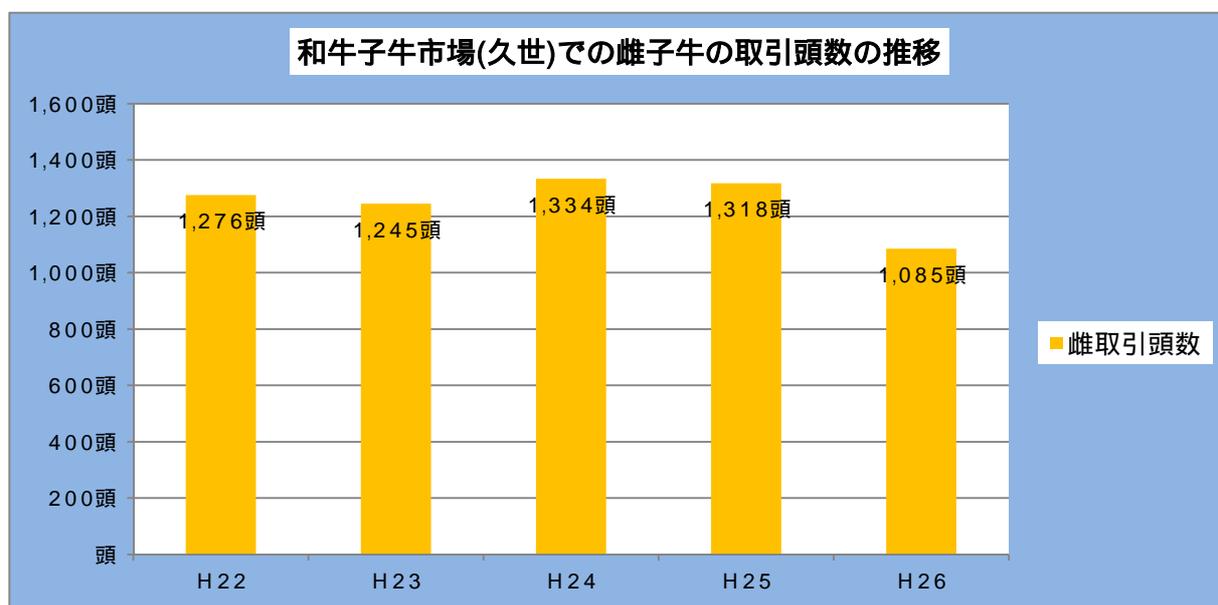
### 現 状 と 課 題

本市は、温暖な気候と恵まれた土地条件を活かして、水稻を中心に生姜、黒大豆、ジャンボピーマン、ピオーネなどの野菜・果樹の栽培、酪農や和牛の繁殖が盛んです。

近年では和牛の肥育や小麦の産地化を進めていますが、地域の特色を活かした強いブランド力のある農畜産物の創出には至っていません。

本市の農業をさらに振興し、農業者の所得の向上を図るためには、高品質で特徴的な農畜産物の生産拡大に努めるとともに、農業の6次産業化や農商工連携を推進し、農畜産加工品の生産、開発により付加価値を高め、新たな販路を開拓していくことが必要です。

一方、林業においては、国産材の利用低迷や木材価格の下落により林業の採算性が悪化しており、品質・性能に優れた製材品の安定供給を図り、地域産材の需要拡大に結び付けるとともに、間伐材や製材過程から生じる木片などの未利用材の有効活用等が課題です。



(資料：全農岡山県本部久世市場調べ)

### 基 本 方 針

地域の特性を活かした安全・安心で高品質な農畜産物のブランド化や産地形成に取り組むとともに、6次産業化や農商工連携による新商品開発、販路開拓を推進し、高付加価値化により収益性の高い儲かる農業をめざします。

消費者が求める品質・性能に優れた製材品である「美作材」のブランド化を図り、需要拡大や販路開拓に努めるとともに、未利用材を利用した木質バイオマス(注)化を推進します。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                                 | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|---|-------------|---|
| 農林業の6次産業化や農商工連携など、農林産物の付加価値を高める取組が進んでいる | 46.5点       |  |

| 成果指標                | 説明                   | 現状値(平成26年度)           | 目標値(平成37年度)             |
|---------------------|----------------------|-----------------------|-------------------------|
| つやま和牛出荷頭数           | 肥育基金を活用したつやま和牛出荷頭数   | 0頭                    | 330頭/累計                 |
| 小麦の作付面積<br>小麦粉市内消費量 | 津山産小麦の作付面積と小麦粉の市内消費量 | 77ha<br>15t/年         | 130ha<br>50t/年          |
| 高品質地域乾燥材出荷量         | 品質・性能に優れた地域乾燥材出荷量    | 850 m <sup>3</sup> /年 | 1,275 m <sup>3</sup> /年 |

## 施策の方向と主な取組

### 1 農畜産物のブランド化事業

つやま和牛ブランドを確立させるために、肥育頭数の増頭による安定した流通量の確保を図り、肥育技術の向上をめざします。

また、津山産小麦「津山のほほえみ」の生産拡大を図り、ブランド化を推進するとともに、副産物を飼料としてつやま和牛に供与することで、耕畜連携に取り組みます。

### 2 農商工連携による商品化・ブランド化の推進と販路の開拓支援

農商工連携組織「つやまFネット」などを通じて、地場産の素材を活用した津山ならではの新商品の開発や既存商品の改良を進め、ブランド化を推進します。

また、地場産の農畜産物・加工品のネット販売に取り組むとともに、大都市圏における商談会などを活用して販路の拡大を図ります。

### 3 美作材のブランド化の推進

品質・性能に優れた製材品の安定供給を図り、県内外の木材需要を喚起するために木材産業を支援し、JAS認定工場の増加をめざします。

また、美作材のブランド化を推進し、需要の拡大と海外への輸出も視野に入れて販路の開拓を図ります。

### 4 未利用間伐材の搬出と活用

森林内に放置され未利用材となっている間伐材の資源価値を高め、需要を促すため、木質バイオマス事業を推進し、森林資源の有効活用と高付加価値製品の開発に取り組み、木材の安定的な搬出・活用システムの構築をめざします。

#### 【用語説明】

木質バイオマス・・・バイオマスとは、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを言い、そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

## 2-4

# 水産業の振興

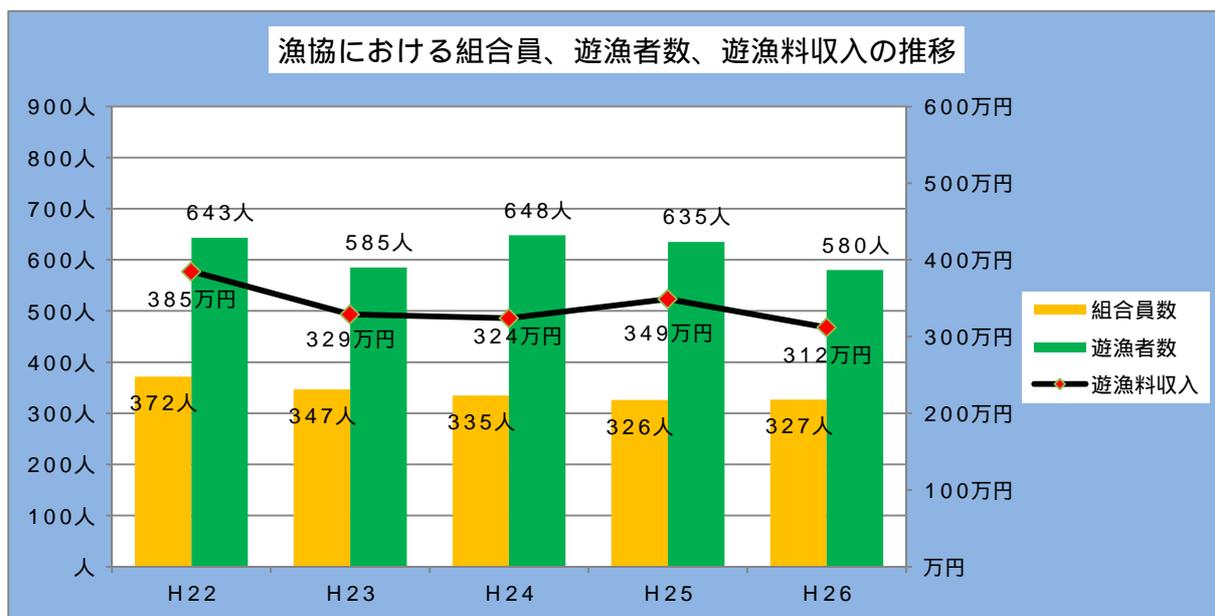
### 現 状 と 課 題

本市は内陸部に位置することから、水産業はレジャー・鑑賞目的での淡水魚の放流・飼育が中心で、2つの内水面漁業協同組合により吉井川の本支流での稚鮎などの放流事業が行われてきました。

近年、河川環境の変化や水域の都市化などから水量・水温・水質などが変化し、川魚の生息数や漁獲量の減少に伴い、組合員や遊漁者も年々減少傾向にあります。

全国的に食の魚離れが進行するなかで、内水面漁業を振興し、生産性を高めていくためには、従来の放流事業に加え養殖事業に取り組み、市場に流通させる仕組みづくりが必要です。

また、中長期的視点に立ち、新技術を活用した「陸上養殖」を研究し、付加価値の高い水産物の生産につなげていくことも必要です。



(資料：漁協・水産白書)

### 基 本 方 針

水産業の振興のため、内水面漁業を推進し、従来の放流事業に加え養殖事業に取り組み、市場に流通させる仕組みづくりを図ります。

産・学・官・民の連携による、陸上養殖システムなどの新たな養殖技術の調査・研究を行います。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                      | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|------------------------------|-------------|---|
| 各種イベントを通じて、地元産川魚の消費拡大が図られている | 41.2点       |  |

| 成果指標  | 説明        | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|-------|-----------|-------------|-------------|
| 養殖魚種数 | 養殖が可能な魚種数 | 2種          | 5種          |

## 施策の方向と主な取組

### 1 養殖事業の支援と販路拡大

内水面漁業の振興を図るため、内水面漁業協同組合の基盤強化策として、放流事業に加え養殖事業の取組を支援し、販路拡大をめざします。

### 2 新たな養殖技術の調査・研究

産・学・官・民の連携により、新技術を活用した養殖可能魚種の選定及び陸上養殖システムの調査・研究を行い、食育への活用や市場に流通させる仕組みづくりをめざします。

## 3-1

# 観光の振興

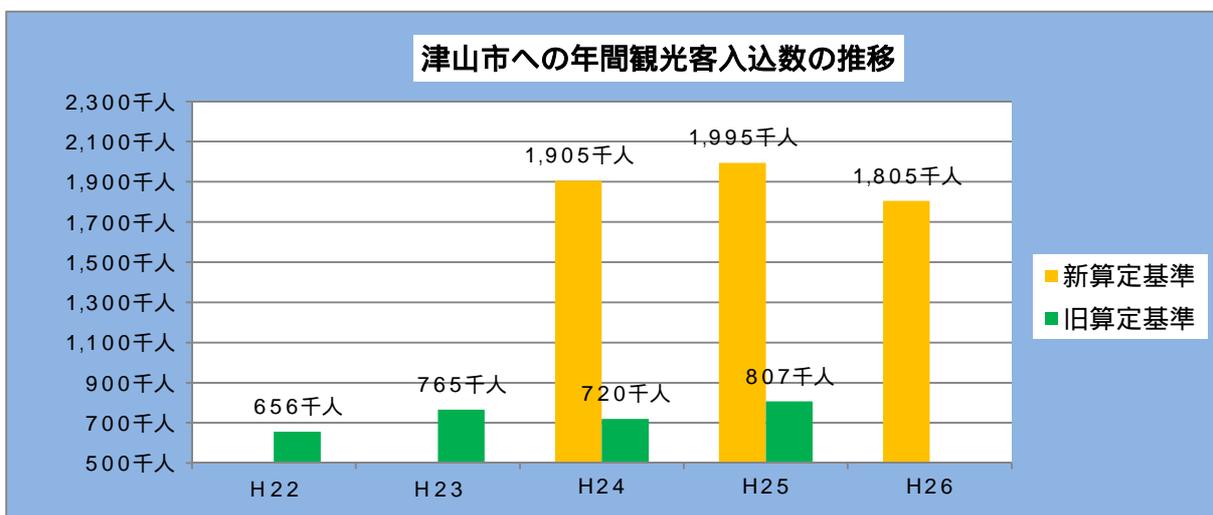
### 現状と課題

観光は、交流人口の増加や地域経済の活性化をもたらす産業として期待されており、関係機関・団体と連携し、その強化に取り組んでいます。

本市は、津山城を中心として、かつての城下町の風情を色濃く残し、国の重要伝統的建造物群保存地区（注）の選定を受けた城東地区の町並みや城西地区の寺社群などの歴史文化資産、旧津山扇形機関車庫やJR因美線沿線の鉄道近代化産業遺産、豊かな自然に囲まれた桜の名所、キャンプ場、森林公園など、魅力ある観光資源を有しています。

しかし、観光客の多くが、わずかな時間の滞在で市外の目的地に向かう通過型観光地の現状にあることから、情報発信力の強化を図るとともに、市内の回遊性を促進し、滞在時間を増やす取組が求められています。

そのため、季節ごとの魅力づくりなど観光資源のブラッシュアップや、本市特有の食文化を紹介するなど「津山の楽しみ方」を増やすとともに、日本人のみならず外国人を含めた受入環境の整備を進め、おもてなしの心で観光客を迎え入れる体制づくりに取り組み、観光客入込数の増加を図っていく必要があります。



(資料：観光振興課調べ)

### 基本方針

観光に関わるすべての人々が一体となって、歴史と文化が薫り、おもてなしの心があふれる観光都市づくりに取り組みます。

観光資源の魅力向上や広域観光を推進し、効果的な情報発信と外国人を含む観光客の受入れ体制の充実により、交流人口の増加と地域経済の活性化を図り、観光立市の実現をめざします。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                          | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|----------------------------------|---------------|---|
| 観光資源やイベントが充実しており、本市に多くの観光客が訪れている | 41.6 点        |  |

| 成果指標        | 説明                                 | 現状値（平成 26 年度）    | 目標値（平成 37 年度）    |
|-------------|------------------------------------|------------------|------------------|
| 年間観光客入込数    | 市内の観光施設を訪れる観光客の入込数                 | 180 万人           | 250 万人           |
| 観光プログラムの開発数 | 点在する観光資源を組み合わせた「津山の楽しみ方」の観光プログラムの数 | 観光プログラム数<br>15 件 | 観光プログラム数<br>50 件 |

## 施策の方向と主な取組

### 1 観光資源の魅力向上

本市観光の核となる津山城など誘客拠点のブラッシュアップを図るため、季節ごとの魅力づくりやイベントの開催など一年を通しての事業展開により、にぎわいの創出をめざします。

### 2 広域観光・着地型観光の推進

県、県北市町村、近隣県、関係機関・団体と連携して広域観光に取り組むとともに、**グリーンツーリズムなど多様な旅行ニーズに応えるため、市内の周遊を促す着地型旅行商品の造成、流通により、**観光客の回遊性向上につなげ、滞在時間の延長を図ります。

### 3 観光情報の発信力の強化

本市の知名度向上を図るため、県南・関西圏・首都圏を中心とした J R 駅構内等の媒体や、情報誌、メディアなどを活用したシティプロモーション（注）活動を通じて、観光情報の発信力を強化します。

### 4 観光客の受入体制の整備

観光客の満足度を高め、リピーターの増加を図るため、観光ボランティアの活動支援強化や人材育成に取り組み、おもてなしの心による受入体制の構築をめざすとともに、外国人観光客を受け入れる環境整備を行います。

## 【用語説明】

重要伝統的建造物群保存地区・・・市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法第 144 条の規定に基づき、特に価値の高いものとして国（文部科学大臣）が選定した地区のこと。

シティプロモーション・・・まちの魅力を発見、発掘、創造し、さらに磨きあげ、まちがもつさまざまな地域資源を国内外に発信することで、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを全国に売り込む活動のこと。

# 1-1

## 低炭素都市の実現

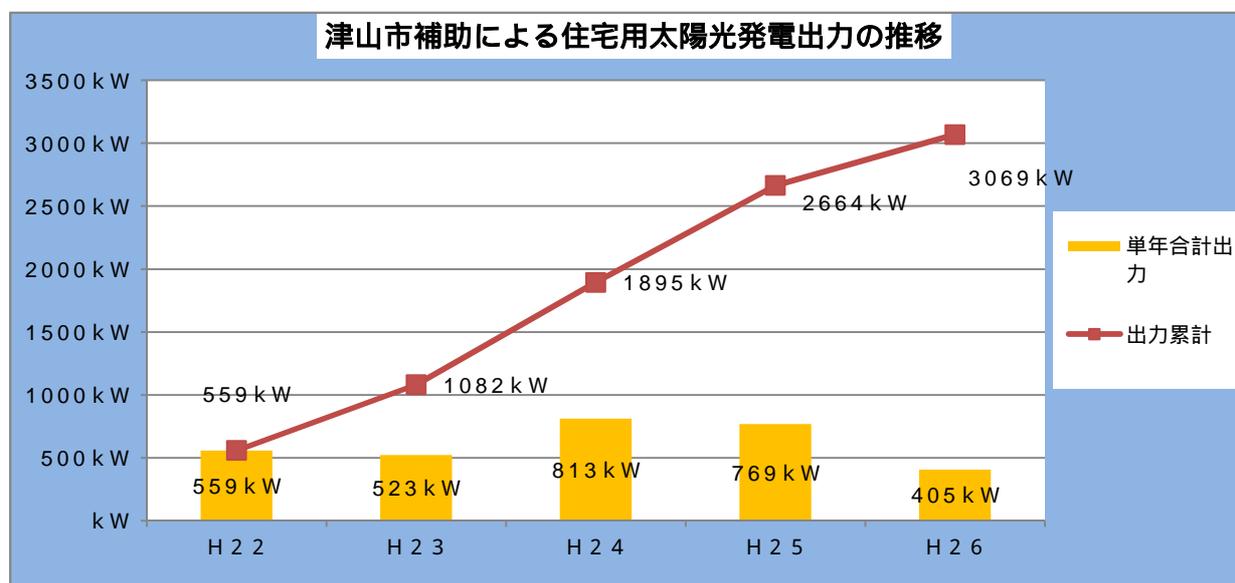
### 現 状 と 課 題

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を契機に、安全・安心で災害に強い分散型エネルギー(注)を活用したまちづくりが必要とされています。

また、人類の生存に関わる地球温暖化(注)は、ますます深刻化しており、一層の温暖化防止活動が求められています。

本市では、市有施設への太陽光発電設備導入や住宅用太陽光発電設備の導入支援、市民協働発電所事業推進など、太陽光を中心に再生可能エネルギー(注)の導入を進めてきました。また、本市の取組で削減された二酸化炭素の排出をクレジット化し、津山産品をカーボンオフセット商品として販売することにより、市民、事業者、行政が一体となった温暖化防止活動を行ってきました。

今後、さらに環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへ転換するため、木質バイオマス(注)や小水力発電などの分散型エネルギーを導入し、エネルギーと経済の地域内循環をめざしたまちづくりが求められています。



(資料：低炭素都市推進室調べ)

### 基 本 方 針

豊かな自然環境を守りながら、地球温暖化対策を市民、事業者などと協働で取り組みます。地域の活性化をめざした再生可能エネルギーの活用や環境施策の展開により、持続可能な低炭素都市(注)津山を実現します。

将来の目標

| 市民満足度指標                           | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|-----------------------------------|-------------|---|
| 地球温暖化防止のための施策が充実し、市民への意識高揚が図られている | 41.7点       |  |

| 成果指標            | 説明  | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|-----------------|---|-------------|-------------|
| 市民協働発電所の設置数     | 市民からの出資や寄付によって整備した太陽光などの自然エネルギーによる市民協働発電所の数 | 0か所         | 6か所         |
| 津山版カーボンオフセット商品数 | 本市で創出されたクレジットを活用して、環境貢献商品として付加価値をつけた津山産品の数  | 15品         | 25品         |

施策の方向と主な取組

1 温暖化防止対策の推進

市民、事業者、関係団体・機関などと一体となって、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量の削減を促進します。環境基本計画や地球温暖化対策地域推進計画にもとづき、環境学習や超小型モビリティの導入推進、津山版カーボンオフセット事業の推進などを実施します。

2 再生可能エネルギーの活用推進

地域資源を活用した木質バイオマスや太陽光、小水力などの再生可能エネルギーの導入活用を推進し、エネルギーの地産地消、地域内循環を図ります。加茂・阿波地域における森林資源や、市民協働発電所による太陽光エネルギーの活用など、本市の特性を活かした取組を進めます。

3 省エネルギーの推進

省エネルギーの啓発を進めるとともに、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を支援するため、エネルギー効率の高い機器やCO<sub>2</sub>削減効果が図れる設備などの導入を促進し、低炭素都市津山に向けて、魅力ある地域づくりにつなげます。

【用語説明】

低炭素都市・・・再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策の強化、環境負荷が小さいコンパクトでまとまりのあるまちづくりへの転換などを通じ、市民の生活や事業活動に伴い排出される二酸化炭素など温室効果ガスを抑制することにより実現される持続可能な都市。

分散型エネルギー・・・エネルギーの消費地近くに分散配置された比較的小規模の発電設備や熱源機器から供給される電気や熱といったエネルギー。

地球温暖化・・・人の活動に伴い、二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加することにより、地球の平均気温が上昇する現象。

再生可能エネルギー・・・石油、石炭、天然ガスなどの有限な資源である化石エネルギー

と異なり、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、持続的に利用することが認められるエネルギー。

木質バイオマス・・・バイオマスとは、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを言い、そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

## 1-2

# 循環型社会の実現

### 現 状 と 課 題

長年の懸案であった津山圏域クリーンセンターが完成し稼働することを契機に、平成28年4月から市内のごみ分別やリサイクルのしくみを統一するなど、より一層、循環型社会(注)の実現に向けた取組が求められています。

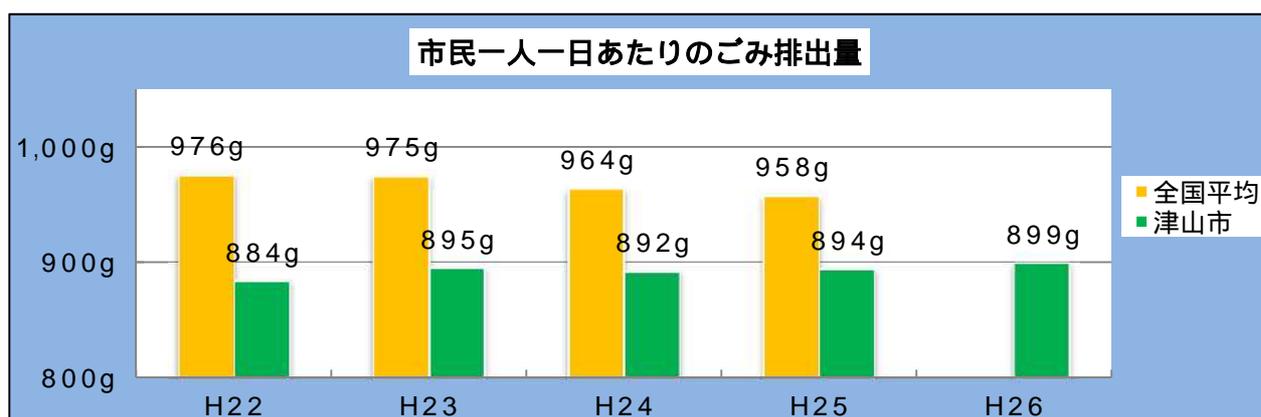
平成7年のごみ非常事態宣言の発令以降、市民や事業者、NPOなどの市民団体との協働により、有料指定ごみ袋の導入のほか、プラスチック製容器包装やペットボトルの分別収集などに取り組み、その結果、全国平均より高い水準のごみの減量化が図られています。

今後も、ごみ減量の取組は行政だけでなく、市民などとの協働により進めていかなければなりません。人口減少や少子高齢化時代に対応できるよう、集団回収など現在のしくみを見直す必要があります。

また、津山圏域クリーンセンターの完成により、安定的なごみ処理が可能となり、ごみ分別方法が市内で統一されることから、長期的な視点に立ち、本市の循環型社会を構築するための指針となる一般廃棄物処理基本計画を策定する必要があります。

これまで使用していた焼却施設と最終処分場については、適切に安全閉鎖を行い、関係者との協議により跡地利用を進める必要があります。

し尿処理については、現施設の老朽化により処理が困難になっているため、施設の更新整備を進めています。



(資料:環境業務課調べ)

### 基 本 方 針

市民、事業者、市民団体との協働により、ごみの減量化・リサイクル、環境に配慮したライフスタイルへの転換を推進します。

廃棄物処理にあたっては、安全で安定的な事業の運営に努め、老朽化が進んだ施設については、適切に施設更新や閉鎖を行います。

将来の目標

| 市民満足度指標                       | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|-------------------------------|-------------|---|
| 廃棄物の安全な処理と、資源循環型社会の実現が図られている。 | 55.7点       |  |

| 成果指標            | 説明   | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|-----------------|--|-------------|-------------|
| 市民一人一日あたりのごみ排出量 | 各年度の一般廃棄物排出量を、10月1日時点の住民基本台帳人口で除して求めた平均排出量 | 899g        | 872g        |

施策の方向と主な取組

1 ごみの減量化・資源化の推進

市民などとの協働により、青空リサイクルプラザや資源回収拠点などを活用するとともに、学校や地域における環境学習活動を推進することで、3R(リデュース・リユース・リサイクル)(注)を基本とした資源が循環するしくみづくりを進めます。

また、資源の有効利用を進めるため、缶、ビン、ペットボトル、古紙、古布の資源回収を拡充するほか、新たに蛍光管、乾電池などの水銀含有物の分別収集や、小型家電リサイクルなどの取組を推進します。

2 廃棄物処理事業の安全で安定的な運営

廃棄物行政の指針となる一般廃棄物処理基本計画を策定し、津山圏域クリーンセンターを運営する津山圏域資源循環施設組合、津山圏域衛生処理センターを運営する津山圏域衛生処理組合と連携して安全で安定的な廃棄物処理を行います。また、旧廃棄物処理施設の安全な閉鎖と跡地利用を進めます。

【用語説明】

循環型社会・・・ごみを可能な限り減らすとともに、リサイクルできるものはリサイクルすることで、資源の無駄遣いと環境負荷を可能な限り抑える社会。

3R・・・Reduce(リデュース(ごみそのものを減らすこと))、Reuse(リユース(使用済みになっても再使用すること))、Recycle(リサイクル(使用後に再生資源として再使用すること))の3つの英単語の頭文字を表したもの。

## 2-1

# 生活環境の保全

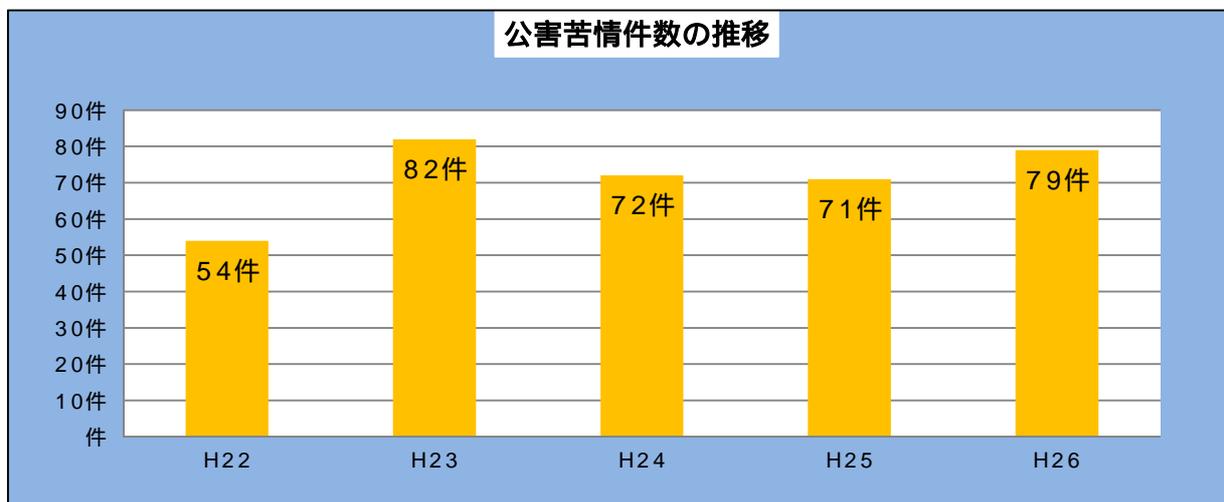
### 現 状 と 課 題

私たちの生活活動や産業活動に伴って発生する大気汚染、水質汚濁、道路騒音などの問題は、市民・事業者による環境規制の遵守や下水道の普及などにより、近年、改善されています。しかし、中国から飛散する微小粒子状物質（PM2.5）（注）による大気汚染が深刻化していることから、市民が安全で快適に過ごすためには、監視強化に努める必要があります。

環境美化活動については、市民・事業者との協働による花いっぱい運動や道路、河川、公園などの清掃活動を行っていますが、ペット公害や野焼きによる被害を解消するため、市民のマナーや生活環境の保全意識を高めていくことが求められています。

近年、適切な管理が行われていない空き家が増加し、防犯、衛生、景観などの生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域の住環境の改善を図るとともに、空き家の活用を促進するため、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

総合斎場は、安定した施設運営が求められており、火葬件数の増加に対応した計画的な施設整備を進めていかなければなりません。



（資料：環境生活課調べ）

### 基 本 方 針

住み心地の良い生活環境を保つため、監視の強化と適切な指導を行うほか、市民との協働による清掃などの環境美化活動を推進します。

適切な管理が行われていない空き家については、周辺地域に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家対策を推進します。斎場については、適正な管理運営に努めます。

将来の目標

| 市民満足度指標              | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|----------------------|-------------|---|
| 公害の少ない快適な生活環境が保たれている | 66.3点       |  |

| 成果指標          | 説明   | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|---------------|--|-------------|-------------|
| 空き家の除去等改善済み件数 | 適正管理の指導をした空き家について、所有者が樹木の伐採、建築物の除去などを行った累計件数 | 7件          | 100件        |
| 公害苦情件数        | 市に対して申立のあった騒音・悪臭・野焼きなどの生活公害件数(空き家に関する件数は除く)  | 79件         | 63件         |

施策の方向と主な取組

1 生活環境の保全と美しいまちづくり運動の推進

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの都市生活型公害に対応するため、関係機関と連携して監視の強化と適切な指導を行います。また、市民との協働により、継続した生活環境の美化を目的としたまちづくり運動を推進します。

2 空き家の適正管理の推進

適切な管理が行われていない空き家の所有者に対し、空き家等対策計画にもとづき、必要に応じて、国の特別措置法や条例に基づく措置を講じ、生活環境の保全とともに空き家の活用を促進します。

3 斎場整備と周辺整備の推進

総合斎場の安定した管理運営のため、適切な維持管理を行うとともに、計画的に修繕などの整備を行い、施設の長寿命化を図ります。また、施設の周辺整備事業を進めます。

【用語説明】

微小粒子状物質(PM2.5)・・・大気中に漂う直径2.5µm(マイクロメートル:1µm=0.001mm)以下の小さな粒子であり、発生源は、ボイラー、焼却炉、自動車の排気ガス、工場のばい煙や、火山の爆発などである。粒子が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、健康へ深刻な影響を及ぼすと考えられている。

## 2-2

# 公園整備と緑地保全

### 現状と課題

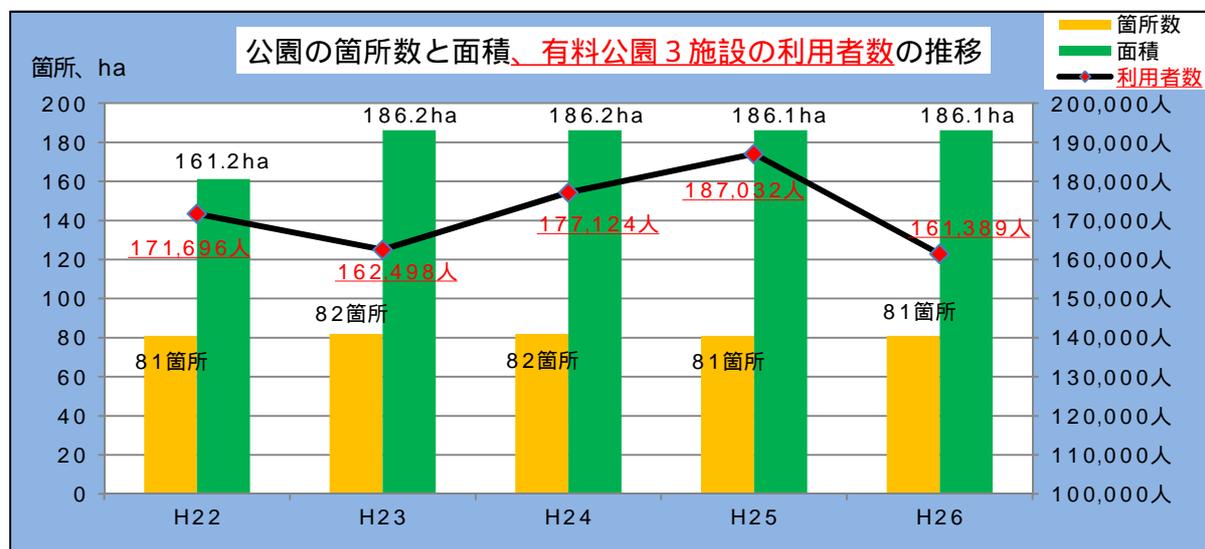
本市の都市公園（注）は56箇所、面積111.7haであり、都市公園以外の公園は26箇所、76.4haが整備されています。

都市計画区域内の一人あたりの都市公園面積は、平成25年度末で12.2㎡であり、全国平均10.1㎡をやや上回る整備水準となっています。

公園は、市民のレクリエーションや散策・憩いの場として重要な役割を担っていますが、今後、進行する施設の老朽化やバリアフリー化への対応をはじめ、利用者ニーズに応じた施設の再整備、災害時の避難場所としての機能付加など、公園の快適性・安全性の向上と多面的な機能の強化が求められています。

また、本市の豊かな自然環境を活かしたキャンプ場や森林公園などのほか、保有する既存ストックを有効に活用し、都市部からの交流人口の増加を図る必要があります。

さらに、市民や事業者と連携し都市緑化の推進と緑地の保全に努め、環境負荷を低減するとともに、自然と調和した都市景観の形成を図ることが重要です。



有料公園3施設：鶴山公園、黒木キャンプ場、阿波森林公園

（資料：公園緑地課調べ）

### 基本方針

観光や交流の拠点、また、スポーツやレクリエーションの場としての多面的な公園機能を高め、だれもが安心して快適に利用できる公園整備に取り組むとともに、災害時の一時避難場所としての活用を図ります。

官民連携し都市緑化の推進と緑地の保全に努め、自然環境と調和した都市景観の形成を図ります。

### 将来の目標

| 市民満足度指標                  | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|--------------------------|-------------|---|
| 公園が快適に利用でき、身近な緑地が保全されている | 56.6点       |  |

| 成果指標        | 説明                       | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|-------------|--------------------------|-------------|-------------|
| 有料公園施設の利用者数 | 鶴山公園、黒木キャンプ場、阿波森林公園の利用者数 | 161,389人    | 210,000人    |

### 施策の方向と主な取組

#### 1 公園の整備と適切な維持管理

だれもが安心して快適に利用できるよう、老朽化施設の更新や適切な維持管理を行うとともに、利用者ニーズに応じた公園のリニューアルや災害時の一時避難場所として活用を図るなど、多面的な公園機能の価値を高め良好な公園整備に取り組みます。

また、地域に身近な公園を市民との協働により、守り・育てる取組を推進します。

#### 2 緑化の推進と緑地保全

緑化行事の開催や環境美化活動を通じ、市民や事業者の緑化意識の高揚を図り、都市緑化の推進に取り組みます。

また、美しい都市景観の形成と環境負荷の低減を図るため、道路や河川、公園などの緑化と都市緑地の保全に努めます。

#### 【用語説明】

都市公園・・・都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地。

## 2-3

# 水道の安定供給

### 現 状 と 課 題

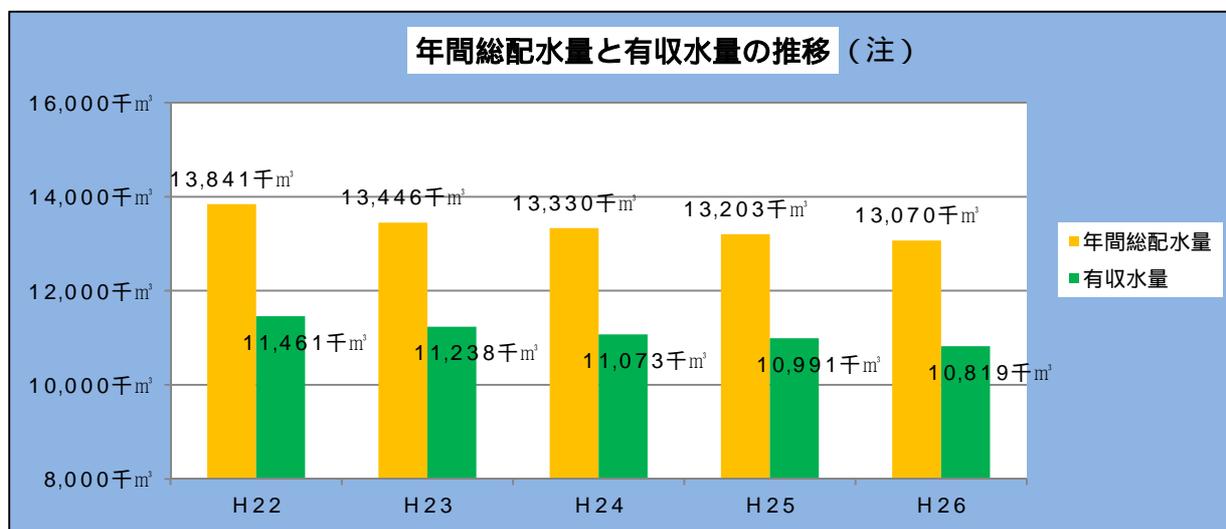
水道は、市民の暮らしと経済活動を支える基礎的な施設であり、特に、災害時には市民のライフラインとなる重要な社会基盤です。

これまで、安全で良質な水を安定的に供給するため、配水管や浄水場などの施設整備、水質の保全、経営基盤の強化などに取り組み、水道の普及率は99.5%に達しました。

しかし近年、給水量や給水人口の減少に加え、施設の老朽化が進むなど、水道事業を取り巻く環境が変化しています。

今後は、水道施設の拡張から適切な維持管理へと移行を図るとともに、引き続き安定的な水の供給を行うため、水質保全や高度浄水処理を徹底することはもとより、老朽化した施設の計画的な更新や長寿命化、耐震化を進めるなど、新たな課題への取組が求められています。

さらに、広域連携や民間活力の導入を進めるとともに、簡易水道の統合を図るなど、将来の経営見通しを明らかにし、効率的かつ健全な事業経営に努める必要があります。



(資料：水道局調べ)

### 基 本 方 針

安全で良質な水の安定供給に努めるとともに、老朽化した水道施設の計画的な更新と耐震化を図り、適切な維持管理に努めます。

水道事業の広域連携や民間活力の導入を促進するとともに、将来の経営見通しにもとづいた効率的で持続可能な事業経営を図ります。

将来の目標

| 市民満足度指標               | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|-----------------------|---------------|---|
| いつでも安全でおいしい水を飲むことができる | 79.3 点        |  |

| 成果指標   | 説明              | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|--------|-----------------|---------------|---------------|
| 水道の有収率 | 総配水量に対する有収水量の割合 | 82.8%         | 90.0%         |

施策の方向と主な取組

1 安全で良質な水の供給

安全で良質な水を安定的に供給するため、高度浄化処理や水質検査体制の強化に努めるとともに、老朽化した水道管や施設の更新、耐震化などに取り組みます。

また、岡山県広域水道企業団との連携や簡易水道の統合などを図り、効率的かつ安全な水の供給を推進します。

2 災害時の給水確保

大災害時においても必要最小限の給水が可能となるよう、主要配水池の耐震化や緊急遮断弁（注）の設置を行い、ライフラインの確保に取り組みます。

3 持続可能な事業経営

給水量や給水人口の減少に伴う事業収益の低下並びに老朽化施設の更新などの将来見通しを踏まえ、水道料金の適正化や計画的な事業推進に努め、経営の効率化を図り、健全で持続可能な事業経営を行います。

また、水道事業の積極的な情報公開に努め、市民ニーズに対応した事業展開を図ります。

【用語説明】

配水量・・・浄水場などの配水施設から配水した水量。

有収水量・・・配水した水道水が、実際に使用されて収益となった水量。

緊急遮断弁・・・大地震などの災害により水道管が被災した場合に、配水池の貯留水の流出を防ぐための装置。

## 2-4

# 下水道の整備

### 現状と課題

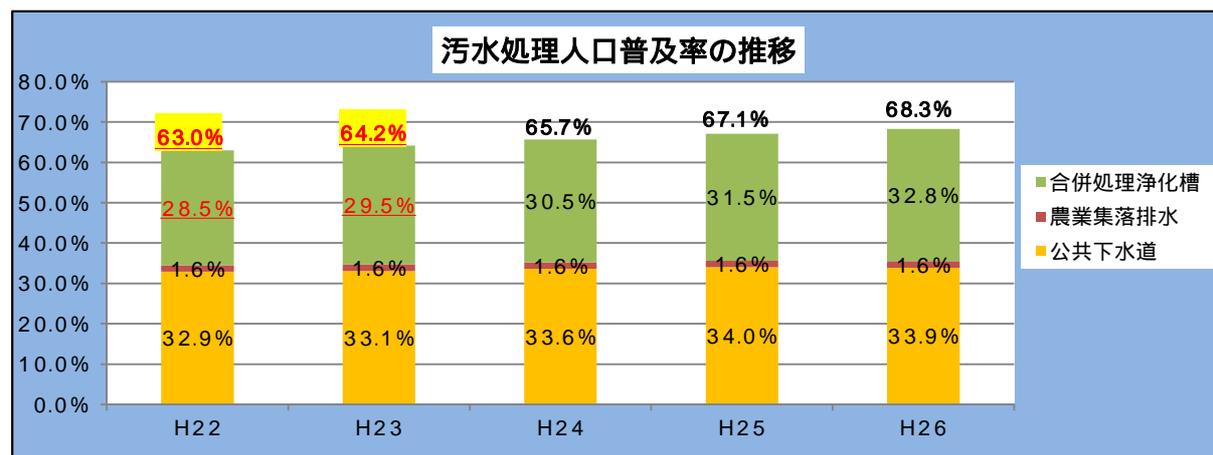
下水道は、汚水と雨水排水処理の二つの役割を持っており、衛生的な生活環境の確保や河川の水質保全、そして水害からの被害軽減など、市民の安全で快適な暮らしに大きく貢献しています。

汚水処理事業では、公共下水道事業と農業集落排水事業（注）による集合処理方式と、合併処理浄化槽設置事業による個別処理方式を組み合わせ、汚水処理区域の拡大を図っています。

昭和53年に公共下水道事業に着手して以来、順次、汚水処理施設の整備を進めてきましたが、平成26年度末の汚水処理人口普及率は68.3%にとどまっており、今後さらなる汚水処理事業の推進が求められるとともに、老朽化する施設の長寿命化や耐震化、下水道管への接続率の向上などが大きな課題です。

一方、雨水排水処理事業では、平成10年の台風10号による浸水被害を受け、継続して内水排除対策に取り組んでいますが、ポンプゲート（注）や雨水排水路の早期整備を実現し、安全・安心のまちづくりを推進することが重要です。

また、これらの下水道施設の整備と維持管理には、多大な経費を要することから、今後の事業見通しを踏まえた、管理運営の健全化と経営基盤の強化が必要です。



（資料：岡山県都市計画課調べ）

### 基本方針

汚水処理の普及率向上に努め、生活環境の改善を図るとともに、老朽化施設の更新や長寿命化、耐震化に取り組みます。

ポンプゲートや雨水排水路などの整備を推進し、豪雨時の浸水被害の軽減に努め、安全・安心のまちづくりを進めます。

経営の健全化と基盤強化に努め、持続可能な事業運営を図ります。

将来の目標

| 市民満足度指標                       | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|-------------------------------|---------------|---|
| 下水道や合併処理浄化槽の整備が進み、生活環境が向上している | 63.0 点        |  |

| 成果指標      | 説明                            | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|-----------|-------------------------------|---------------|---------------|
| 汚水処理人口普及率 | 総人口のうち、下水道や合併処理浄化槽が利用できる人口の割合 | 68.3%         | 80.0%         |

施策の方向と主な取組

1 汚水処理施設の整備

公共下水道の計画的な整備と、合併処理浄化槽の設置を促進し、汚水処理未普及地域の解消をめざします。

また、地震被害に対して、市民生活への影響を最小化するため、下水道施設の耐震性の向上や被災時の対策に取り組めます。

良好な生活環境の保全のため、水洗化の促進と啓発に努めます。

2 雨水排水施設の整備

豪雨時の浸水被害防止のため「津山市雨水対策計画」にもとづき、ポンプゲートや雨水排水路の整備を推進し、安全・安心のまちづくりを推進します。

3 施設の長寿命化

下水道管や処理場など、施設の老朽化による事故の未然防止に向けて、定期的な調査・点検を実施し、予防保全型の維持管理の推進を図るとともに、計画的な改築更新に取り組めます。

4 健全経営の推進

下水道事業の経営状況を正確に把握し、より一層の経営健全化と経営基盤の強化を図るため、財政状況や経営成績などが明確になる地方公営企業法にもとづく公営企業会計を導入します。

【用語説明】

農業集落排水事業・・・農村集落における、汚水などを処理する施設の整備を行う事業。

ポンプゲート・・・河川排水路などにおける樋門ゲートと水中ポンプが一体となった強制排水設備。

# 1-1

## 自然と調和した都市整備

### 現状と課題

本市は、県北の拠点都市として広域的な役割を担っていますが、郊外への人や店舗の流出により市街地の拡散が進行してきました。

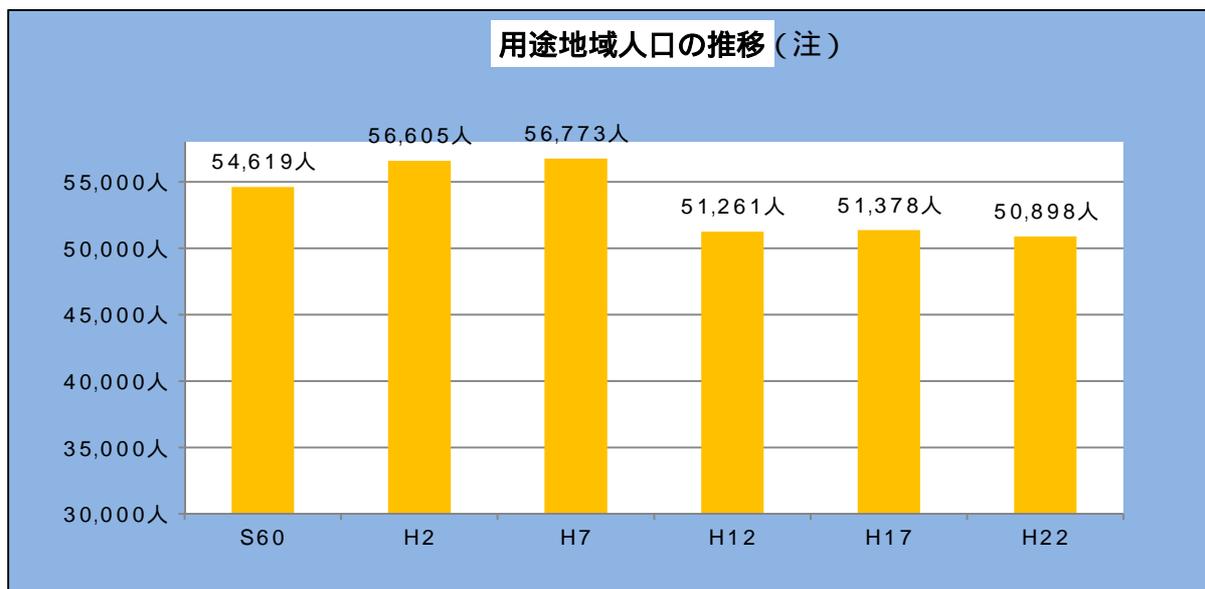
このため、市街地エリアでは、空き店舗や低未利用地の増加が目立ち、商業機能の衰退とにぎわいの喪失、空洞化が進んでいます。

また、郊外部では宅地化が進み、丘陵地や農地などの豊かな自然環境が失われつつあり、環境への負荷が増大しています。

さらに、田園エリアや森林・里山エリアでは一層の過疎・高齢化が進み、耕作放棄地の増加や森林の荒廃が進行するとともに、地域コミュニティや生活関連施設の**維持が困難となっています。**

このようななか、今後のまちづくりにおいては、市街地の拡散を抑制し都市機能と居住の誘導や交通結節点（注）の機能強化などを図り、都市の拠点性を高めるとともに、農地や森林・里山などの良好な自然環境を保全し、地域の特性を活かした持続可能なまちづくりを進める必要があります。

また、市街地や地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークなどの充実を図り、各地域の連携と交流を促進し、市域が一体となった都市構造の形成を推進するとともに、地域生活拠点の維持向上やコミュニティ活動の促進を図り、安心して暮らし続けられる生活環境の提供が必要です。



（資料：都市計画課調べ）

## 基本方針

市街地の拡散を抑制し、道路・公園などの都市基盤や公共公益施設などの既存ストックを有効に活用するとともに、居住や医療・福祉など都市の生活を支える機能の誘導と公共交通ネットワークなどの整備によるコンパクトなまちづくりを進め、県北中心都市としての拠点性を高めます。

旧町村地域や小学校区単位などに「地域生活拠点」や「小さな拠点」を形成し、地域の生活を支える機能を維持するとともに、農林業の振興、恵まれた自然や景観の保全などを進めます。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                                     | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|---|---------------|---|
| 豊かな自然と都市が調和した土地利用ができ、地域の特徴を活かしたまちづくりができています | 52.7 点        |  |

| 成果指標             | 説明                            | 現状値（平成 26 年度）   | 目標値（平成 37 年度）   |
|------------------|-------------------------------|-----------------|-----------------|
| 中心市街地の歩行者・自転車通行量 | 経年的にデータを計測している地点での休日・平日平均の通行量 | 8,773 人/日       | 9,200 人/日       |
| 津山駅利用者の満足度       | アンケート調査による駅利用者の満足度            | 3.0<br>（5 段階評価） | 4.0<br>（5 段階評価） |

## 施策の方向と主な取組

### 1 計画的な土地利用の推進

今後の著しい人口減少と高齢化の進行に的確に対応するため、まちづくりの基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」を見直し、地域特性を活かした計画的な土地利用の推進を図るとともに、コンパクトで持続可能なまちづくりに取り組みます。

### 2 市街地整備の推進

市街地の拡散を抑制し、都市機能の集積や良好な住環境を整備することにより、コンパクトにまとまった暮らしやすい市街地の形成を進めます。

特に、市街地エリアにおいては、空き店舗や低未利用地の有効活用を促進し、民間活力の導入を図るなど、にぎわいの創出や商業の活性化に取り組みます。

また、市街地の円滑な交通を図るため、道路ネットワークの整備による渋滞緩和や、歩道の整備などを推進し、利便性と安全性の高い都市空間の整備に取り組みます。

### 3 津山駅周辺整備の推進

県北の拠点都市としての機能を向上させるため、津山駅周辺や南北自由通路など一体的な整備を推進し、にぎわいの創出と交通結節点の機能強化を図ります。あわせて、国道 53 号の歩道整備や JR 津山駅のバリアフリー化などを支援し、中心市街地へのアクセス機能の強化と駅利用者の利便性の向上を図ります。

#### 4 地域生活拠点の形成

支所・出張所をはじめ、日常生活に必要な郵便局や銀行、病院などの生活関連施設を維持し、地域のくらしを守る生活拠点の形成を進めます。

#### 5 小さな拠点の形成支援

現在、過疎・高齢化が進む概ね小学校区、あるいは連合町内会の支部を範囲とした地域を対象として活動が活発に行われている住民自治協議会を発展させ、さまざまな地域の活動を活発化し、小さな仕事づくりや魅力創出による持続的な地域拠点の形成・運営を支援します。

#### 【用語説明】

交通結節点・・・人や物の輸送において、複数の交通手段の接続が行われる場所。

用途地域・・・都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のため、建物の用途に一定の制限を行う地域。

## 1-2

# 交通基盤の整備

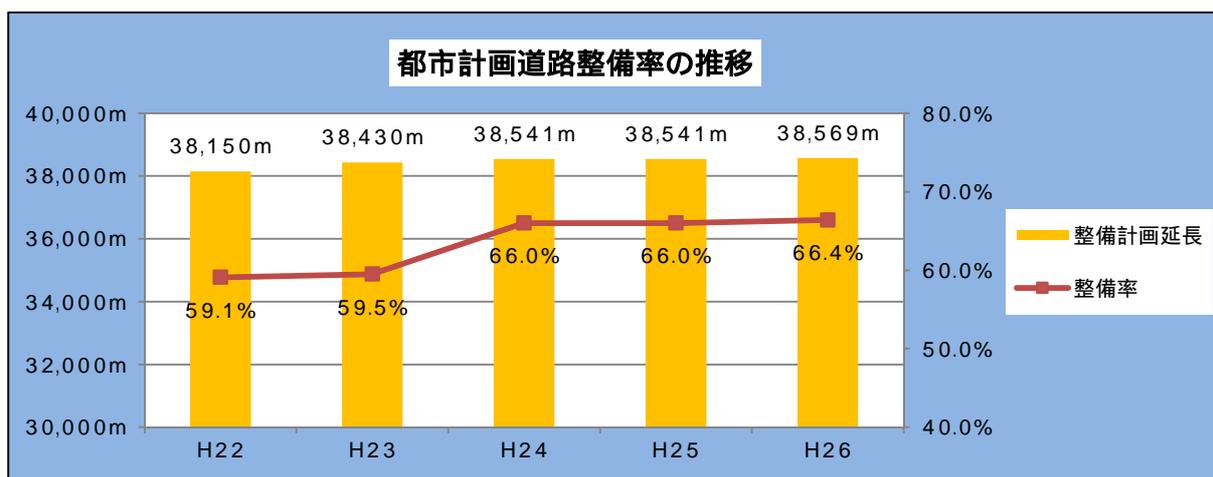
### 現状と課題

道路は、市民の日常生活や社会経済活動を支える重要な社会資本であるとともに、土地利用や災害時の避難路、ライフラインの収納空間など多面的な機能を有するまちづくりの基本インフラです。

市域においては、市街地と周辺地域の生活拠点を結ぶ地域道路網の整備や、地域に密着した生活道路の機能向上に取り組むとともに、市街地の渋滞緩和、通学路の安全確保やだれもが快適に利用できる歩道の整備などを推進し、移動の円滑化と安全・安心な道路網の整備を図る必要があります。

また、都市間との連携を担う広域道路網の整備も重要であり、特に、県南へのアクセス時間の短縮や定時性の確保が期待される空港津山道路の早期完成は津山圏域住民の悲願となっています。

全国的な課題となっている、橋梁やトンネルなど道路施設の老朽化について、ライフサイクルコスト（注）の削減や定期的な点検にもとづく長寿命化が重要となっており、本市においても道路利用者の安全や円滑な交通に支障がないよう、予防保全型の維持管理に取り組む必要があります。



(資料：都市計画課調べ)

### 基本方針

広域連携や、周辺地域との交流促進のため、体系的で効率的な道路ネットワークの形成を図るとともに、地域に密着した生活道路の利便性と安全性を向上し、だれもが安心して快適に利用できるユニバーサルデザイン（注）に配慮した道路整備を計画的に推進します。老朽化する道路施設については、定期的な点検を実施し、適切な予防保全による施設の長寿命化に取り組みます。

将来の目標

| 市民満足度指標                     | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|-----------------------------|-------------|---|
| 円滑な交通が確保され、安全で快適な道路整備が進んでいる | 53.6点       |  |

| 成果指標       | 説明                      | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|------------|-------------------------|-------------|-------------|
| 都市計画道路の整備率 | 都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合 | 66.4%       | 75.0%       |

施策の方向と主な取組

1 広域道路網の整備

都市間連携の推進や産業・観光の振興を図るため、広域道路網の整備を推進し、移動時間の短縮や定時性の確保による利便性と快適性を高め、「ひと」や「もの」の交流を促進します。

特に、津山圏域と空港を結ぶ地域高規格道路「空港津山道路」の整備を促進するとともに、事業実施区間である「津山南道路」の早期完成をめざします。

2 地域道路網の整備

市街地へ集中する交通の分散化を図る環状道路の整備や、地域拠点間を連絡する主要幹線道路などの整備を計画的に推進し、一体的な道路ネットワークの形成と地域活力の向上を図ります。

3 生活道路の整備

市民生活や地域コミュニティに密着した、生活道路の整備を推進し、生活の利便性と安全性の向上を図ります。

4 道路施設の長寿命化

橋梁やトンネル、道路標識などの道路施設を定期的に点検し、老朽化の現状把握を行うとともに、長寿命化計画にもとづく予防保全型の維持管理を推進し、道路施設の長寿命化を図ります。

【用語説明】

ライフサイクルコスト・・・構造物の設計や建設に係る費用のみでなく、供用期間中の維持管理費、解体費なども含めたトータルコストのこと。

ユニバーサルデザイン・・・文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。

# 1-3

## 公共交通網の充実

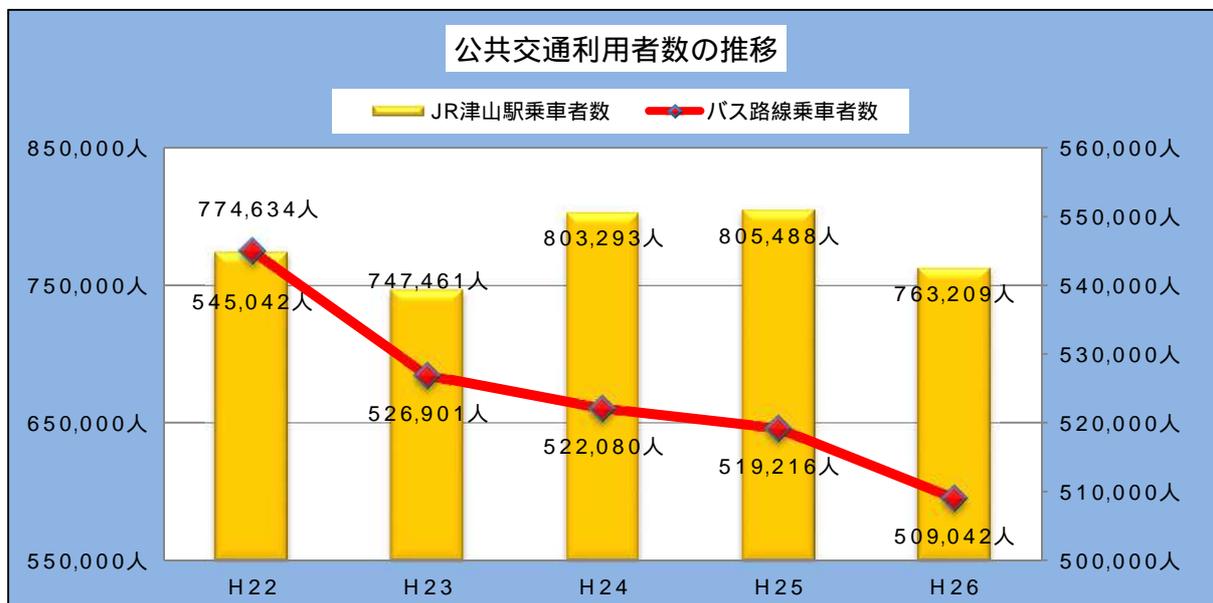
### 現状と課題

本市では、津山市公共交通連携計画に基づき、ごんごバス、民間バス路線、JRなどとの連携を進め、公共交通機関の利便性向上を図ってきました。

しかし、少子高齢化による人口減少に伴う要因に加え、各路線の運行ダイヤの間隔が長く、また各路線間の連動性が乏しく、利用者の足としての機能が十分に発揮できていないため、公共交通の利用者は減少傾向にあります。

公共交通は、高齢者など交通弱者にとっては、買い物への足、医療機関への足として、生活するうえで欠かせないものであり、また人的・物的交流の活性化、観光振興を図るための重要な都市機能でもあります。

利用者を増やし路線を維持していくためには、公共交通の空白地域を解消し、利用者の利便性が高まるような新たな交通計画の策定が必要です。新計画では、今後策定する立地適正化計画や中心市街地活性化計画などまちづくりとリンクした交通体系を整備するとともに、地域拠点間の動脈となる公共交通網の整備・充実を図る必要があります。



バス路線乗車数はバス年度（10月～9月）による  
（資料：各バス運行事業者実績、JR西日本統計）

### 基本方針

JRの利便性・快適性向上、現行バス路線の見直しや再編、公共交通空白地域の解消など、市民や観光客が利用しやすい公共交通網の整備を進め、利用促進を図ります。地域拠点間の公共交通網の再編・整備に取り組みます。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                    | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|----------------------------|---------------|---|
| だれもが利用しやすい便利な公共交通網が整備されている | 45.7 点        |  |

| 成果指標         | 説明          | 現状値（平成 26 年度）          | 目標値（平成 37 年度）          |
|--------------|-------------|------------------------|------------------------|
| 公共交通（バス）利用者数 | 市内バス路線の乗車者数 | （バス年度による）<br>514,728 人 | （バス年度による）<br>535,000 人 |
| 公共交通（JR）利用者数 | JR 津山駅の乗車者数 | （JR 津山駅）<br>763,209 人  | （JR 津山駅）<br>794,000 人  |

## 施策の方向と主な取組

### 1 公共交通の再編・整備

公共交通のマスタープランとなる「津山市地域公共交通網形成計画」を策定し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークを再構築します。

事業者との調整を踏まえ、「津山市地域公共交通再編実施計画」を検討・策定し、デマンドバスの導入、バス乗り継ぎ拠点の再編、空白地域の解消、ダイヤ変更による利用しやすい公共交通体系を構築し、地域拠点間の公共交通を再編・整備し、人的・物的交流を促進します。

また、阿波地区での過疎地有償運行を維持し、地域交通の確保を図ります。

### 2 公共交通の利便性向上

バス案内サイトを構築し、運行状況が把握できるシステムの導入や電光掲示板の設置により公共交通の利便性向上を図り、利用者の満足度向上をめざします。

また、県や沿線自治体と連携し、JRの利便性・快適性向上に取り組みます。

## 1-4 歴史まちづくりと景観の保全

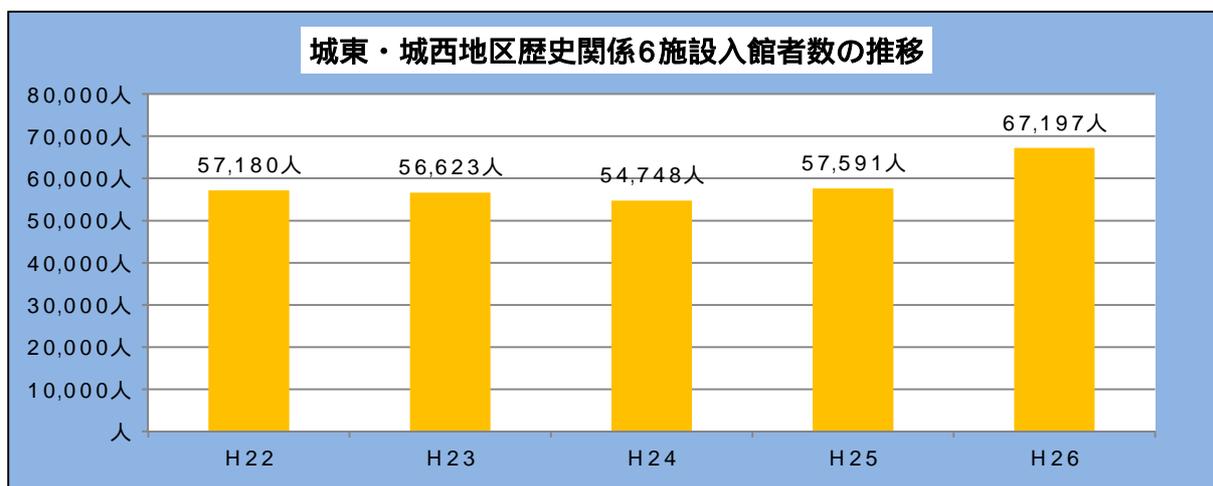
### 現 状 と 課 題

本市は、城下町の構成要素である城跡、武家地、町人地、社寺地が残る典型的な城下町として評価されています。

これまで、城東地区の町並み景観整備などに取り組み、平成21年には旧城下町全域を対象とした「津山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、歴史的風致（注）のさらなる向上に努めています。

平成25年8月には、城東地区が国の重要伝統的建造物群保存地区（注）に選定されましたが、引き続き、城跡周辺地区と城東・城西地区の歴史資産を活かした景観の維持向上と観光インフラの整備により、観光客の回遊性を確保し、観光振興と地域活性化につなげていく**必要があります。**

**そのためには、本市独自の景観計画を策定し、城下町の歴史的な町並みと豊かな自然が織り成す風景が調和する良好な景観を守り育て、市民が誇りと愛着を持つことができ、観光客にも魅力を感じてもらえる津山らしい景観を創出し、**次世代へ継承することが重要な課題です。



歴史関係6施設：作州城東屋敷・津山洋楽資料館・城東むかし町家・箕作阮甫旧宅・作州民芸館・城西浪漫館  
（資料：津山市統計書）

### 基 本 方 針

城跡、武家屋敷、町家、社寺といった城下町の歴史的な構成要素を保存活用するとともに、それらを取り巻く周辺の町並み景観を整備することにより、古いものと新しいものとが調和した津山らしい景観を市民とともに守り・育て・創り、将来世代に引き継げるよう、景観行政に積極的に取り組みます。

観光駐車場や道路美装化などのインフラ整備に取り組み、津山の魅力的な景観を観光振興に活かします。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                           | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|-----------------------------------|-------------|---|
| 歴史と文化を活かしたまちづくりを推進し、美しい景観を保全できている | 59.0点       |  |

| 成果指標           | 説明                 | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|----------------|--------------------|-------------|-------------|
| 城東・城西地区の観光入込客数 | 城東・城西地区の歴史関連施設入館者数 | 67,197人     | 114,000人    |

## 施策の方向と主な取組

### 1 歴史資産の保存と町並み景観の整備

城跡周辺地区や城東・城西地区の歴史的建造物や伝統的な町並みを保存・活用するとともに、周辺景観との一体的な調和を図るため、道路の美装化や側溝の改修など、町並み景観の整備に取り組みます。

### 2 歴史資産の活用と施設整備

歴史的資産を観光振興に活かすため、観光駐車場やトイレの整備、道路環境の改善、魅力的な観光施設の充実を図り、観光客の増加と滞在時間の延長につなげます。

### 3 景観行政の推進

景観条例の制定、景観計画の策定により、特に、景観保全の必要性が高い城下町を中心とした区域を重点地区に指定して、景観への影響が懸念される大規模建築などの届出基準を示し、津山らしい景観の保全・誘導を推進します。

#### 【用語説明】

歴史的風致・・・地域固有の歴史や文化を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺地域が一体となって形成してきた良好な環境のこと。

重要伝統的建造物群保存地区・・・市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法第144条の規定にもとづき、特に価値の高いものとして国(文部科学大臣)が選定した地区のこと。

# 1-5

## 居住環境の整備

### 現 状 と 課 題

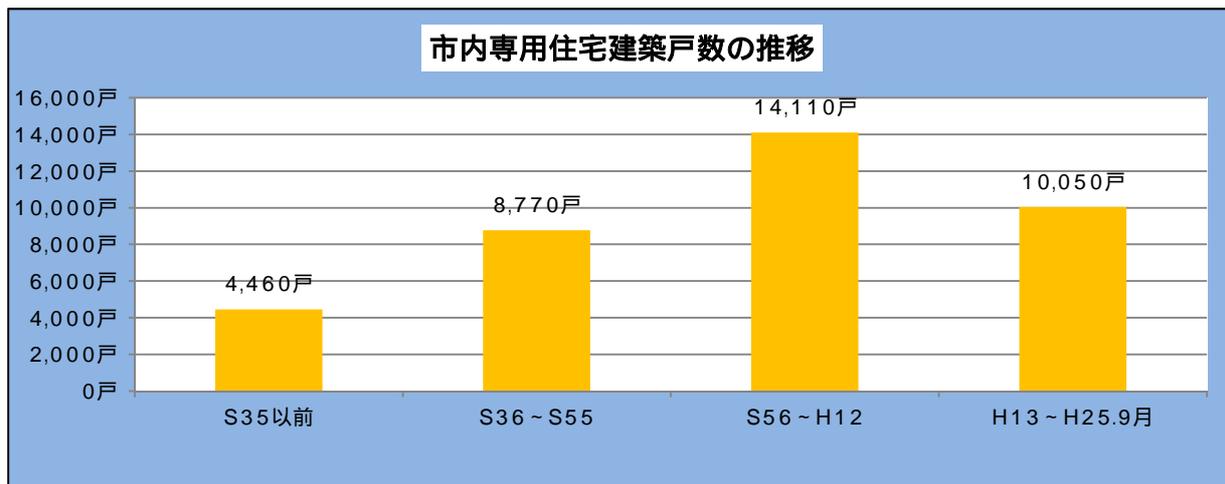
近年、ライフスタイルの多様化が進むとともに、災害への備えや自然環境への配慮など、さまざまなニーズに対応した住宅の供給が求められています。

また、中心市街地の空洞化や中山間地域の過疎化の進行により、一戸建住宅や共同住宅の空き家・空き室が増加しており、本市においても大きな課題となっています。

このようななか、今後の居住環境整備においては、省エネ住宅の普及や建築物の耐震化、空き家・中古住宅などの維持管理と有効活用を図るとともに、高齢者や障害者などすべての人に配慮したユニバーサルデザイン（注）の導入を促進するなど、安全・安心で、人と地球にやさしい居住環境の整備が求められています。

また、公営住宅についても、少子高齢化や人口減少社会の進行を踏まえ、これまでの量の確保から質の確保への転換を図る必要があります。

公営住宅に対する住民ニーズや建物の老朽化に対応するため、適切な維持管理に努めることはもとより、散在する小規模住宅団地の再編や大規模住宅団地の建て替え、既存住宅の機能向上と長寿命化を図り、だれもが快適に暮らすことのできる公営住宅整備に取り組むことが重要です。



調査期日が10月1日のため平成25年は9月までの数値。新耐震基準は昭和56年6月に導入。

（資料：住宅・土地統計調査）

### 基 本 方 針

住宅の省エネルギー化や耐震化の普及を図るとともに、だれもが安全・安心で快適に暮らせるユニバーサルデザインに配慮した居住環境の整備を推進します。

公営住宅については、量から質の確保へ転換を図ることとし、住民ニーズや老朽化に応じた住宅の再編や適切な維持管理による長寿命化を図ります。

将来の目標

| 市民満足度指標         | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|-----------------|---------------|---|
| 良好な居住環境が整備されている | 61.0 点        |  |

| 成果指標    | 説明                  | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|---------|---------------------|---------------|---------------|
| 住宅の耐震化率 | 強い地震でも倒壊しない構造の住宅の割合 | 73.0%         | 95.0%         |

施策の方向と主な取組

1 人や環境にやさしい住宅整備の啓発

住宅のユニバーサルデザインの導入や省エネルギー化、耐震化などの普及を促進するとともに、多様な居住ニーズに対応した快適で良好な居住環境の整備を図るため、住宅相談会などを定期的に開催し市民への啓発活動に取り組みます。

2 建築物の耐震化の促進

大地震から人命や財産を守るため、新耐震基準（注）以前に建てられた建築物の耐震化を促進し、安全・安心な居住環境の整備に取り組みます。

公共建築物の耐震化を図るとともに、民間建築物の耐震化を促進するため、所有者・管理者の防災意識の高揚に努めます。

3 公営住宅の整備

公営住宅の整備・更新にあたっては、今後の人口減少社会を見据えた、適切な住戸数の確保に向けて団地の再編を進めるとともに、民間活力の導入や土地の高度利用を検討するなど、効率的かつ効果的な公営住宅の整備に取り組みます。

また、住宅の長寿命化を図るため、予防保全的な改修事業を推進します。

【用語説明】

ユニバーサルデザイン・・・文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

新耐震基準・・・昭和 56 年に導入された、建築基準法にもとづく現行の耐震基準。

## 2-1

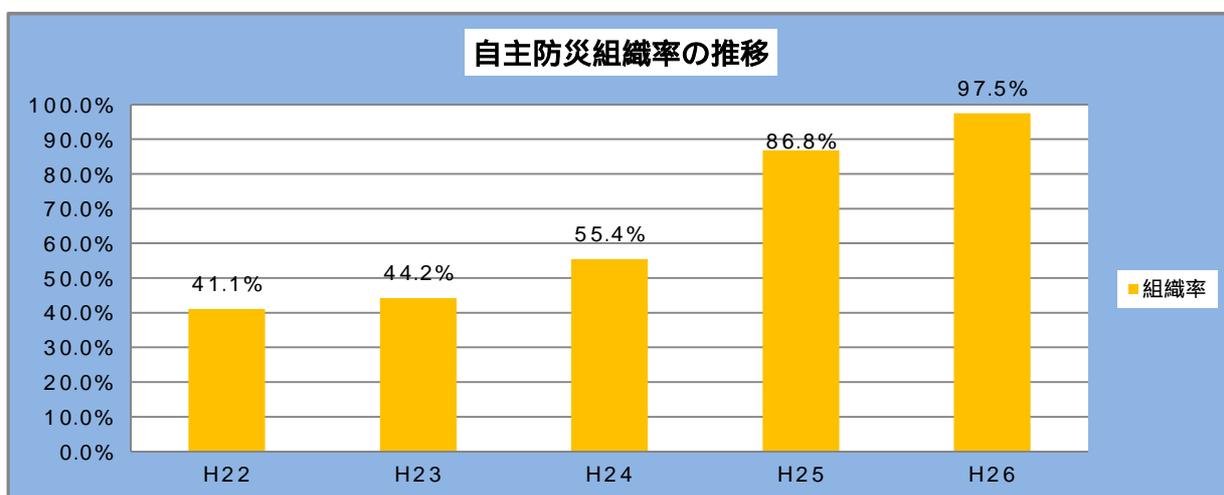
# 防災体制の充実と防災意識の啓発

### 現 状 と 課 題

災害や想定外の事故などから、市民の生命・身体・財産を守り、安全・安心を確保するためには、平常時からの備えが必要です。

なかでも、災害被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」に向けた取組が重要です。迅速かつ多様な情報伝達手段を整備してより多くの市民へ情報を伝えるとともに、市民一人ひとりの防災意識を高め、「自分の命は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」という自助・共助の意識にもとづいた「自主防災組織」の育成や地域消防防災の中核である「消防団」の充実により地域防災力を高め、公助(市や警察、消防署など)との連携体制を整備し、ライフラインの早期復旧や災害弱者などの対応を進めることが必要となっています。

また、救急救助体制については、高度化する需要に対し、圏域消防組合の効率的かつ効果的な体制整備や救急救命活動を行ううえで医療関係機関との連携体制の強化が求められています。



(資料：危機管理室調べ)

### 基 本 方 針

自助・共助の考え方による自主防災組織の設立を推進し、平素から防災意識の高揚を図るとともに、減災に向け、公助との協働体制の構築と的確かつ迅速な情報伝達システムを整備します。

消防団の施設・設備の充実や圏域消防組合の効率的な体制整備により、消防力の向上に努めます。あわせて、救急救命活動と医療の連携を図ります。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                     | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|-----------------------------|---------------|---|
| 防災体制が整備され、市民の防災意識の向上が図られている | 55.5 点        |  |

| 成果指標    | 説明                  | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|---------|---------------------|---------------|---------------|
| 自主防災組織率 | 地域防災力の要となる共助組織の整備割合 | 97.5%         | 100%          |

## 施策の方向と主な取組

### 1 防災情報伝達システムの整備

災害時の被害を最小限にとどめるためには、迅速な情報発信や的確な伝達が不可欠であり、より多くの市民へ情報が行き渡るよう災害情報メールやFM電波の活用による防災ラジオの普及、防災行政無線の整備など情報伝達手段の多重化を図ります。

### 2 防災意識の高揚

ハザードマップの作成や市内全域を対象とした防災訓練を実施するとともに、自主的な防災活動の支援など、市民一人ひとりが防災意識を高め、協力し相互に支え合う、自助・共助を基本とした地域防災力の強化に努めます。

### 3 消防・防災・救急救助体制の充実

消防団や圏域消防組合の消防・防災・救急救助体制の整備を行うとともに、医療機関などと連携した救急救命活動を行います。

## 2-2

# 災害予防と減災の推進

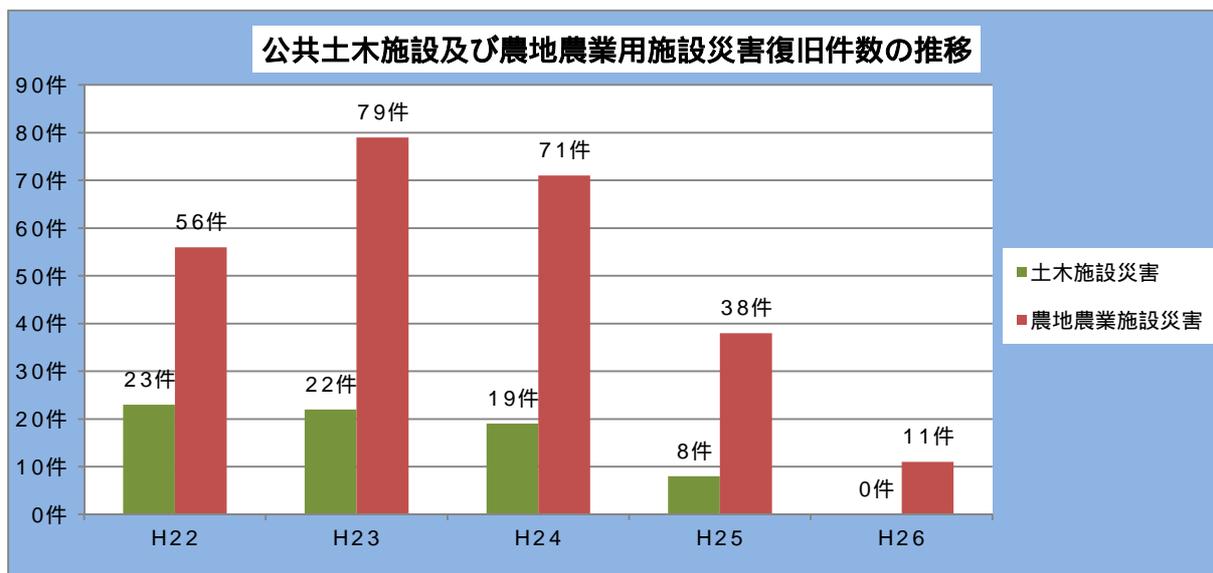
### 現 状 と 課 題

近年、局地的な集中豪雨や大型台風の上陸などによる災害の激甚化が懸念されています。また、山崎断層帯(注)で地震が発生した場合には、県北東部を中心に、建物全壊が約600棟、最大避難者数約5,700人が想定されており、これらの災害に対し適切な備えと被害の最小化が求められています。

このため、本市では「津山市地域防災計画」にもとづき、国や県、関係機関などの責務を明確にし、相互が連携して防災対策の推進に努め、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

今後も、防災・減災への取組として、山林の保全や河川改修などの治山・治水事業を推進し、土砂災害の防止と浸水被害の軽減に努めるとともに、雨水排水路の整備や公共施設・住宅などの耐震化を促進し、災害の未然防止を図る必要があります。

また、災害発生時の緊急車両などの通行確保のため、緊急輸送道路(注)に指定されている路線や地域の交通難所について、関係機関と協力のもと体系的な道路整備を進める必要があります。



(資料：土木課、農村整備課調べ)

### 基 本 方 針

治山・治水事業や雨水浸水対策、住宅の耐震化などに取り組むとともに、関係機関の協力のもと体系的な緊急輸送道路の整備を図るなど、防災・減災対策を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

## 将来の目標

| 市民満足度指標              | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|----------------------|---------------|---|
| 防災・減災が進み、災害予防ができています | 52.9 点        |  |

| 成果指標          | 説明                      | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|---------------|-------------------------|---------------|---------------|
| ポンプゲート（注）の整備率 | ポンプゲートの計画箇所に対する整備済箇所の割合 | 54.5%         | 81.8%         |

## 施策の方向と主な取組

### 1 治山・治水対策の推進

荒廃林の整備や急傾斜地崩壊対策などの事業を推進し、土砂災害を未然に防ぐとともに、河川、ため池などの改修や適切な維持管理に努め、洪水被害の低減を図ります。

### 2 雨水浸水対策の推進

都市部を中心とした、集中豪雨などによる冠水や浸水被害を軽減するため、津山市雨水対策計画にもとづき、雨水排水路の整備やポンプゲートの設置に取り組みます。

### 3 耐震対策の推進と緊急輸送道路の確保

地震への備えとして、住宅などの耐震化を促進し災害に強いまちづくりを進めるとともに、緊急車両などの通行を確保するため、緊急輸送道路に指定される道路網や地域の交通難所などの整備を推進します。

#### 【用語説明】

山崎断層帯・・・岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯。

緊急輸送道路・・・震災時に救命活動や物資輸送を円滑に行うための大動脈となる、国・県道や幹線市道。

ポンプゲート・・・河川排水路などにおける樋門ゲートと水中ポンプが一体となった強制排水設備。

## 3-1

# 防犯対策と消費者保護

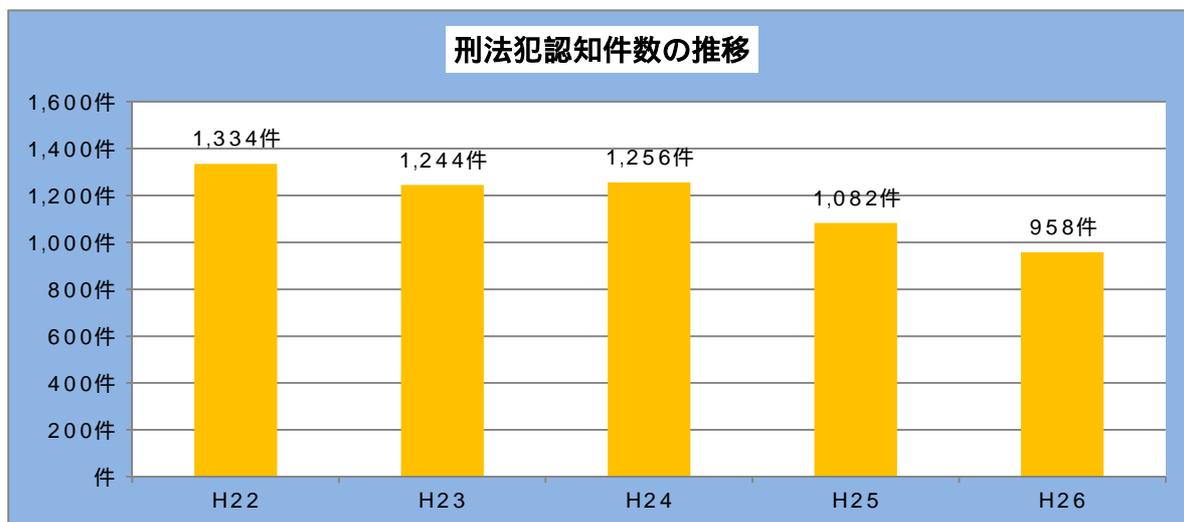
### 現 状 と 課 題

近年、子どもや女性、高齢者など社会的弱者を狙った事件が相次いで発生するとともに、犯罪が広域化、巧妙化しています。

特に、振り込め詐欺などの特殊詐欺や商品の送り付け商法による高齢者の被害と、インターネットを悪用した悪質サイトへの誘導による若年層の被害が増加し、消費者を取り巻く日常生活に関するトラブルが、社会問題となっています。

犯罪が起きにくく、安全・安心な社会をつくるためには、警察、学校、市民、事業所などとともに、「地域の安全は自分たちで守る」という意識のもと、防犯施設の整備や防犯活動を行う必要があります。あわせて、社会経済活動からの暴力団の排除や、犯罪被害者やその遺族が、一日でも早く日常生活を取り戻せるよう、条例にもとづいた適切な取組が必要です。

消費者保護については、「津山市消費生活センター」の相談体制の充実を図るとともに、消費者教育の推進が求められています。



(資料：津山警察署調べ)

### 基 本 方 針

安全で安心して暮らせる地域づくりに向けて、地域住民と協働して、自主防犯組織の活動支援や防犯施設の設置支援を行います。

消費者保護のため、相談体制を充実し、被害防止を図るとともに、啓発活動を通じて、消費活動に関する市民の意識を高めます。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                      | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|------------------------------|---------------|---|
| 犯罪や消費者被害の心配が少ないまちづくりができています。 | 54.3 点        |  |

| 成果指標        | 説明                     | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|-------------|------------------------|---------------|---------------|
| 防犯カメラの設置台数  | 町内会、市が設置した防犯カメラの累計設置台数 | 111 台         | 300 台         |
| 消費生活講座の参加人数 | 学校・地域で開催する消費生活講座への参加人数 | 800 人/年       | 1,300 人/年     |

## 施策の方向と主な取組

### 1 自主防犯活動の推進と暴力団の排除

市民が安全で安心して生活できるまちづくりを推進するため、地域の自主防犯組織や安全・安心まちづくり推進協議会などの団体と連携して、防犯活動を行うとともに、市民が被害に遭わないための防犯意識の醸成に努めます。あわせて、市民、事業者と一体となって市民生活や社会経済活動の場から、暴力団を排除し、平穏な市民生活を確保します。

### 2 防犯施設の設置支援

街頭犯罪や少年非行などの防止を図り、安全で住みよいまちづくりを進めるため、犯罪抑止効果の高い防犯灯、防犯カメラの設置を推進します。

### 3 消費生活対策の推進

安心して豊かな消費生活を営むことのできる社会を実現するため、消費生活センターの相談体制を充実し、被害防止のための情報提供、啓発活動を行うことにより、市民の消費活動に関する意識を高めます。

## 3-2

# 交通安全対策の推進

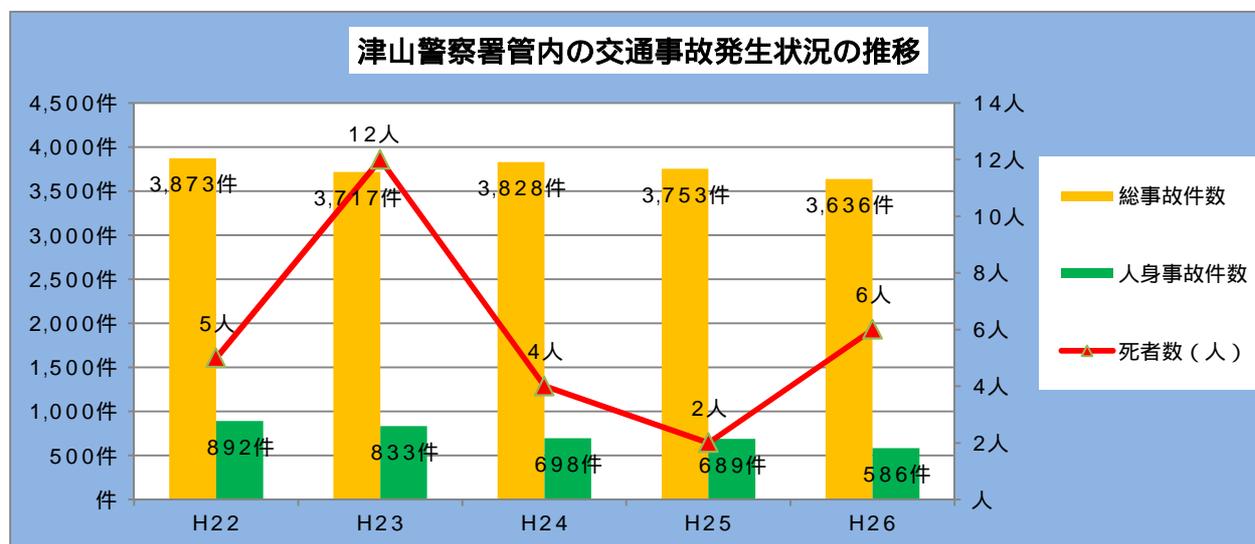
### 現 状 と 課 題

本市における近年の交通事故発生件数は、減少傾向を示しています。津山警察署管内の事故の特徴としては、交差点付近での事故が全体の約6割を占め、特に高齢者事故の割合が増加しています。事故形態として、車対車の事故が約90%、車対人の事故は、約8%を占めています。

また、全国的に自転車のルール違反による交通事故が多発し、深刻な問題となっていることから、平成27年6月の道路交通法改正において、危険行為を繰り返した自転車運転者に対する講習の受講が義務化されました。

このような状況のなかで、交通事故のない安全な市民生活を確保するためには、道路管理者、警察、交通安全関係団体が連携し、事故多発箇所への対策や、交通安全施設の整備に努めるとともに、幼児から高齢者まですべての年齢層を対象とした交通安全教室や啓発活動を実施しています。

今後は、学校、家庭、地域、事業所においても、交通安全教育の推進や交通安全意識の高揚が求められています。



(資料：津山警察署調べ)

### 基 本 方 針

市道、農道において、車両と歩行者がより安全に通行できるよう歩道の設置、交通安全施設などの整備を推進します。

交通安全に対する基本的なルールの遵守や交通マナーの向上を図るため、警察はもとより、学校、家庭、地域、事業所が一体となった交通安全運動を推進します。

将来の目標

| 市民満足度指標                            | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|------------------------------------|---------------|---|
| 交通安全対策が進み、交通事故の少ない安全なまちづくりができています。 | 55.5 点        |  |

| 成果指標   | 説明               | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|--------|------------------|---------------|---------------|
| 交通事故件数 | 津山警察署管内の交通事故発生件数 | 3,636 件/年     | 2,900 件/年     |

施策の方向と主な取組

1 交通安全施設の整備

市道、農道において、車両と歩行者が安全に通行できるよう、また、通学路の安全対策を推進するため、歩道の設置、ガードレール、転落・横断防止柵、カーブミラー、区画線などの交通安全施設の整備、路面舗装などを行うとともに、道路照明などの道路施設の適切な維持管理に取り組みます。

2 交通安全対策の推進

市民一人ひとりの交通安全意識の徹底を図り、交通事故を減らすため、交通安全対策協議会、交通安全母の会などの団体と連携して、交通事故防止のための交通安全教室や街頭啓発活動を推進します。

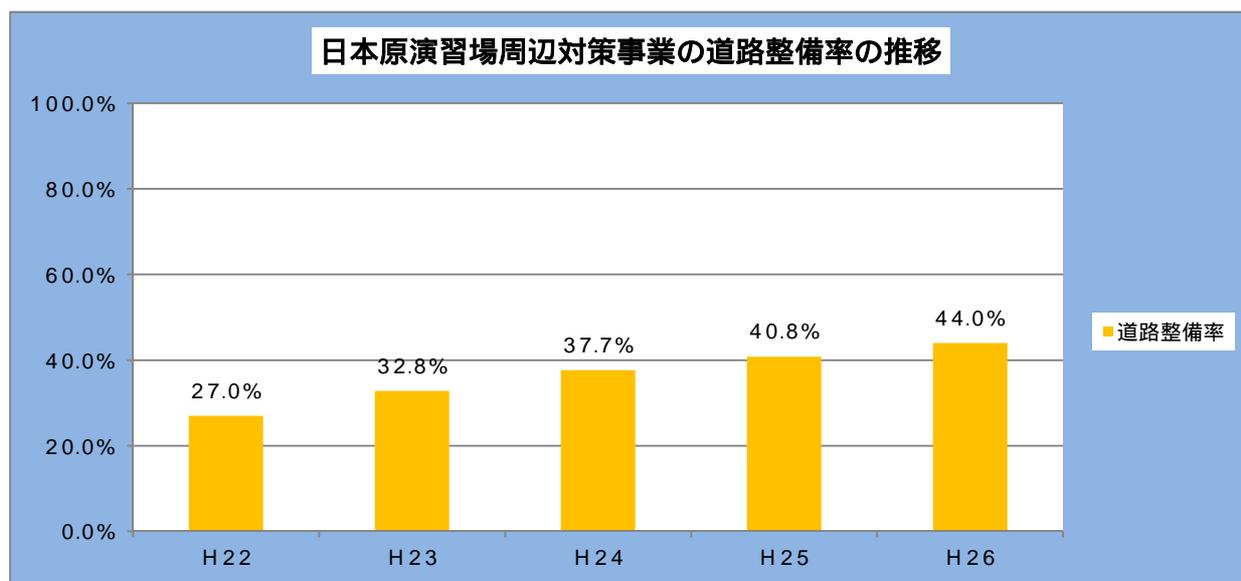
## 3-3

# 演習場対策

### 現 状 と 課 題

本市には、勝北地域（広戸地区）に陸上自衛隊日本原演習場及びそれを管轄する陸上自衛隊日本原駐屯地が所在しており、一般訓練はもとより、火砲射撃訓練が可能な演習場となっています。

このため、実弾射撃演習、ヘリコプターの飛行訓練などによる騒音や振動、さらには水質汚濁などの障害が発生しています。これらの周辺住民に対する障害の軽減を図るため、中四国防衛局などの関係機関・団体と積極的に連携するとともに、周辺住民の理解と協力を得るなかで、日本原演習場が安定使用され自衛隊の訓練や演習が円滑に行なわれ、地域住民と自衛隊が共存共栄できるよう、適切な対応に努めていかなければなりません。



（資料：勝北支所調べ）

### 基 本 方 針

関係機関・団体と連携を図り、演習場の使用により発生する騒音や振動障害などの防止及び演習場周辺の整備を促進し、安全で快適な生活環境の整備を進めます。

### 将 来 の 目 標

| 市民満足度指標          | 満足度(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|------------------|-------------|---|
| 日本原演習場の対策が図られている | 67.7点       |  |

| 成果指標               | 説明                                 | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|--------------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 日本原演習場周辺対策事業の道路整備率 | 自衛隊車両との離合困難箇所の解消を図り、安全・安心のための道路整備率 | 44.0%       | 100%        |

## 施策の方向と主な取組

### 1 演習場対策の推進

自衛隊車両と一般車両が安全に走行できるための狭小道路の整備、実弾射撃演習やヘリコプターの飛行訓練などによる騒音や振動の軽減、水質汚濁など軽減のための水路などの公共用施設整備を進め、自衛隊日本原演習場と演習場周辺地域住民との共存共栄を図ります。

# 1-1

## 共創・協働の推進

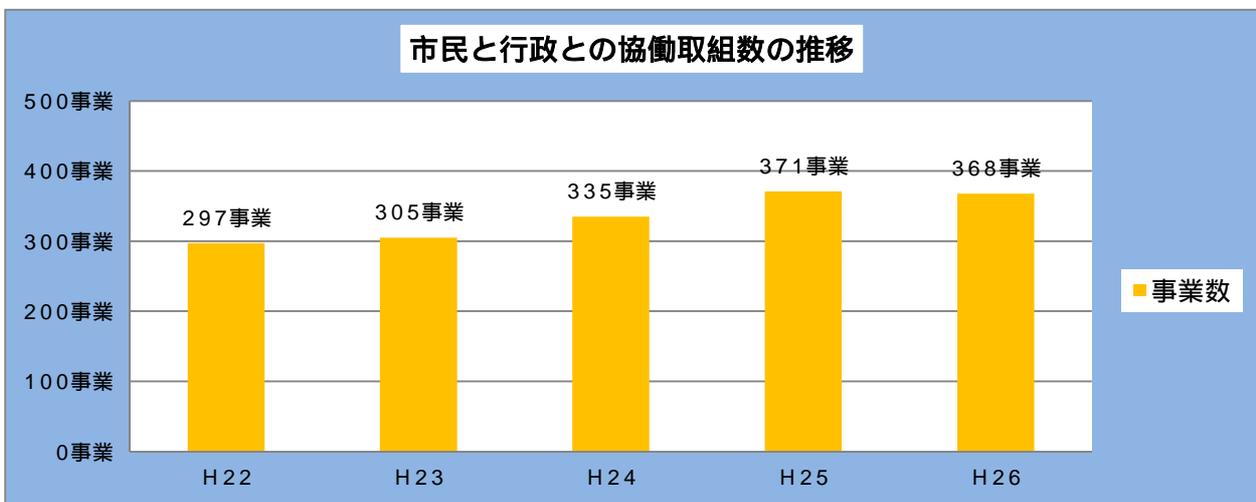
### 現状と課題

少子高齢化や人口減少が進行し、生活様式の多様化や人間関係の希薄化などにより、地域の絆や連帯感が薄れつつあります。

反面、社会状況の多様化のなか、自らが地域の課題を解決していこうという意識を持った市民の自主的・自発的な活動も活発化しています。こうした活動を支援し、市民活動の充実を図っていくことが求められています。

今後、税収の減少などで財政状況が厳しくなることが予想されることから、地域におけるつながりを充実させ、より一層、市民やボランティア、NPO、事業者などと連携し、地域の課題の解決に向けて取り組む共創・協働のまちづくりの推進が求められており、市民・事業者・行政の役割を明確にし、お互いの自主性を尊重した取組が重要です。

さらに、各種審議会への市民参画やパブリックコメントによる意見聴取など、より多くの市民の声を取り入れながら、市民が主役のまちづくりを進めていかなければなりません。



(資料：協働推進室調べ)

### 基本方針

市民、ボランティア、NPO、事業者などと行政とが連携して、将来の姿や課題解決を図る共創・協働のまちづくりを推進します。

行政情報の提供・共有により、多くの市民の声を取り入れ、市民が主役のまちづくりを進めます。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                     | 現状値(平成27年度) | 目標(平成37年度)  |
|-----------------------------|-------------|---|
| 市民と行政による共創・協働のまちづくりが推進できている | 50.1点       |  |

| 成果指標        | 説明                 | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成37年度) |
|-------------|--------------------|-------------|-------------|
| 市民との協働の取組の数 | 市民と行政が一緒に取り組んだ事業の数 | 368事業       | 450事業       |

## 施策の方向と主な取組

### 1 共創・協働のまちづくりの推進

市民の意識向上と主体的な参画を促進して共創・協働のまちづくりを推進するとともに、今後のまちづくりを担う人材の育成を図ります。

また、市民・団体・事業者・NPOなどが協働できるネットワークづくりとまちづくりに参加しやすい環境整備を進めます。地域づくりにおいては、住民自治協議会の設立を支援するなど、地域課題を地域住民とともに解決できる体制を構築します。

### 2 市民参画のまちづくりの推進

市民の知識と経験をまちづくりに活かしていくために、積極的に行政情報を提供し、情報の共有化に努め、各種審議会への市民参加を図ります。

また、パブリックコメントなどにより、より多くの市民の意見聴取を進めます。

#### 【用語説明】

NPO・・・公共的なサービスを提供し、営利を目的としない民間団体。

パブリックコメント・・・市が政策や制度などを決定する際に、市民に公表して意見を聞き、それを考慮しながら最終決定を行うしくみ。

## 1-2

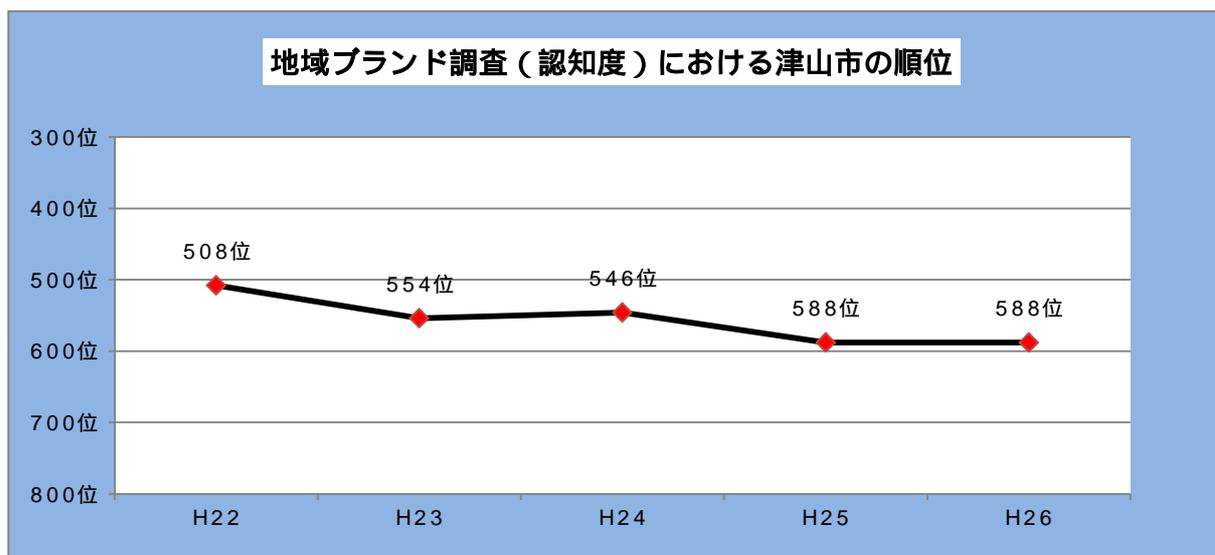
# 津山の魅力発信

### 現 状 と 課 題

地方分権が進展し、市民ニーズが多様化するなか、広報紙やホームページ、フェイスブックなどのSNS（注）を通じて、市民に迅速・的確な情報提供を行ってきました。

市民の声を聞く機会として、市民と市長のふれあいトークや地域懇談会などを開催してきました。これからも、まちづくりに市民の声をより積極的に反映していくことが求められています。

津山の魅力を市内外の人へ効果的に発信していくため「津山珈琲倶楽部（注）」を立ち上げましたが、これからも交流人口の拡大を図りながら移住・定住を推進していくシティプロモーション（注）が必要です。



調査対象となった1,000自治体中の順位  
（資料：ブランド総合研究所「地域ブランド調査」）

### 基 本 方 針

市民ニーズを把握し、親しみやすい広報紙・わかりやすいホームページづくりに努めるとともに、ICT（情報通信技術）をはじめとするさまざまな情報媒体をフルに活用し、本市がもつ多様な地域資源を効果的に発信し、知名度を向上させていくシティプロモーションに取り組みます。

## 将来の目標

| 市民満足度指標                       | 現状値（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|-------------------------------|---------------|---|
| 津山の良さが効果的に発信され、魅力度アップにつながっている | 45.3          |  |

| 成果指標          | 説明                       | 現状値（平成 26 年度）       | 目標値（平成 37 年度） |
|---------------|--------------------------|---------------------|---------------|
| 地域ブランド調査認知度順位 | ブランド総合研究所「地域ブランド調査」認知度順位 | 588 位<br>（/1000自治体） | 300 位以内       |

## 施策の方向と主な取組

### 1 広聴・広報の充実

市民への情報提供と市のPRを目的とした、魅力的で効果的な情報発信を行っていくため、市民が求める情報を把握し、見せ方を工夫するなかで、親しみやすく活用しやすい利便性の高い広報紙やホームページづくりを進めます。広聴活動においては市民との対話を大切にして、市民が市役所を身近に感じられるような取組や、広報紙やホームページを活用するなかで、双方向の交流を推進します。

### 2 津山シティプロモーションの推進

市外在住者をターゲットに、本市の知名度を向上するため新たなロゴマーク・キャッチコピーなどの統一コンセプトを作成し、まちの魅力を全国に発信し、選んでもらえるまち津山をめざし、交流人口の増加と、移住定住の推進を図ります。

#### 【用語説明】

SNS・・・エヌ・エヌ・エヌ（Social Networking Service）。人と人とのつながりを電子化して促進・サポートするサービス。

津山珈琲倶楽部（つやまかふえくらぶ）・・・全国に津山の魅力を発信することを目的とした、市外在住者による津山市のファンクラブ。

シティプロモーション・・・移住定住人口・交流人口の増加等を目的として市の名前や魅力を情報発信し、知名度を向上させる活動

## 1-3

# 行財政改革と情報化の推進

### 現 状 と 課 題

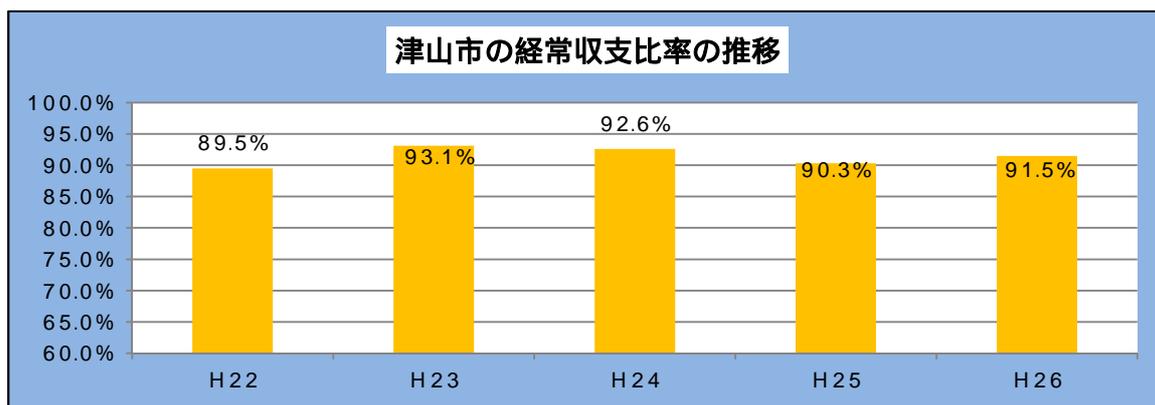
本市では、昭和57年に行財政改革を始めて以後9次にわたる取組を進め、行政のスリム化、事務事業の効率化などに一定の成果をあげてきました。

財政状況は、市税収入が低迷する一方で、少子高齢化により社会保障関係の扶助費は増加の一途をたどり、また、長期にわたる第三セクター等改革推進債（注）の償還や合併特例期間終了による地方交付税の削減が始まるなど厳しい環境にあります。

公共施設については、老朽化が進むものも見られ、廃止を含む将来を見据えた利活用策と防災・減災対策の強化に本格的に取り組む必要があります。

こうした課題に対応し、子育てや教育環境の向上、地域産業の振興、魅力的なまちづくりなど、将来を見据えた施策に取り組み、持続可能なまちづくりを進めるためには、今後も引き続き行財政改革を強力に推進し財源の確保に努めるとともに、限られた財源を効率的・重点的に配分することが求められています。

情報化分野においては、行政の情報化として、マイナンバー制度（注）の開始に伴い、行政サービスの一層の向上が求められており、さらなるセキュリティ対策、行政情報の公開についての取組を進めていかなければなりません。また、地域の情報インフラの整備も必要です。



（資料：財政課調べ）

### 基 本 方 針

市民ニーズを反映した質の高い行政サービスを提供するとともに、公共施設の適正管理に取り組む、長期財政見通しのもと、将来にわたる持続可能な行財政運営に努めます。

ICT（注）活用の推進により、行政事務の効率化を進めるとともに、行政情報の公開による透明性の向上、まちづくりへの市民参画の推進を図ります。

### 将 来 の 目 標

| 市民満足度指標                             | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|-------------------------------------|---------------|---|
| 行財政改革が行われ、組織の活性化と確実に速やかな市民対応ができています | 46.2 点        |  |

| 成果指標   | 説明   | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|--------|--|---------------|---------------|
| 経常収支比率 | 経常的な収入（市税、普通交付税など）に対する経常的な支出（人件費や施設管理費）の比率 | 91.5%         | 88.0%         |

### 施策の方向と主な取組

#### 1 行財政改革の推進

事務事業を見直し、財源の確保を図るとともに、事務能率の向上、人材育成、市民参画の推進、民間活力の有効活用などの取組を通じ、行財政改革を推進します。

#### 2 健全な財政運営の維持

将来にわたる健全な財政運営を維持するため、税収など自主財源の確保を図るとともに、長期的な視野に立った計画的な財政運営を進めます。

また、地方公会計制度に基づく行政コスト計算や貸借対照表などの財務書類を整備し、公表することにより、透明性を高め、財政の効率化・適正化に努めます。

#### 3 ファシリティマネジメント（注）の推進

将来にわたり適切な行政サービスを提供することができるよう、公共施設白書と公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の効果的な再編及び長寿命化などにより、最適化への取組を進めます。

#### 4 情報化施策の推進

行政手続きのオンライン化の推進やマイナンバー制度の活用、また、行政情報のオープンデータ化などにより電子自治体を推進します。コンビニエンスストアの端末を活用し、住民票の写し等の自動交付や市税等の納付ができるようにし、市民の利便性の向上を図ります。

セキュリティ対策の強化などによる情報資産の個人情報保護やセキュリティポリシー（注）の順守による情報の適正利用を推進します。

地域の情報化については、情報通信網の整備促進を図ります。

#### 【用語説明】

第三セクター等改革推進債・・・総務省が 5 年間（2009～13 年度）の特例で、第三セクターなどの解散や再建を条件に発行を認めた地方債。

ICT・・・情報通信技術。コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術。

○マイナンバー制度・・・住民票を有するすべての方に 1 人 1 つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。

開花プログラムの推進方策  
2 圏域の一体的な発展のために

- ファシリティマネジメント・・・市の有する建物、構築物などを最適な状態（コスト最小効果最大）で保有し、運営・維持するための総合的な管理方法。
- セキュリティポリシー・・・企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。

## 2-1

# 広域連携の推進

### 現 状 と 課 題

本市は、消防・ごみ処理・雇用労働などの分野において近隣自治体と連携し広域行政の推進を図ってきました。

ICT（注）の環境整備や主要幹線道路の整備などにより、市民の生活や交流・経済活動の範囲は拡大しており、行政サービスも自治体の枠を超えたより広域的な連携の視点による対応が求められています。

また、県北地域の人口流出に歯止めをかけるため、より一層近隣自治体と協力し、効果的な行政サービスを行い、魅力ある持続可能な地域づくりを進める必要があります。

JR津山線の利便性・快適性の向上と空港津山道路の早期開通など南北交通軸の整備促進は、県北地域の発展にとって必須です。岡山市を中心とする連携中枢都市圏（注）形成に向けた調査研究を行い、交通や観光面において県南地域との連携を図っていくことが求められています。



（資料：国立社会保障・人口問題研究所）

### 基 本 方 針

津山圏域1市5町による産業振興などこれまでの広域連携をより発展させ、定住自立圏（注）の形成をめざします。

県北自治体との連携を深めるなか、県北全体の地域の振興や行政課題の克服につながる施策に取り組みます。

### 将 来 の 目 標

| 市民満足度指標                      | 満足度（平成 27 年度） | 目標（平成 37 年度）  |
|------------------------------|---------------|---|
| 県北の拠点都市として、圏域との一体的な振興が図られている | 49.1 点        |  |

| 成果指標         | 説明               | 現状値（平成 26 年度） | 目標値（平成 37 年度） |
|--------------|------------------|---------------|---------------|
| 定住自立圏の締結自治体数 | 定住自立圏形成協定の締結自治体数 | 0 自治体         | 5 自治体         |

### 施策の方向と主な取組

#### 1 津山圏域自治体との連携の推進

これまでの消防やごみ処理などの広域連携に加え、津山圏域自治体との連携を強化し、交通ネットワーク、雇用創出、観光振興、移住・定住の推進などこれからの時代に即した広域行政のあり方を研究するなかで、効果的で効率的な共同処理の取組を進めるとともに、早期に定住自立圏の形成をめざします。

#### 2 新しい広域連携の推進

魅力ある持続可能な県北の地域づくりと一体的な発展のため、県北の自治体と広く連携します。人・ものの移動において必要な JR 津山線の利便性・快適性の向上、地域高規格道路「空港津山道路」の整備推進を図るために、岡山市をはじめ関係自治体との調査研究を進めます。

#### 3 国・県との連携

国・県など関係機関との連携や、各種団体との協力により、広域的な課題や市民ニーズが国や県などの計画や施策へ反映されるよう、努めます。

#### 【用語説明】

連携中枢都市圏・・・人口減などの課題を抱える地方の活性化に自治体が広域で連携して取り組む仕組み。

定住自立圏・・・圏域の中心的な役割を担う「中心市」とその周辺にある「近隣市町村」が、それぞれの地域資源などを活用して、集約とネットワークにより互いに役割分担し、連携・協力により、圏域全体で必要な生活機能を確保し、人口定住を促進しようとするエリア。